

災害関係業務事務処理マニュアル

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

令和4年 11 月改訂

〈目次〉

1. はじめに.....	- 2 -
2. 環境省における災害関係業務のフロー.....	- 3 -
3. 環境省における災害復旧制度の概要.....	- 4 -
4. 災害等廃棄物処理事業とは.....	- 5 -
(参考) 災害等廃棄物処理事業の概要①.....	- 7 -
(参考) 災害等廃棄物処理事業の概要②.....	- 8 -
(参考) 災害等廃棄物処理事業の業務フロー.....	- 9 -
5. 廃棄物処理施設災害復旧事業とは.....	- 10 -
(参考) 廃棄物処理施設災害復旧事業の概要.....	- 11 -
6. 災害発生時の対応について.....	- 12 -
別紙様式1 被災状況把握事務連絡.....	- 14 -
別紙様式2 災害等報告書作成依頼事務連絡.....	- 16 -
7. 災害廃棄物処理事業等の補助金申請について.....	- 19 -
(1) 災害廃棄物処理事業フロー.....	- 19 -
(2) 災害等廃棄物処理事業等の主な申請の手続きについて.....	- 20 -
(3) 災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象の範囲.....	- 22 -
(別表) 災害発生の実事確認.....	- 25 -
(4) 災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表.....	- 27 -
(5) 災害廃棄物処理事業実地調査の手順.....	- 30 -
(参考) 災害等廃棄物処理事業に係る諸経費に関する算定の考え方.....	- 37 -
(様式及び記入例) 実地調査報告書.....	- 38 -
(6) 廃棄物処理施設災害復旧事業補助金の補助対象の範囲.....	- 40 -
(参考) 廃棄物処理施設災害復旧事業に係る諸経費に関する算定の考え方.....	- 45 -
(7) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金 補助対象内外早見表.....	- 46 -
(8) 廃棄物処理施設災害復旧事業実地調査の手順.....	- 47 -
(様式及び記入例) 実地調査報告書.....	- 50 -
8. 災害に起因しない漂着ごみ処理事業.....	- 52 -
(1) 災害に起因しない漂着ごみ処理事業フロー.....	- 52 -
(2) 災害に起因しない漂着ごみ処理事業の災害査定等について.....	- 53 -
(3) 災害等廃棄物処理事業費補助金(漂着ごみ処理)補助対象の考え方.....	- 54 -
(4) 災害等廃棄物処理事業費補助金(漂着ごみ処理事業)の実施について.....	- 55 -
9. 災害等報告書の作成事例について.....	- 57 -
10. 災害等報告書事前提出チェックリスト.....	- 74 -
11. 災害等廃棄物処理事業費補助金交付申請書の作成方法について.....	- 75 -
12. 災害等廃棄物処理に関する関係通知等一覧.....	- 132 -
13. 災害関係事業に係る取扱いについて(質疑応答集).....	- 133 -

1. はじめに

我が国は自然的に災害を受けやすい環境にあり、発生する災害により人命や莫大な財産が失われ、国民経済上も大きな負担となっている。特に、近年は、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風（台風第 19 号）、令和 2 年 7 月豪雨における被害をはじめとして、大規模な地震、台風や集中豪雨等により、甚大な被害が各地で発生している。環境省においては、こうした災害により発生した災害廃棄物の処理や廃棄物処理施設が被災した際の復旧に対して、災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金により財政的な支援を行っているところである。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による災害廃棄物の処理に要する費用については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年法律第 40 号）に基づき被災市町村に対する財政支援を行ったところである。

これらの補助金にかかる申請額の確定にあたっては、財務省財務局の立会^{りっかい}のもと、被害状況の現地調査（いわゆる「災害査定」）を行い、被害額を両者の合意の下に確定する必要があるが、市町村等において実務を担当する担当者からは「どのように事務手続きを行うのか」「〇〇は補助対象となるのか」等の質問が寄せられることが多々ある。そのため、市町村等において実務を担当する担当者向けに災害報告書等の作成方法や質疑応答を作成することとした。

また、環境省では、東日本大震災の経験を踏まえてこれらを上回る規模の自然災害に備え、廃棄物処理システムの強靱化に関する総合的な対策の検討を進めるため、平成 25 年度から「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会（平成 27 年に改称）」を開催し、大規模災害時における災害廃棄物処理について総合的な検討を行い、「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」（平成 26 年 3 月）と「巨大災害発生時における災害廃棄物に係る対策スキームについて」（平成 27 年 2 月）を取りまとめた。

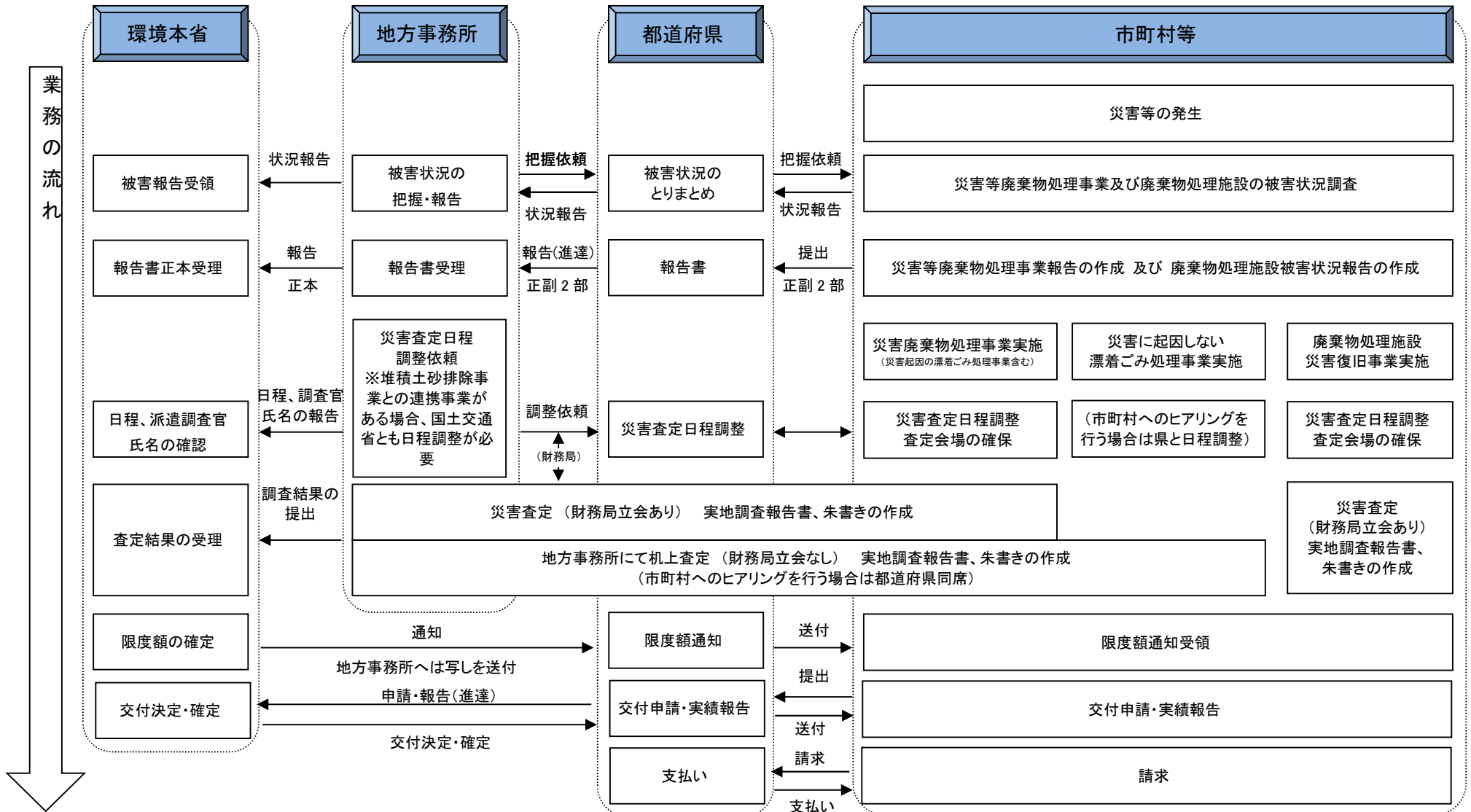
さらに、これまでの水害廃棄物対策指針や震災廃棄物対策指針を改定した「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月策定、平成 30 年 3 月改定）と「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（平成 27 年 11 月）を策定するとともに、法制度の整備を実施し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 58 号）が平成 27 年 8 月 6 日に施行された。

本マニュアルの目的は、災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の申請方法等を紹介するものであるが、今後、現地調査に臨む実務担当者の方々におかれてはこれらの資料も広く活用していただくことを望むものである。

令和 4 年 11 月

環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

2. 環境省における災害関係業務のフロー



3. 環境省における災害復旧制度の概要

我が国は、その地理的位置、地形、地勢等から極めて自然現象による災害を受けやすく、毎年、台風、豪雨、地震等により全国各地に多くの災害が発生し、多数の尊い人命と多大の財産を失い、国民生活や社会経済に大きな影響を与えている。災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）によると、災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象等により生ずる被害をいい、国は国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護することとされている。

こうした災害による災害廃棄物の発生や廃棄物処理施設等における被災は、民生安定上また社会経済上重大な影響があり、被災状況を早期に復旧することは行政の責務である。しかし、これらに要する費用は莫大なものとなり、市町村の財政能力を超えるものとなることが多い。そのため、環境省としても、災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金という形で財政上の支援を行い、災害からの早期の復旧・復興を目指し、公共の福祉を図ることとしている。

災害に対しては速やかな被災地の復旧・復興を図るべく、その年に発生したものはその年の予備費又は補正予算をもって予算を措置し、市町村に対し、財政的な支援を行っているところである。

なお、国土交通省などで所管する公共土木施設に関しては、明治 14 年より予算補助の形で国庫補助が行われ、昭和 26 年に「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が制定された。環境省の災害復旧制度については、同法の直接の適用はないものの、災害復旧制度の根幹となる考え方については、同法に基づくものを数多く引用しているところである。

【用語の解説】

本資料で使用している用語の意義は下記のとおりである。

- ・実地調査要領・・・内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和 59 年 9 月 7 日付け蔵計第 2150 号）
- ・（処理）交付要綱・・・災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について（令和 3 年 4 月 1 日付け環循適発第 21040110 号環境事務次官通知の別紙）
- ・（復旧）交付要綱・・・廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について（令和 3 年 12 月 22 日付け環循適発第 21122212 号環境事務次官通知の別紙）
- ・実施要領・・・「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金実施要領」の制定について（令和 3 年 4 月 1 日付け環循適発第 2104019 号環境再生・資源循環局長通知の別紙）
- ・取扱い・・・災害等廃棄物処理事業の取扱いについて（令和 4 年 4 月 1 日付け環循適発第 22040117 号環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知の別紙）
- ・負担法・・・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
- ・負担法取扱要綱・・・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱（昭和 31 年 12 月 10 日付け建発河第 114 号）

4. 災害等廃棄物処理事業とは

1. 目的

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、災害等廃棄物処理事業費補助金により被災市町村を財政的に支援し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2. 概要

①事業主体 市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）

②対象事業 市町村が災害（暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害）その他の事由（災害に起因しないが、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条に定める海岸保全区域外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害）のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく避難所の開設期間内のもの。

③補助率 1 / 2

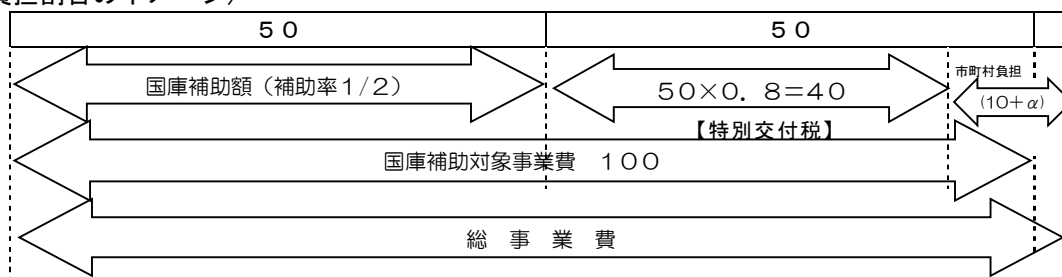
④補助根拠 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
第 22 条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）
第 25 条 法第 22 条の規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用の 2 分の 1 以内の額についておこなうものとする。

（参考）災害等廃棄物処理事業の沿革

- ・清掃法（昭和 29 年法律第 72 号、廃棄物処理法の前身）第 18 条に国庫補助の趣旨が規定
- ・廃棄物処理法（昭和 45 年法律第 137 号）の制定に伴い第 22 条に趣旨が規定
- ・平成 19 年に災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加（災害等廃棄物処理事業の「等」に該当）

- ⑤その他 本補助金の補助うら分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度となる。

(負担割合のイメージ)



【激甚災害時】

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第102条に基づき、地方負担分に対して起債措置（災害対策債）がなされた場合、元利償還金について特別交付税措置（元利償還金の57%）

【特定非常災害時】

地方負担分に対して起債措置（災害対策債）がなされた場合、元利償還金について特別交付税措置（元利償還金の95%）

なお、起債措置（災害対策債）の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置

また、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して行う災害廃棄物処理事業において、当該市町村の財政力に比して特に過大な負担が生じる場合、該当都道府県に災害廃棄物処理基金を設置

※災害廃棄物処理基金

○基金の対象市町村は、局地激甚災害指定基準（公共土木）を活用し以下の通り。

①標準税収入50億円以下の市町村：事業費推計>標準税収入の20%超

②標準税収入50億円超～100億円未満の市町村

：事業費推計>標準税収入×20%+（標準税収入-50億円）×60%

③標準税収入100億円超の市町村

：事業費推計>標準税収入の50%超

○基金の額は、事業費の2.5%（国庫補助及び地方財政措置後の残割合）から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%

(参考) 災害等廃棄物処理事業の概要①

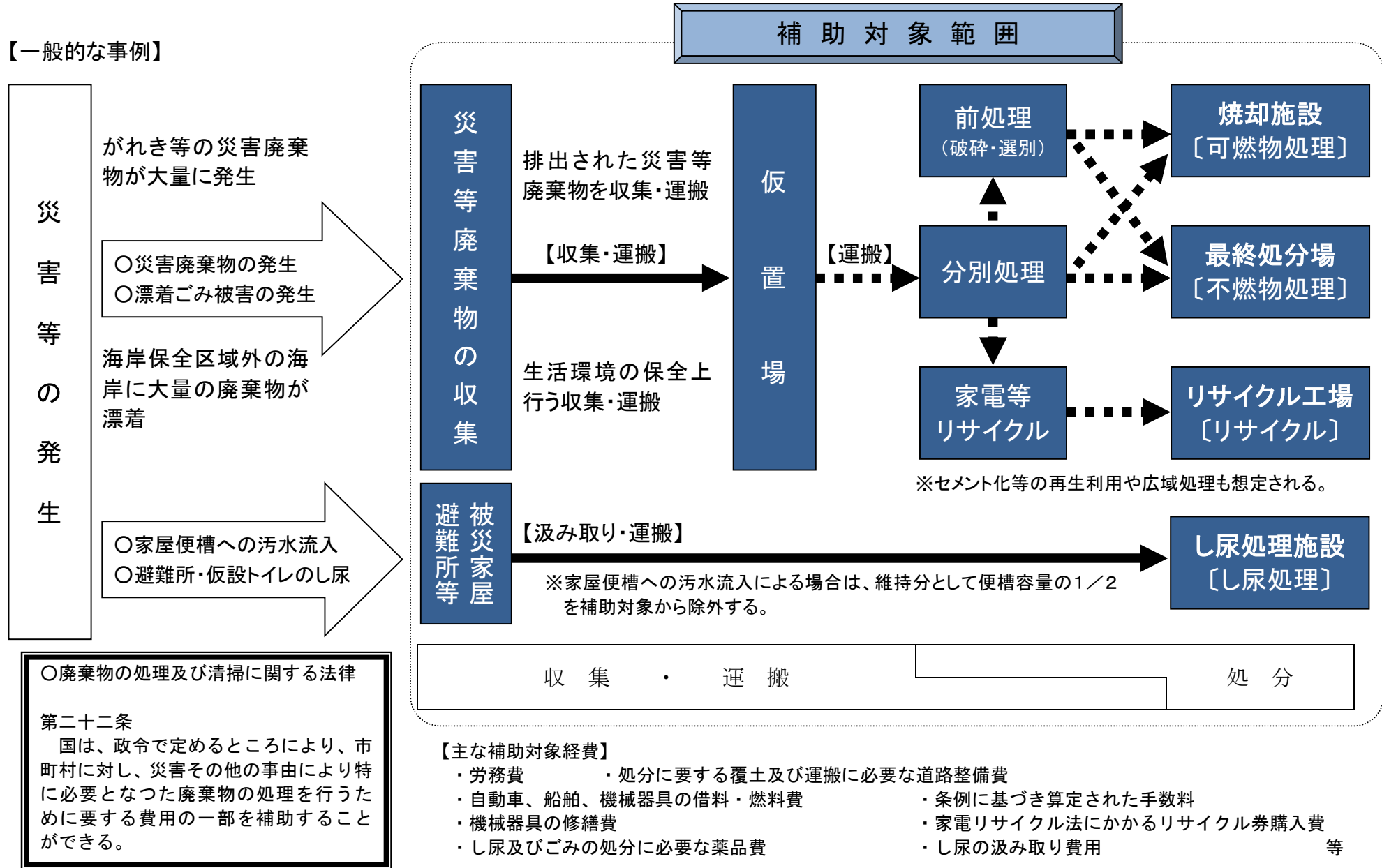
災害等廃棄物処理事業費補助金								
災害等廃棄物処理事業は、市町村(一部事務組合・広域連合を含む)が災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条の規定に基づき、市町村に対し国庫補助を行うものである。								
	通常災害	激甚災害	特定非常災害		令和2年7月豪雨		令和元年房総半島台風及び東日本台風	
対象の市町村	被災市町村	激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村
国庫補助率	1/2	1/2	1/2		1/2		1/2	
災害廃棄物処理基金	—	—	—	事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定	—	事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定	—	事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定
地方財政措置	地方負担分の80%について特別交付税措置	左記に加え、さらに残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置 ※起債充当率100%	(1)災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100% (2)災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置		(1)災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100% (2)災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置		(1)災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100% (2)災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置	
合計	90%	95.7%	97.5%	事業費及び標準税収入により算出(97.5%以上)	97.5%	事業費及び標準税収入により算出(97.5%以上)	97.5%	事業費及び標準税収入により算出(97.5%以上)
半壊家屋の解体	対象外	対象外	対象		対象		対象	

(参考) 災害等廃棄物処理事業の概要②

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業		
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ○仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） ○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分 	<ul style="list-style-type: none"> ○海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	指定市：事業費80万円以上、市町村：事業費40万円以上	
	<ul style="list-style-type: none"> ○降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの ○暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの ○高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○1市町村（1一部事務組合）における処理量が150m³以上のもの ○海岸保全区域外の海岸への漂着 ○通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等
補助率	1/2	
財務局立会	あり	なし
査定方法	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。 ○災害廃棄物の処理完了後は、当該都道府県庁舎等において机上査定を行う。 ○事業終了までに概算払いを希望する市町村については推計による事前協議を実施（本省⇔財務省：1億円以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ○原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所庁舎において机上査定を行う。 ○漂着ごみの処理完了前にヒアリングを行う場合は、現地又は当該都道府県庁舎にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行ってもよい。

(参考) 災害等廃棄物処理事業の業務フロー

【一般的な事例】



5. 廃棄物処理施設災害復旧事業とは

1. 目的

災害により被害を受けた廃棄物処理施設の復旧に要する経費の一部を補助することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2. 概要

- ①事業主体 地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、広域連合を含む）、廃棄物処理センター・PFI 選定事業者・広域臨海環境整備センター、中間貯蔵・環境安全事業株式会社
※産業廃棄物処理施設、PCB 廃棄物処理施設の被害にあつては環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課、広域廃棄物埋立処分場の被害にあつては同総務課において実地調査等を担当する。
- ②対象事業 災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業及び応急復旧事業。
- ③補助率 1 / 2
- ④補助根拠
- ・通常災害は予算補助
 - ・東日本大震災は法律補助（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年法律第 40 号））
- （参考）廃棄物処理施設災害復旧事業の沿革
- ・平成 5 年度まで及び平成 8 年度以降は予算の流用により対応
 - ・平成 6～7 年度は、阪神・淡路大震災による被害等について立項立目のうえ補正予算対応
 - ・平成 26 年度予算から当初予算に計上
- ⑤その他 地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税措置（元利償還金の 47.5%（財政力補正により 85.5%まで））

(参考) 廃棄物処理施設災害復旧事業の概要

廃棄物処理施設災害復旧事業

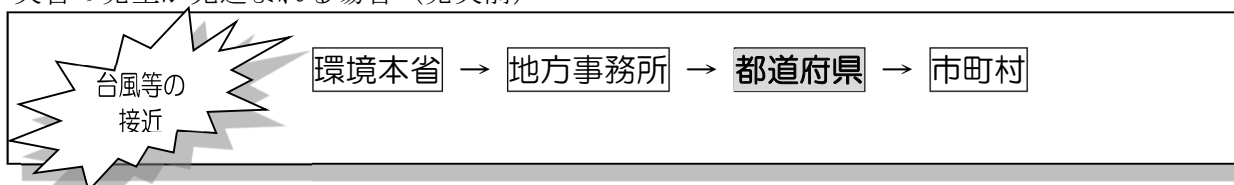
廃棄物処理施設災害復旧事業については必要経費の1/2を補助し、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図ります。

	通常	令和元年房総半島台風及び東日本台風	平成30年7月豪雨	熊本地震	東日本大震災
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） ・産業廃棄物処理施設 ・広域廃棄物埋立処分場 ・PCB廃棄物処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業）
国庫補助率	1/2 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	特定被災地方公共団体の標準税収入に対する災害復旧事業費の割合に応じて 20/100以下の部分は80/100 20/100を超える部分は90/100 （東日本大震災財特法） その他の市町村についておおむね1/2 (交付要綱)
地方財政措置	地方負担分の全額について、一般単独災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の47.5%（財政力補正により85.5%まで）について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、震災復興特別交付税により措置
合計	73.75%~92.75%	99%	99%	99%	100%

6. 災害発生時の対応について

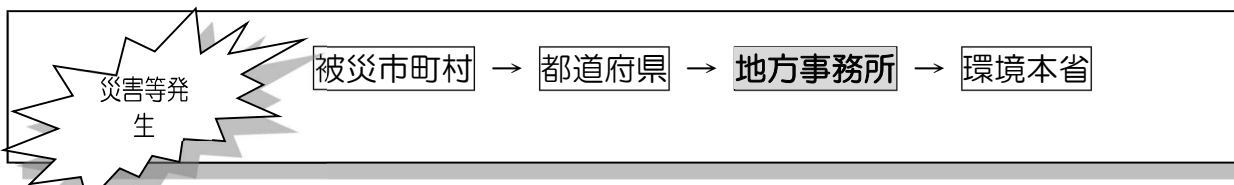
地方環境事務所（以下、「地方事務所」という。）は、管轄地域において台風・地震等の災害により、災害等廃棄物の発生や廃棄物処理施設が被災した場合、若しくは、それらが予想される場合において、以下のとおり対応する。

① 災害の発生が見込まれる場合（発災前）



大型の台風等、各地で災害により災害等廃棄物の発生や廃棄物処理施設の被災が見込まれる場合には、台風の接近等に合わせて環境省廃棄物適正処理推進課・災害廃棄物対策室（以下「環境本省」という。）より、地方事務所を通じて情報収集の依頼を行うことがある。その場合、発災後に速やかな情報収集に協力いただきたい。

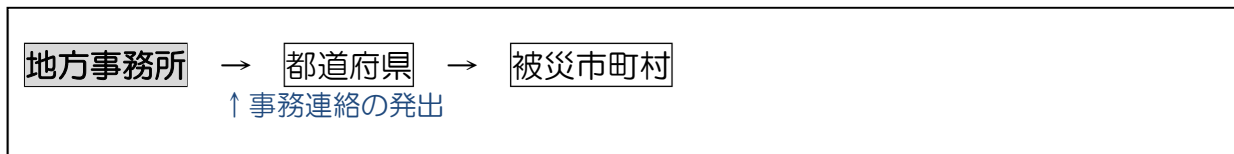
② 災害等の発生の報告（発災日～発災後数日）



災害による被害が発生した場合、都道府県を通じ被災市町村における災害等廃棄物や廃棄物処理施設の状況について情報を収集し、環境本省あてにメール等で報告いただきたい。

各地で甚大な被害が発生した場合には、内閣府（防災担当）において、政府調査団が派遣される場合があり、環境省では、平成18年7月集中豪雨（鹿児島県）以来、災害廃棄物の処理を所掌する観点から政府調査団に参加しており、環境本省において対応をしている。

③ 被災状況の把握依頼（発災日～当面の間）



地方事務所から都道府県に対し別紙様式1（被災状況把握事務連絡）により、災害等廃棄物や廃棄物処理施設における、詳細な被災状況についての把握を依頼するので、被災市町村においては、都道府県を通じて被害情報の報告を、都道府県においては管下市町村の被害情報の取りまとめを行い、地方事務所へ報告いただきたい。

（注1）都道府県からの報告は、メールによる送付で構わない。

（注2）補助金の申請が見込まれる場合、査定時において、災害の状況や災害等廃棄物の処理及び廃棄物処理施設の被災状況を写真により確認する必要があるため、写真により被災状況の記録を十分行うこと。

④ 被災状況の把握・報告（発災日～当面の間）

被災市町村 → 都道府県 → 地方事務所 → 環境本省（→ 内閣府防災担当）

地方事務所は、都道府県から報告のあった被災状況と地方事務所が独自で把握した情報を取りまとめ環境本省に報告すること。

なお、被災状況の報告は、発災日から1週間程度の間は、毎日（原則として土日祝日は除く。）、それ以降は環境本省から報告のタイミングについて指示を行うこととする。ただし、これに関わらず、災害発生から一定期間経過した時点で、被災状況の報告に変更がない場合や軽微な変更であれば、被災状況の内容を適宜判断し、必要に応じて報告することでも差し支えない。

大規模な災害の場合は、内閣府（防災担当）等から被災状況について随時照会があるため、災害等廃棄物処理事業の進捗状況や廃棄物処理施設の復旧状況について随時把握すること（環境本省では、いただいた報告をもとに内閣府（防災担当）へ被害状況を報告している）。

また、別紙様式1に基づく報告については、環境本省において財務省へ予算折衝をする際の重要な資料であるため、随時更新し最新の状態を保つこと。

（注）発災直後に環境本省として重要視をしている情報は、災害廃棄物の撤去見通し、仮置場の設置状況、処理の見通し、有害物質の発生状況等のほか、家屋の全壊・半壊状況、床上・床下浸水の状況等である。

⑤ 災害等廃棄物処理事業報告書等の作成依頼（発災日から2か月程度）

地方事務所 → 都道府県 → 被災市町村
↑ 事務連絡の発出

災害等廃棄物処理事業の進捗状況や廃棄物処理施設の復旧状況を踏まえ、都道府県に対し別紙様式2（災害等報告書作成依頼事務連絡）により、実施要領に基づき、「災害等廃棄物処理事業の報告について」及び「廃棄物処理施設被害状況の報告について」の作成を依頼するので、被災市町村においては、本マニュアルの災害等報告書の作成方法に留意して災害等報告書の作成を順次進めること。

事 務 連 絡
令和 年 月 日

〇〇県一般廃棄物担当課 御中

環境省〇〇地方環境事務所
資源循環課

台風〇〇号による被災状況の把握について

日頃より廃棄物行政の推進に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたびの台風〇〇号により、被災市町村等が実施した災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被災による復旧事業について、迅速な状況把握の必要性から、別紙様式により毎日（原則、土日祝日は除く）16：00までに当課あてメール（紙で印刷した文書の送付は不要）にて御報告をお願いいたします。

なお、被災状況の報告にあたりましては、前日の内容から変更が生じた場合は、当該部分を朱書きにより御報告いただき、変更がない場合であっても、別紙様式により御報告をお願いいたします。

また、環境省においては、災害により被災市町村が実施した災害等廃棄物の処理事業及び廃棄物処理施設の復旧事業に対して、「災害等廃棄物処理事業費補助金」及び「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金」により支援しているところですが、緊急に対応しなければ生活環境保全上著しく支障があり、やむを得ず当該補助金における災害査定以前に災害等廃棄物の処理及び廃棄物処理施設の復旧を行う場合には被災状況等の写真について入念な撮影をお願いいたします。災害査定においては、写真等の資料により被災の事実、災害等廃棄物の処理状況や施設の被災状況等を確認のうえ採否を決定することとしており、被災状況等が確認できないものについては、補助の対象とならない場合がありますので、市町村に対し周知徹底をお願いいたします。

※本事務連絡は例示であるので、文言等は適宜変更になる場合がある。

<問い合わせ・報告先> 〇〇地方環境事務所資源循環課 担当者： 電 話： E-mail：
--

災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被災状況について

都道府県名： _____ 部署名： _____ 担当者名： _____ 連絡先： _____

令和〇年〇月〇日 △△：▽▽現在

1. 災害等廃棄物処理事業

被害をもたらした災害等 (災害等の名称、日付)	市町村名	事業区分 (ごみ処理、し尿処理、漂着ごみ)	災害廃棄物 集積所数	仮置場数	仮置場所在地名称	災害廃棄物量 (t、kℓ、m ³)	事業費見込額 (千円)	被害及び処理の状況
台風〇号 (令和 年 月 日)	〇〇市	ごみ処理	5	1	〇〇町1-2 〇〇公園運動場	100 t	1,000	【被害】全壊〇〇棟、半壊〇〇棟、床上浸水〇〇棟、床下浸水□□棟 【仮置場設置期間】〇月〇日～〇月〇日 【受入期間】〇月〇日～〇月〇日 【処理】仮置場において災害等廃棄物の分別や前処理を行う予定。 可燃ごみ：〇〇市クリーンセンター 不燃ごみ：〇〇市最終処分場
	□□町	し尿処理				100 kℓ	400	【被害】全壊〇〇棟、半壊〇〇棟、床上浸水〇〇棟、床下浸水□□棟 【収集期間】〇月〇日～〇月〇日 【処理】〇〇市汚泥再生処理センター

※上記の仮置場数については、市町村が設置・管理している仮置場に限る。

2. 廃棄物処理施設の被害

被害をもたらした災害等 (災害等の名称、日付)	市町村名	施設名	規模	建設年度	復旧見込額 (千円)	稼働状況	人的・物的被害及び復旧の状況等
台風〇号 (令和 年 月 日)	〇〇市	クリーンセンター〇〇	〇〇 t/日	平成〇年度～〇年度	10,000	停止中	焼却施設の煙突の損壊

3. 浄化槽（市町村設置型）の被害

被害をもたらした災害等 (災害等の名称、日付)	市町村名	施設名	規模	建設年度	復旧見込額 (千円)	稼働状況	人的・物的被害及び復旧の状況等
台風〇号 (令和 年 月 日)	〇〇町	浄化槽（市町村設置型）	10基	平成〇年度	1000	停止中	浄化槽及び排水管の破損 浄化槽周辺の陥没

※変更箇所は朱書きとすること。

事務連絡
令和 年 月 日

〇〇県一般廃棄物行政主管課 御中

環境省〇〇地方環境事務所
資源循環課

災害等報告書の作成について（依頼）

日頃より廃棄物行政の推進について御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の実地調査にあたり、令和3年4月1日付環循適発第2104019号環境省環境再生・資源循環局長通知の別紙「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金実施要領」に基づき、申請予定自治体に対し、「災害等廃棄物処理事業の報告について」及び「廃棄物処理施設被害状況の報告について」の作成依頼をお願いします。

また、災害等報告書に添付して頂きたい資料及びその他参考資料等について以下のとおり御連絡します。お手数をおかけしますが、限られた時間の中で効率的に実地調査を行うため、御協力をお願いします。なお、災害等報告書提出時点から現地調査までに日数を要する場合は、どの日付までを実績として計上するか等事前にご相談ください。

○災害等報告書に添付する資料

1. 災害時の気象データ（气象台、都道府県、市町村等での公的データ）

- ①降雨：最大24時間雨量、連続雨量並びにこれらの時間的変化及び地域的分布状況
- ②暴風：風向、風速、気圧等及びこれらの時間的關係
- ③地震：震度、震源地等

2. 写真

- ①道路の冠水や河川の増水、土砂崩れなど被害状況が確認できるもの
- ②仮置場の状況（仮置場の原形復旧を行う場合は、使用前後の状況）や災害等廃棄物（集積所や便槽など）が確認できるもの

3. 地図（地図上に以下の場所を明示すること）

- ①気象観測地点
- ②仮置場
- ③廃棄物処理施設
- ④被災状況写真の撮影地点
- ⑤浸水地域や便槽汲み取り世帯

4. 事業費算出内訳の根拠資料※

①積算単価の根拠が確認できるもの

三者見積や都道府県及び市町村の土木単価など

②員数（件数）の根拠が確認できるもの

労務費であれば作業日報、重機借上料であれば運行記録、処理料金であれば伝票、燃料費であれば使用した燃料の量が分かる資料や走行距離の記録など

③その他、委託契約書や支出額が証明できる資料（請求書や受領書）など、事業費の算出根拠が確認できるもの

④原則として処理フローをまとめること（フロー図を用いなくても説明ができるような単純なものは除く）。

⑤労務費やトラック運行記録などは、集計表を作成すること

※著作権法等に基づき、根拠書類として提出できないものについては、提出不要（ただし、災害査定時に根拠書類を確認する必要があるため、書類は整えておくこと）。

※ 実地調査時の朱入れ用として、災害等報告書（添付資料を除く。）の最終版の写しを数部用意して下さい。

※ 事業費算出内訳の根拠資料として、上記資料を添付して下さい。事前提出が間に合わない場合は、実地調査当日に調査会場に準備し、当日提示できるようにして下さい。

※ 資料が用意されておらず実地調査時に事業費算出内訳等の妥当性について証明・説明できない場合は、減額査定となることがあり、後日の再調査も行いませんので、予め御了承願います。

○その他参考となる資料（実地調査当日までに準備いただきたい資料）

- ・災害等廃棄物の発生量や処理見込量が分かる資料
- ・（施設・設備等復旧の場合）被災前後の写真及び施設図面、財産管理台帳、被災した設備等の状況を第三者機関が証明した資料など

○提出部数及び提出先

環境本省正本1部＋地方事務所副本1部を地方環境事務所に、財務局副本1部を管轄の財務局に提出して下さい（市町村へは都道府県において必要となる部数を含めて依頼をして下さい。）

<問い合わせ・報告先>

〇〇地方環境事務所資源循環課

担当者：

電話：

E-mail：

(参考：添付書類例)

1. 災害時の気象データ

気象台、都道府県、市町村等での公的データ。

2. 写真

①道路の冠水や河川の増水、土砂崩れなど被害状況が確認できるもの。

②仮置場の状況（仮置場の原形復旧を行う場合は、使用前後の状況）や災害等廃棄物（集積所や便槽など）が確認できるもの

- ・仮置場配置図
- ・仮置場状況

※被災状況の代表的な写真（災害廃棄物の発生状況・収集状況、仮置場での集積状況など補助対象である災害廃棄物の収集・運搬・処分が把握できるもの）

※写真については、各自治体の災害対策本部で提供されるもので準用できればそれでも可

3. 地図

地図上に以下の場所を明示すること

- ①気象観測地点
- ②仮置場
- ③廃棄物処理施設
- ④被災状況写真の撮影地点
- ⑤浸水地域や便槽汲み取り世帯

※③については、災害等廃棄物処理事業費補助金の申請の際は不要

②については、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の申請の際は不要

4. 事業費算出内訳の根拠資料※

①積算単価の根拠が確認できるもの

見積書、設計書、建設物価、入札関係資料等のいずれか

②員数（件数）の根拠が確認できるもの

実績においては、作業日報や業務報告書、伝票等、員数が分かる資料を一覧にしたもの（現地調査時において、作業日報や業務報告書、伝票等を調査官が求めた際に提示出来るよう原本については会場に用意しておくこと。）

推計においては、推計の根拠が分かるもの

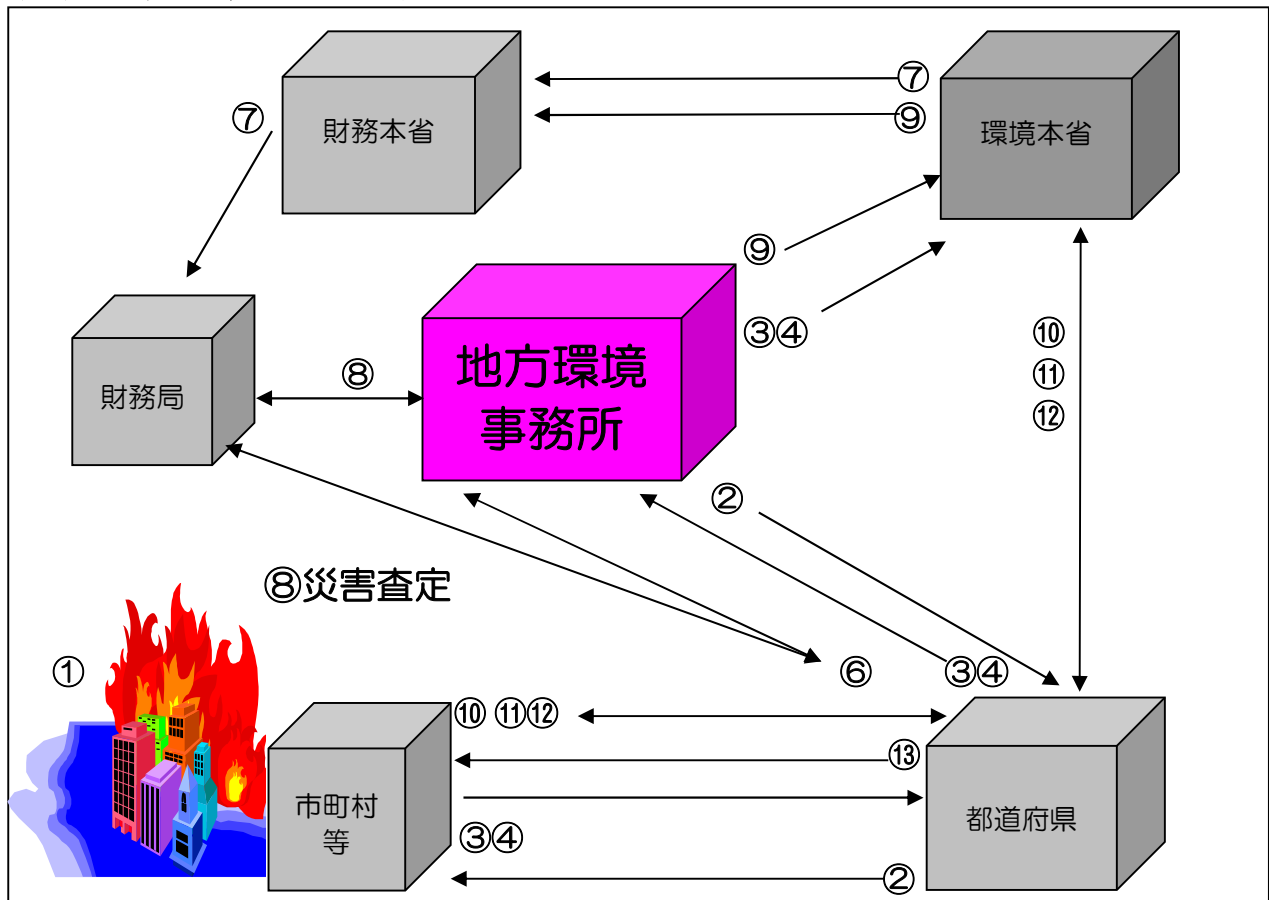
③その他、委託契約書や支出額が証明できる資料（請求書や受領書）など、事業内容及び事業費の算出根拠が確認できるもの

随意契約においては、随意契約理由書も添付すること。また、見積もりが3者未満の場合は、3者未満である理由書も添付すること

※著作権法等に基づき、根拠書類として提出できないものについては、提出不要（ただし、災害査定時に根拠書類を確認する必要があるため、書類は整えておくこと）。

7. 災害廃棄物処理事業等の補助金申請について

(1) 災害廃棄物処理事業フロー



NO	事項	主体
①	災害の発生・災害廃棄物処理対応	市町村等
②	被災状況の把握依頼	<u>地方事務所</u> →都道府県→市町村等
③	被災状況の把握・報告	市町村等→都道府県→ <u>地方事務所</u> →本省
④	災害等廃棄物処理事業報告の提出・受理	市町村等→都道府県→ <u>地方事務所</u> →本省
⑤	(必要に応じ) 推計での事前協議	市町村等→都道府県→地方事務所→本省⇔財務本省
⑥	災害査定日程調整※	都道府県(市町村)↔ <u>地方事務所</u> ・財務局
⑦	立会官派遣依頼	本省→財務本省→財務局
⑧	災害査定の実施	本省・ <u>地方事務所</u> ・財務局・市町村等・都道府県
⑨	実地調査報告書の提出	財務局・ <u>地方事務所</u> →本省→財務本省
⑩	補助限度額の通知	本省→都道府県→市町村等
⑪	交付申請及び交付決定	本省↔都道府県↔市町村等
⑫	実績報告及び交付確定	本省↔都道府県↔市町村等
⑬	補助金の支払	都道府県→市町村等

※国内の災害に起因する漂着ごみ(海岸保全区域外の海岸への漂着)の処理も本事業に含む。

※堆積土砂排除事業との連携事業がある場合、国土交通省とも日程調整が必要

(2) 災害等廃棄物処理事業等の主な申請の手続きについて

④ 災害等廃棄物処理事業報告書の提出・受理

被災市町村は、都道府県を通じて地方事務所に災害等報告書を正副2部提出する（提出締め切り等は災害発生の時期や被災状況に応じて設定される。）。また、都道府県は管轄の財務局等に対して、市町村から提出された災害等報告書を提出する。

なお、提出後に差し替え等が発生しないよう、公文で提出する前に予め都道府県を通じ地方事務所等と調整し、できるだけ事務の効率化を図ることが重要である。

⑥ 災害査定日程の調整

市町村において災害等報告書の提出の目途がついた場合には、地方事務所は、都道府県に対して災害査定の日程調整（地方事務所（本省）、財務局、都道府県、市町村）を依頼する。都道府県は、財務局、市町村、地方事務所と調整し、災害査定の日程を決定する。なお、国土交通省所管の堆積土砂排除事業との連携事業がある場合には原則同時に実地調査をすることとなるので、国土交通省とも日程調整をする必要がある。

(注1)

査定日より前に災害廃棄物の処理を行う場合は、被災状況の写真（災害廃棄物の発生状況・収集状況、仮置場での集積状況など補助対象である災害廃棄物の収集・運搬・処分の状況が十分把握できるもの）の撮影を十分に行うこと。

写真により処理前後の状況が確認できない場合は補助の対象とならないことがある。

(注2)

災害復旧制度では「年災」の考え方（「年度」ではない）が採られており、その年に発生した災害の災害査定はその年に実施することが原則である。事業完了前でも査定は可能であるので、年内に処理完了の目途がつかない場合には、見込みをもって査定を行うこととなる。

⑧ 査定の実施

実地調査要領に基づき、「災害等廃棄物処理事業報告」を査定資料とし、実地調査（査定）を行う。

実地調査は、経費の必要性や員数（件数）・単価の根拠等を確認し、補助対象外経費や根拠が不明な経費などについて査定が行われる。

⑨ 実地調査報告書の作成

(a) 査定後の事業費が1億円未満で、査定官と立会官の意見が一致した場合

i 査定官が作成する調査要領の様式1「環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書」（以下「実地調査報告書」という。）及び朱書き（査定内容について環境本省で把握するため、災害等廃棄物処理事業報告の「事業費算出内訳」に査定の結果が分かるように見え消しで朱書き訂正したもの）を市町村は4セットコピーし、原本とコピー1セットを査定官へ、立会官、都道府県、申請市町村はそれぞれコピー1セットを保存する。

(b) 査定後の事業費が1億円以上、または、査定官と立会官の意見が一致しない場合

近年は大規模な災害が多発しており、事業費の基準が1億円でない災害もあるが、原則とし

ては1億円以上となるので留意すること。

査定官が実地調査報告書を作成するが、調査結果欄（査定後）の金額は、保留*金額であるため上段に括弧書き外数となる。この場合、調査要領の様式2「環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書」（以下「実地調査報告書」という。）を併せて作成する。

「実地調査報告書」及び「朱書き」を4セットコピーし、原本とコピー1セットを査定官へ、立会官、都道府県、申請市町村はそれぞれコピー1セットを保存する。また、「実地調査報告書」を1部コピーし、原本を査定官、コピーを立会官に渡す。

※保留については、実地調査要領第9の規定を参照のこと。

⑩補助限度額通知の決定・送付

環境本省は、実地調査報告書等をもとに、通常災害の場合は交付要綱第4条の規定により限度額を決定し、申請市町村（都道府県経由）あて限度額通知を発出する。

限度額通知の発出は、基本的には、地方事務所から実地調査の報告後、速やかに行うが、予算措置の都合上、補正予算等によって当該災害に係る予算が措置される場合には、予算の成立等に合わせて発出をすることとなる。

⑪補助金の交付申請・交付決定

市町村は、限度額通知を受領した場合、都道府県を通じて、補助金交付申請書（兼実績報告書）を環境本省あてに提出する。環境本省では、補助金交付手続きを行い、交付決定通知書（兼額の確定通知書）を都道府県を通じて、市町村あてに送付する。

⑬補助金の支払

都道府県は、額の確定通知後、市町村からの請求に基づき、支払を行う。

(3) 災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象の範囲

1 災害廃棄物処理事業

災害により被害を受けた市町村（特別区、一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業である。

また、災害等廃棄物処理事業費補助金は、市町村が通常のコスト以外に災害廃棄物を処理するために特別に支出したとき、財政支援を行うものである。

2 災害の範囲

災害は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じたものとし、事実確認及び事業の採択の範囲については、（参考）公共土木施設災害復旧事業査定方針の第2「災害原因の調査」及び第3「採択の範囲等」の第1項に準じて取り扱うこととする。

※別表「災害発生の実事確認」参照

(注) 災害の採択要件を満たしているかは、災害査定における根幹部分であり、採択要件を満たしていなければ査定に入ることもできない。そのため、災害の採択要件を満たしているのか否かを入念に確認すること。例えば、気象庁から発表されるデータに被災地域が入っていない場合や、気象庁のデータでは採択要件を満たしていることが確認できないが、市町村独自の観測データ等では採択要件を満たしていることが確認できる場合は追加資料として、独自データを添付すること。

3 対象となる廃棄物

(1) 災害のために発生した生活環境の保全上特に処理が必要とされる廃棄物

原則として生活に密接に関係する一般家庭から排出される災害廃棄物とする。

(2) 災害により便槽に流入した汚水

維持分として便槽容量の2分の1を対象から除外する。

(3) 特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿

災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものとする。

(4) 災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物

4 対象から除外される事業

(1) 1市町村の事業に要する経費が、以下に掲げる限度額未満のもの。

・指定市及び指定市を含む一部事務組合 : 限度額 800 千円

・市町村及び指定市を含まない一部事務組合 : 限度額 400 千円

(指定市とは、地方自治法上の指定都市をいう。)

(2) 他の災害復旧事業で補助対象となった事業。

(3) 国土交通省所管の都市災害復旧事業として実施される堆積土砂排除事業。ただし、連携事業における環境省事業分については対象とする。

(4) 生活環境の保全上支障があると認め難いものや災害発生以前に不用品であったと認められるもの。

(5) 他の公共事業により排出された廃棄物や単純な土砂の処理に係るものであって、生活環境保全上の支障が認めがたいもの。

(6) 災害によって生じた廃棄物であることが写真等の資料により確認できないもの。

- (7) 緊急に処理しなければ著しく支障があると認めがたいもの。
- (8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて、災害に伴う感染症発
生予防、まんえん防止を目的として行われるねずみ族、昆虫等の駆除のための薬剤散布。
- (9) 海岸管理者が行う場合の漂着流木処理事業。
- (10) 自衛隊等が無償で実施した解体、収集・運搬事業
- (11) 損壊家屋等の処理事業のうち、次の各号に該当するもの
 - ① 港湾、鉄道、道路等の公共事業等に係る施設等の解体事業
 - ② 官庁建物等災害復旧、公立・私立学校施設災害復旧費等災害復旧事業が個々の制度とし
て設けられているもので、当該制度の適用になるもの
 - ③ 修復して再利用すると判断した家屋等の一部解体工事
 - ④ 災害によるものであるかどうか写真や周囲の状況から見て、判別できないものの解体工
事
 - ⑤ 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しない企業（大企業）等が所有する
賃貸マンション及び事業所等の解体工事

5 補助対象となる経費

補助対象となる主要な経費の内容は次の各号に掲げるとおりである。

なお、経費の算出にあたっては、災害等廃棄物処理事業の取扱いについて（令和4年4月1
日付け廃棄物適正処理推進課長通知）により算出するものとし、当該取扱いにより算出できな
い又は算出することが適当でない場合においては、合理的な基準に基づき積算された単価・数
量を適用することを妨げない。

1. 労務費

作業従事者に対する賃金（雇い上げの作業員等に限る。）。なお、必要に応じて作業員の
輸送費を含むものとする。

2. 借上料

ごみ処理にあっては、ごみ収集車、ごみ運搬車、ごみ運搬船、仮置場における重機及び仮
置場の用地等の借上料

し尿処理にあってはバキューム車、し尿運搬船等の借上料

3. 燃料費

ごみ処理、し尿処理に係る自動車、船舶、重機等の燃料費

4. 機械器具修繕費

ごみ処理、し尿処理に係る重機等の修繕費。また、市町村が所有する施設で処理を行った
場合の減価償却費相当額を計上することができる。

5. 薬品費

ごみ処理、し尿処理に係る処分に必要な薬品費等

6. 道路整備費

ごみ処理、し尿処理に係る処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費

7. 手数料

ごみ処理、し尿処理に係る条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村の場合に限
る。なお、上記の経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。）

8. 委託料

ごみ処理、し尿処理について、災害等により生じた廃棄物の処理を市町村が処理事業者、
他市町村に委託した場合の経費（減価償却費相当額を計上することができる。）

なお、解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務にあっては、諸経費、消
費税等相当額を含むものとする。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき市町村が県に

委託する災害廃棄物処理事務に要する経費を含むものとする。

① 解体工事費

ごみ処理に係るもので、損壊家屋等（全壊及び半壊（特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害に限る。））の解体工事（解体工事に係る運搬費も含む）に必要な経費で、以下に掲げるもの

（ア）地上部分及びそれに相当する部分の解体工事費（地上部分の解体と一体的に工事が行われるものは対象とする。）

（イ）門扉、塀、立木について、損壊が著しく解体が必要と市町村が判断した場合の解体費

（ウ）擁壁について、倒壊し、隣地に倒れているようなもので、解体が必要と市町村が判断した場合の解体費

なお、解体工事の対象となる家屋等は、市町村が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第22条に規定する「特に必要となった廃棄物の処理」として解体を行うことが必要と認める家屋等とする。

② 仮設工事費

ごみ処理に要する仮置場、仮設積出基地及び収集・運搬、処分に必要な最小限度の仮設道路の整備等に係る経費

③ 運搬費

ごみ処理にあつては、ごみの発生場所から仮置場までの収集・運搬、仮置場から処理施設までの運搬及び仮置場における選別に要する費用（海上輸送費も含む）

し尿処理にあつては、くみ取りし尿の収集・運搬に要する費用

④ 処理・処分費

破砕、焼却、埋立、再生に必要な経費（所有者を特定できない家電リサイクル法対象製品を、市町村がリサイクル業者に引き渡す際に支払うリサイクル料金（パーソナルコンピュータの場合は、リサイクルマーク非表示のものに限る。）を含む。）

⑤ 諸経費

以下に掲げる業務に必要な諸経費（共通仮設費（率計上分に限る）、現場管理費及び一般管理費等をいう。）。ただし、これによりがたいときは、個別協議により諸経費を算出することができる。

（ア）解体工事

解体工事にかかる委託業務に要する額の100分の15以内とする。

（イ）仮置場及び土砂混じりがれき

仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務に要する額の100分の15以内又は土木工事積算基準に基づいて積算を行う場合は同基準に定める間接工事費及び一般管理費等の率とする。

(別表) 災害発生の実事確認

事 項	採択の範囲	説 明
<p>1. 災害原因</p> <p>(1) 降雨</p> <p>(2) 暴風</p> <p>(3) 洪水</p> <p>(4) 地震</p> <p>(5) 高潮、波浪、津波</p>	<p>最大24時間雨量が80mm以上。ただし、80mm未満であっても時間雨量が特に大である場合（時間雨量が20mm以上）は被害状況による。</p> <p>最大風速が15m/secであること</p> <p>①河川にあっては警戒水位 ②警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さ）の5割以上の水位 ③河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適当な場合の警戒水位未満の出水 ④比較的長時間にわたる融雪出水等</p> <p>異常な天然現象であること</p> <p>被害の程度が比較的軽微と認められないもの</p>	<p>①降り始めからの総雨量ではないことに留意。採択にあたっては、始終期は問わないが、24時間雨量が最大値になる部分を確認すること。 ②時間雨量(20mm)による採択は最大24時間雨量に対する例外処置である。</p> <p>①最大風速とは10分間の平均風速であり、最大瞬間風速ではない。 ②被災施設の所在地に観測施設がない等の場合は、近傍の観測地における数値から判断するが、他の施設の被災状況をも考慮する。 ③風災害については、特に風向等を考慮し、因果関係を検討すること</p> <p>① 河川の場合、出水位で異常な天然現象の範囲を規定しているのは、上流部の異常降雨が災害の原因となることが多いためと考えられる。したがって、当該河川の流域に異常降雨がない場合は、河岸高と出水の関係を慎重に検討する必要がある ② 被災地点に量水標がない場合には、上下流の観測所における出水状況で判定する。 ③ 河川の出水が原因と認められるものは、河川の規定を適用する。河床の変動による場合は、その変動の度合が警戒水位の定めを不適当ならしめる程度のものであることを条件として、変動横断面積と洪水水位により判断することとする。</p> <p>①震度による採択基準はないが、被害状況に鑑み採否を決定する。特に施設復旧事業については、老朽化施設の更新、改良とならないよう、他の施設の被災状況を勘案した上で採択する。</p> <p>①軽微の程度は特に定められていないため、被害状況に鑑み採否を決定する。 ②波高何m以上を異常気象とする等標準的なものがないため、風速15m/sec以上の暴風が原因と認められる場合は採択している ③相当遠方の洋上において、発生したうねり等が本邦に達する場合もあるため、関係する客観的観測資料または、被災施設の計画波高等を慎重に検討し採否を決定する。</p>

(6) 突風、旋風	異常な天然現象であること	①竜巻の場合には被害状況及び日本版改良藤田(JEF)スケールも参考として採否を決定する。基準としてJEF1以上の場合であって、社会通念上の被害が生じている場合は補助対象とする。
(7) 落雷	異常な天然現象であること	①落雷により施設が被災したことを証明する資料をもって採否を決定する。民間事業者でも落雷証明書を発行しているところがあるので、よく確認すること。
(8) 積雪	<p>公的機関の雪量観測所における積雪深が、過去10年間の最大積雪深の平均値を超え、かつ1m以上の場合</p> <p>※施設復旧事業については、平成26年5月16日付け「降雪に係る廃棄物処理施設災害復旧事業の取扱いについて」による。</p>	<p>①被災施設の所在地に観測施設がない等の場合は、近傍の観測地における数値から判断するが、他の施設の被災状況をも考慮する。</p> <p>②特に施設復旧事業については、老朽化施設の更新、改良とならないよう、他の施設の被災状況を勘案した上で採択する。</p>
(9) 融雪	1日の融雪量を降雨量に換算したものが「最大24時間雨量80mm以上」に該当すること	<p>①換算方法は、換算降雨量＝1日の融雪深(mm)×根雪時期の積雪密度(g/cm³) 積雪密度は次を標準とする。</p> <p>積雪初期・・・0.2 最深積雪期・・・0.3 融雪期・・・0.4 融雪最盛期・・・0.5</p>
(10) その他(地すべり、噴火、干ばつ等)	異常な天然現象であること	<p>①地すべりは、斜面構成物質が地下の滑り面を境界として滑動する現象の事であり、崩落とは原因等が全く異なるので注意する</p> <p>②干害については、連続干天日数(日雨量5mm未満の日を含む)が20日以上であること</p> <p>③火災については原則として採択しないが、フェーン現象により被害が拡大したなど、(1)～(7)の現象によって生じたことが証明できる場合は採択されることがあり得る。</p> <p>(例) 平成28年糸魚川大火</p>

(4) 災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表

「補助対象」に「○」とあっても、災害査定においてその必要性等が認められなければ補助対象とはならないことには十分留意すること。また、「原則×」となっているものであっても、被害状況等に応じて環境省との協議により補助対象とした事例もある。

【通常災害】

区 分	対象	根拠等
1. 災害廃棄物を処理するために必要な労務費	○	
2. 1. で雇用した臨時職員の給与	○	
3. 災害廃棄物を処理するための常勤職員の給与（超過勤務手当を含む。）	×	
4. 薬品費	○	単なる消臭目的は×
5. 仮置場に必要な重機の燃料費	○	各自治体の毎月の燃料単価（契約単価）又は物価資料による単価を限度とする
6. 半壊と診断された被災家屋の解体工事費	△	特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害のみ、半壊も対象。
7. 災害により破損し、一部損壊家屋から排出された家財道具、瓦等の収集・運搬・処分	○	いわゆる「片づけごみ」
8. 被災した大企業から排出された災害廃棄物	×	
9. 中小・零細企業から排出された災害廃棄物で、家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積されたもの	○	住居を伴う個人商店の除去ごみも○。明らかに業により排出されたものは対象外。
10. 豪雨により上流から流され、河川敷に漂着した流木	×	国交省の災害復旧事業
11. 被災した農業用ハウス等の収集・運搬・処分	△	生活環境保全上支障があると認められるものは補助対象。
12. 崖崩れによる災害土砂の処分費	×	単純な土砂のみは国交省等の災害復旧事業
13. 宅地に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分	○	堆積土砂排除事業との連携も可
14. 一部損壊家屋に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分	○	家屋の被害度によらず補助対象
15. 洪水等で流された家財等を元の位置に戻す等の作業費	×	災害廃棄物処理に該当しない
16. 避難所における仮設トイレの設置・借上費	×	災害救助法の対象
17. 避難所のトイレ・仮設トイレのし尿のくみ取り費用	○	災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る
18. 避難所から排出されたごみの処分費用	×	
19. 災害廃棄物を分別するための委託費	○	
20. 破碎・チップ化等中間処理業務の委託費	○	
21. 収集・運搬・処分を手伝ったボランティアへの報酬	×	あくまでボランティア
22. ボランティアへの弁当・お茶代	×	あくまでボランティア
23. 仮置場の造成費用	○	被害が甚大な場合は対象
24. 仮置場の原形復旧費	○	被害が甚大な場合は対象
25. 仮置場表土のはぎ取り（数十cm程度）・土入れ	△	人が多く立ち入る公共の場なら○
26. 仮置場内の道路整備費	○	必要最小限のみ対象
27. 仮置場への不法投棄防止・飛散防止のためのフェンス	○	
28. ブルーシート等、仮置場の管理のために必要な消耗品費	○	家屋の雨漏り防止用は×
29. 仮置場内管理要員の配置に必要な費用	○	夜間警備員は、警察からの指導があった場合などに限る。
30. 仮置場内作業員の熱中症対策等の健康管理のための仮設事務所	○	
31. 家電リサイクル法対象被災品のリサイクル料金・リサイクル券購入手数料	○	
32. 家電リサイクル法対象被災品がリサイクルできない場合の運搬・処分	○	
33. 家電リサイクル法対象被災品の運搬費	○	
34. 消火器、パソコン等処理困難物の処分費	○	

35. 仮置場に不法投棄された廃棄物の処分費	×	仮置場の管理の不備
36. スクラップ（鉄くず）売却代	○	必ず売却し、申請額より差引くこと
37. 運搬にかかる交通誘導	○	
38. 運搬にかかる高速道路料金	原則×	道路がそれしかない場合や高速道路を通らなければならない理由が対外的に説明できれば○
39. 機械器具の修繕費	○	定期的に行っている修繕は対象外
40. 浸水により便槽に流入した汚水の汲み取り費用	○	便槽の半量は維持分として対象外
41. 被災した市町村設置型浄化槽の汚水（汚泥）の抜き取り	×	廃棄物処理施設災害復旧費の対象
42. 被災した個人設置型浄化槽の汚水（汚泥）の抜き取り	○	
43. 消費税	○	
44. 仮置場への搬入道路や場内道路の鉄板敷、砂利敷	○	必要最小限のみ対象
45. 通常の運転時間を延長して処分した場合の延長稼働費用	○	
46. 焼却施設の減価償却費	○	
47. 漂着ごみの収集を行った漁協に対し、市町村が出した補助金への補助	×	補助金への補助は×。委託なら○
48. 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）	△	解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務について、100分の15以内又は仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務について、土木工事積算基準に基づいて積算を行う場合は同基準に定める間接工事費及び一般管理費等
49. 工事雑費	△	諸経費として計上
50. 台風等によりテトラポットに打ち上げられた漂着ごみ	×	国交省大規模漂着流木処理事業の対象
51. 台風により海岸保全区域外の海岸に漂着した150 m ³ 未満のごみ	○	災害起因にはm ³ 要件は無し
52. 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した漂流ごみ	×	
53. 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した海底ごみ	×	
54. 海岸保全区域外の人が立ち入らない海岸の漂着ごみ	×	「生活環境保全上」にあたらぬ
55. 海岸管理を怠り堆積させ、150 m ³ を超えた漂着ごみ	×	海岸管理を怠った堆積は対象外
56. 豪雨により上流から流され海岸保全区域外の海岸に漂着した流木	○	

災害時における被災浄化槽の復旧に関する助成制度

	市町村設置	個人設置
循環型社会形成推進交付金(浄化槽) (環境省)		
補助対象	○	○
国庫助成率	1/3	1/3
対象	<p>市町村が行う、災害に伴い必要となった①家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新又は②既設の浄化槽の改築(※)事業に対する助成</p> <p>(※「改築」には機材交換が含まれる。(例:プロフの更新を含めた機材交換))</p> <p>(※市町村設置型(公共浄化槽等整備推進事業)においては、家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新は、災害に伴い必要になったか否かを問わずに助成対象である。)</p>	<p>市町村が行う、災害に伴い必要となった①家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新又は②既設の浄化槽の改築(※)に対する補助事業に対する助成</p> <p>(※「改築」には機材交換が含まれる。(例:プロフの更新を含めた機材交換))</p>
基準額	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領別表4の区分に記載のとおり (対象②(既設の浄化槽の改築)については、環境大臣に協議し、承認を得た額)	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領別表3の区分に記載のとおり (対象②(既設の浄化槽の改築)については、環境大臣に協議し、承認を得た額)
要綱等	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領19.(9).イ 公共浄化槽等整備推進事業実施要綱第3.(3)	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領19.(9).イ 浄化槽設置整備事業実施要綱第3.冒頭、第3.(3)
※備考	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度補正予算編成に伴いメニュー化、要綱等改正(対象②) 対象①については、「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」の要件を満たす場合の国庫助成率は1/2となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象①については、「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」の要件を満たす場合の国庫助成率は1/2となる。
災害等廃棄物処理事業費補助金(環境省)又は堆積土砂排除事業(国土交通省)		
補助対象	△	○
国庫補助率	1/2	1/2
対象	<p>汚水(汚泥)の抜き取り:廃棄物処理施設災害復旧事業の対象。</p> <p>土砂の抜き取り:堆積土砂排除事業の対象とすることができる。ただし、廃棄物処理施設災害復旧費補助金の対象となるものは対象外。</p>	<p>汚水(汚泥)の抜き取り:災害等廃棄物処理事業費補助金の対象。</p> <p>土砂の抜き取り:堆積土砂排除事業の対象とすることができる。</p>
廃棄物処理施設災害復旧費補助金(環境省)		
補助対象	○	×
国庫補助率	1/2	
対象	1基当たりの復旧費が40万円以上のものに限る。復旧に際し、汚水(汚泥)の抜き取りも対象となる。	

(5) 災害廃棄物処理事業実地調査の手順

実際の災害査定は、提出された災害等報告書をもとに、以下のような手順で実施され、「ポイント」と記載している事項を中心に内容の確認を行う。

手順1：査定官あいさつ

手順2：被害概要の説明を求める

手順3：災害発生の事実を公的データで示してもらう

(ポイント)

- ・観測地点と被災箇所の確認（観測地点は被災地域直近の観測地点か。気象庁の観測所がない場合は市町村等が設置したものがいないか確認する。）。
- ・雨量、水位、風速等、災害要件を満たしているか。
- ・被災＝補助対象ではないため、異常な天然現象による被災かどうか十分に検討する。

手順4：写真、地図の確認

(ポイント)

- ・どこの地点で、いつ撮影されたものかを地図上で確認（地図に番号で落とすとともに撮影方向を示す）。
- ・気象データの観測地点と被災箇所を地図上で確認。
- ・浸水や竜巻等による被害の場合は、被災区域を地図上に落とし込み、被災箇所を特定する。
- ・仮置場の位置や仮置場内の写真を確認（どのように収集されているか）。
- ・写真のない地域は、り災証明等により被災状況を確認。
- ・全半壊家屋の位置を把握（上述の地図に全半壊の家屋位置が落とし込まれていることが望ましい）。
- ・数量が数えられるもの（廃家電等）は、写真で数量が特定できることが望ましい。
- ・処理先が同一市町村内の場合は、処理先も地図上で確認する。

手順5：ごみ処理の流れを確認

(ポイント)

- ・ごみ処理の流れを確認する（発生場所～仮置場～最終処分までをフロー図等で確認す

る。)

- ・仮置場設置の理由を確認。
- ・仮置したごみの分別、収集区域を確認。
- ・仮置したごみの種類、種類別の発生量、処分先、処分方法を確認。
- ・最終処理の方法を確認（委託先でどのような処理を行ったかなど）。
- ・災害廃棄物以外の廃棄物が混入していないか。災害廃棄物の受入れ方法や仮置場の管理をどのように行ったのかを確認。

手順6：事業費算出内訳の確認等

(ポイント)

- ・計算が正しいかを確認（申請前に必ず入念に電卓で検算を行うこと）。
- ・事業費算出内訳の項目1件ごとに内容を確認（写真、日付、ごみ処理の流れとの整合性、過大な経費など）。
- ・証拠書類との整合性を確認（契約書、請求書、スケールの伝票、運行記録、作業日報等）

- ・各経費区分について、積算単価の根拠を確認。
- ・委託処理を行った場合には、委託料（単価）の妥当性を確認。
- ・各種単価の確認（県単価、労務単価、業者見積）。
 - 見積による場合には、原則として3者以上から見積額を徴収し、その最低価格をもって単価等とする。ただし、対応可能な業者が3者未満である場合には、この限りではない。
 - 3者以上の見積りを徴収する事が可能であるにも関わらず見積徴収を3者未満とする場合、随意契約であるにも関わらず理由書の提出がなされない場合及び、その理由に正当性がない場合は査定の対象となる。
- ・廃家電台数はリサイクル券で確認。
 - 写真で発生状況や台数を特定できることが望ましい。
- ・生活環境保全上特に必要な事業でないものが含まれていないか確認。
 - 例えば、夏季に排出された夏用タイヤや冬季に排出された冬用タイヤなど、災害発生以前から不要品であったと判断できるもの。
- ・事業により収入（鉄くずの売却、保険等）があった場合には、それらを申請額から差し引いているか確認（発生が見込まれるものの、査定時に金額が特定できない場合には、補助金の精算時に控除することで差し支えない）。

手順7：査定官・立会官による意見交換・講評

- ・全て確認が終わったら、申請市町村及び都道府県の担当者を退室させ、立会官と二者で意見交換を行い、査定内容について協議する。協議終了後、申請市町村及び都道府県の担当者を再入室させ、査定内容についての講評を行う。なお、都道府県の担当者

- は必要に応じて意見交換に同席をさせ、査定内容について意見を求めることがある。
- ・また、事業費が大きい場合などはインデックス毎に査定内容を伝えることもある。

手順 8：実地調査報告書の受領

- ・査定官が作成した環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書（様式 1）に査定官・立会官がサインをし、その写しを受領する。査定後の事業費が 1 億円を超える場合、または、立会官と意見が合わなかった場合、査定結果は「保留」となり、環境本省と財務本省による本省間協議により金額が決定されることとなる。
- ・なお、査定時に必要性を認められずに補助対象外となった事業や申請のなかった事業内容の追加等の変更については、原則として認められないことに留意する必要がある。

～災害査定におけるシナリオ事例～

災害査定では、環境省担当官（査定官）、財務局担当官（立会官）、申請者（市町村担当者）、都道府県担当官が同席し、基本的には、査定官が司会・進行を行うこととなる。限られた時間で申請者より説明を聴取し、査定を行わなければならないため、申請者（市町村担当者）は、簡潔・明瞭・効率的に説明をすることが重要である。

ここでは、災害査定の手順ごとに、シナリオ仕立てで災害査定の再現を試みた。当然のことながら、このシナリオのみで完結するものではなく、手順に記載しているポイントについて申請者から十分な説明を行い、査定官や立会官の疑問点が解消するよう努めることが重要である。

手順1：査定官あいさつ

〇〇地方環境事務所資源循環課の〇〇と申します。

まずは、このたびの災害による甚大な被害に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

今回の被災状況につきましては、事前に申請書類で拝見させて頂きましたが、本日現地調査をさせていただき、より詳しく被災状況等について確認をさせて頂きたいと思っております。

また、本日はお忙しい中、〇〇財務（支）局より〇〇主計実地監査官に立会（りっかい）官としておいでいただいております。有り難うございます。

限られた時間の中で書類の作成等をお願いすることとなりますが、円滑な調査が行えますよう、何卒ご協力よろしくお願い致します。

それでは、今回の被害の状況について、説明をお願い致します。【手順2へ】

手順2：被害概要の説明を求める

ご説明ありがとうございました。

（説明内容に質問があれば適宜質問。立会官にも質問がないかを確認）

それでは、次に、今回の災害について、気象等のデータをもとに、災害要件を満たしているかどうかのご説明をお願いします。【手順3へ】

手順3：災害発生の事実を公的データで示してもらう

（シナリオ例：大雨の場合）

○気象の観測地点と被災箇所との位置関係はどのようになっていますか？図面で確認をさせて下さい。この観測点は、市の観測点ですか？

←（図面を示しながら）〇月〇日の大雨による気象観測点は、〇〇市内の〇〇にある観測点で観測したデータです。この観測点は、浸水箇所から約〇kmの地点にあります。設置者は県です。

○気象データは災害要件を満たしていますか？24時間の連続雨量が80mm以上となっているかを気象データで確認をさせて下さい。

←（データを示しながら）降り始めからの総雨量は○mmでした。24時間の連続雨量は、○月○日の○時からの24時間で合計○mmとなりました。

○ありがとうございました。それでは、被災状況と被災の範囲を地図や写真等でご説明をお願いします。【手順4へ】

手順4：写真、地図の確認

（シナリオ例：大雨の場合）

○大雨によって浸水したエリアは地図上のどこに当たりますか？浸水の主な原因は何ですか？

←（地図を示しながら）○○地区と△△地区になります。この付近には、○○川が流れていて、今回の大雨によって河川が氾濫したことが要因です。

○この範囲の浸水戸数はどの程度ありますか？全壊・半壊した住家がありますか？

←床上浸水○戸、床下浸水○戸でした。全壊・半壊した住宅はありませんでした。

（地図上で浸水範囲を着色するなど明示されていることが望ましい。被害範囲が明らかでない場合、査定会場で図面に図示するよう指示をすることがある。）

○仮置場の設置場所はどこですか？処理先は地図上にありますか？

←○○地区では、○○公園を仮置場としています。△△地区では、被害戸数が少なかったため、仮置場は設置せず、市による個別収集を行い、災害廃棄物を収集しました。処理先は、市の清掃センターで○○付近にあります。被災箇所から大体○kmの位置にあります。

○ありがとうございました。それでは、ごみ処理の流れについてご説明をお願いします。【手順5へ】

手順5：ごみ処理の流れを確認

○災害廃棄物の発生箇所や発生状況は、地図と写真で確認をさせていただきました。次に、発生場所からの収集・撤去から処分までの流れを説明して下さい。

←△△地区では、被害戸数が少なかったため、清掃センターによる個別収集によって回収を行いました。各住戸の前に災害廃棄物であることを明示して置いてもらい、発災後から約1週間程度で回収を完了しました。回収したごみは、清掃センターで分別を行い、処理を行いました。

←○○地区では、○○公園のグラウンドを仮置場として、災害廃棄物の収集を行いました。○月○日から受入れを開始し、各家庭から出されるごみ類を自己搬入して

もらい、〇月〇日まで受入れを行っていました。

○仮置場を設置した理由と設置場所の選定理由を教えてください。

←〇〇地区では、約××棟の住家が床上・床下浸水し、被害の範囲も広く、個別に収集に回るのは困難であったためです。そのため、〇〇地区で大きな広さを持つ〇〇公園のグラウンドを選定して仮置場としました。

○仮置場から最終処分までの流れは？

←仮置場にて粗分別を行って、可燃物については清掃センターへ搬入、不燃物については、〇〇の民間施設へ処理を委託しました。

○災害廃棄物の発生量や種類別の処理フローはどのようになっていますか。

←（別紙を提示するなどして）災害廃棄物の種類別に発生量と処理フローをまとめています。先ほど説明した可燃物と不燃物については、・・・・という処理フローとなります。ほかには、〇〇〇が発生しており、これらは、・・・・の処理を行いました。

○仮置場では災害廃棄物の受入れをどのように確認していましたか。災害以外のごみは含まれていませんか。

←仮置場に市の職員を配置して、罹災証明の提示をしてもらい、受入れを行っていました。

手順6：事業費算出内訳の確認等

（説明の順番は、処理フローの流れごとにするなど、適宜順番を工夫して行うと効率的）

○事業費の算出内訳を契約ごとに、契約方法や実績、数量の根拠について説明をして下さい。

←〇〇収集・運搬業務は、市の災害協定に基づいて市の建設協会の構成員から派遣をしてもらいました。発災直後の業務でしたので、建設協会の構成員の〇社と契約を行いました。契約は単価契約で、単価は県の公共工事で設定している単価を超えないように契約をしています。実績については、日報の集計表と各日付の日報があります。

←〇〇処理委託業務は、市内で〇〇の処理ができる許可業者の中から受入れが可能かどうかを聴取し、聴取が可能なところから見積もりを取って単価なところと契約を行いました。処理実績は、受入れ先の計量証明があります。

○廃家電や〇〇の収集・処理の状況が分かる写真はありますか。

←（写真を示しながら）廃家電の収集状況はこちらの写真のとおり（写真から数量が確認できなければ）リサイクル券で処理した数量を確認する）。

※以下、事業費算出内訳の契約ごとに同様のやりとりを続ける。

手順7・8：立会官との意見交換・講評、報告書にサイン

○それでは、以上をもちまして、〇〇市の災害報告書に係る説明は全て聴取いたしました。これより、査定内容について、立会官と協議を行いますので、お手数ですが、一旦ご退席をお願いします。意見交換が終わりましたら、呼びますのでしばらくお待ち下さい。

(立会官と査定内容について意見交換、報告書にサイン。その後、担当者を再び入室させる)

○お待たせいたしました。それでは、これより、査定内容の講評を行います。

○説明内容を聴取した結果、

- ・事業費算出内訳のうち、・・・・事業委託業務について、見積書等が不足しているということで、単価の一部を査定、

- ・×××委託業務のうち、△△の項目については、災害廃棄物処理事業とは直接的に関係ないということで補助対象外として査定

ということと致しました。その結果、申請額〇〇〇円に対し、査定額×××円となりましたのでお知らせいたします。

○計算結果に誤りがないかどうか、念のためご確認をお願いします。

○それでは、以上をもちまして、〇〇市の災害等廃棄物処理事業に係る災害査定を終了させていただきます。ありがとうございました。

(査定結果が保留の場合)

○なお、査定後の額が1億円を超えましたので、査定結果はいったん保留となります。査定結果について、環境本省に速やかに報告しまして、財務本省へ協議を行いますので、協議が整うまでしばらくお待ち下さい。

(参考) 災害等廃棄物処理事業に係る諸経費に関する算定の考え方

災害等廃棄物処理事業のうち、解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務における「共通仮設費」「現場管理費」及び「一般管理費等」で構成される「諸経費」の算定については、以下の考え方で整理するものとする。

なお、以下に示す方法により算定されたものは、災害等廃棄物処理事業における補助対象経費の範囲を示すものであり、この算定方法によらない予定価格調書の作成やこの範囲を超えた契約内容があったとしても、その契約行為自体を否定するものではない。

<基本の算出式>

$$\text{○諸経費} = \text{直接工事費} (+ \text{共通仮設費の積み上げ分※}) \times 15\%$$

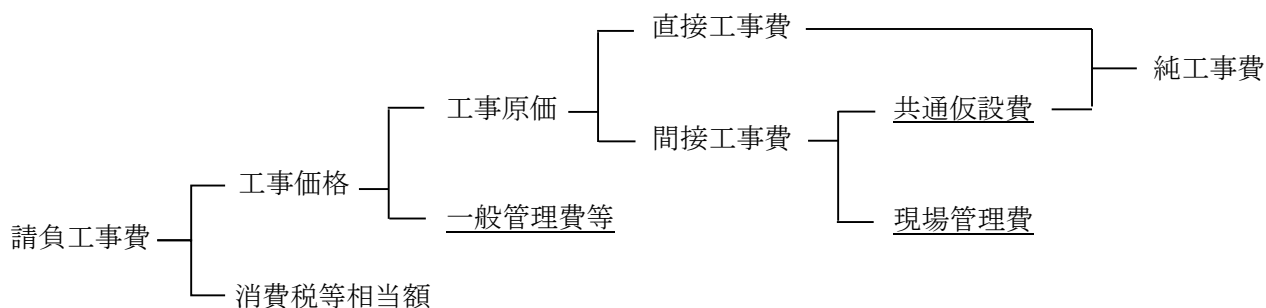
※ただし、必要だと判断されたものに限る。

災害等廃棄物処理事業	
諸経費	解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務については原則として15%の範囲内
共通仮設費	運搬費等の各費用の積み上げによる場合は直接工事費に含む。ただし、率計上する場合については、諸経費の15%に含まれる。
現場管理費	定められた事業についてのみ補助対象。ただし、諸経費の15%に含まれる。
一般管理費等	定められた事業についてのみ補助対象。ただし、諸経費の15%に含まれる。

○仮置き場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務について、土木工事積算基準に基づいて積算を行う際は、同基準に定まる間接工事費及び一般管理費等（具体的な率は、対象額により異なることに留意）

(参考)

国土交通省土木工事積算基準に定める請負工事費の構成は、次のとおり。



(様式及び記入例) 実地調査報告書

様式 1

環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

調査官
 環境省 地方環境事務所資源循環課
 財務省 財務局理財部主計第一課

 令和 年 月 日
 No.

(都道府県名:)

項 目 施 設 名	申 請												調 査 結 果																	
	建 物						建 物	工 作 物	土 地	小 計 (C+D+ E+F)	設 備	災 害 等 廃 棄 物 処 理 事 業	合 計	建 物						建 物	工 作 物	土 地	小 計 (L+M+ N+O)	設 備	災 害 等 廃 棄 物 処 理 事 業	合 計				
	全 壊		半 壊		小 計 (A+B) C		補 修							全 壊		半 壊		小 計 (J+K) L		補 修										
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	G+H+I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	P+Q+R										
面積		工事費		面積		工事費		面積		工事費		面積		工事費		面積		工事費		面積		工事費		面積		工事費				
計																														

(注) 1. 調査要領別表 1 の施設名等に掲げる施設ごとに記入する。なお、限度額欄において、「別に定めるそれぞれの施設ごと」となっているものは、別に定めるそれぞれの施設ごとに記入するものとする。
 2. 別紙様式 2 について作成を要しないものは本書とし、また、別紙様式 2 の作成を要するもの（要領第 9 ただし書きに該当するもの）は上段 () 書とし、外数で記入する。計欄についても同様の取り扱いとする。

環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

令和 年 月 日
 環境省 地方環境事務所
 財務省 財務局

都道府県名：

設置者名	施設名	施設の所在地	問題点	
施設区分				
	工事概要	金額(千円)		
申請			主務省意見	
調査結果			財務局意見	
※			※	

- (注) 1. 施設区分欄は、建物、工作物、土地、設備の別を記載すること。
 2. 調査結果欄には、資料又は調査不十分のため積算不能の場合は記載する必要はない。
 3. 問題点に対して主務省及び財務局の意見をそれぞれ順序を配列して対比記載すること。
 4. ※欄は空欄にすること。

(6) 廃棄物処理施設災害復旧事業補助金の補助対象の範囲

1. 廃棄物処理施設災害復旧事業

災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及びPCB廃棄物処理施設に係る災害復旧事業である。

2 災害の範囲

災害は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じたものとし、事実確認及び事業の採択の範囲については、公共土木施設災害復旧事業査定方針（※）の第2「災害原因の調査」及び第3「採択の範囲等」の第1項に準じて取り扱うこととする。

※災害等廃棄物処理事業「7（3）」（別表）災害発生の実事確認を参照

3 補助対象となる事業

地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、広域連合を含む。以下同じ。）、広域臨海環境整備センター、廃棄物処理センター、PFI選定事業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社が設置したもので次に掲げる施設の災害復旧事業とする。

一般廃棄物処理施設

浄化槽（浄化槽市町村整備推進事業及公共浄化槽等整備推進事業に限る。）

産業廃棄物処理施設

広域廃棄物埋立処分場（市町村の委託を受けて建設した施設）

PCB廃棄物処理施設

<補助対象の考え方>

- 「廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱」、「循環型社会形成推進交付金交付要綱」、「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱」及び「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」で特に適用除外とされているものを除き、その被災施設の従前の効用を復旧させるために必要最低限の部分については、過去に補助金・交付金を受けていたかどうかに関係なく補助の対象となる。
- また、明らかに補助対象外と判断できるものを除き、判断が微妙な部分については、過去に補助金・交付金を受けていたか否かを「判断の一助」とする。

4 補助対象から除外される事業

(1) 事務所、倉庫、公舎等の施設

(2) 1施設の復旧事業に要する経費が次の表に掲げる限度額未満のもの

施設名	限度額
一般廃棄物処理施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者にあつては1,500千円、町村にあつては800千円 ただし、一部事務組合等については、組合構成市町村の人口が3万人以上の組合にあつては1,500千円、3万人未満の組合にあつては800千円

浄化槽(市町村整備推進事業)	市町村にあつては 400 千円
産業廃棄物処理施設	都道府県・市・廃棄物処理センター・P F I 選定事業者にあつては1,500千円、町村にあつては800千円 ただし、一部事務組合等については、組合構成市町村の人口が3万人以上の組合にあつては1,500千円、3万人未満の組合にあつては800千円
広域廃棄物埋立処分場 (通常災害のみ)	市町村・広域臨海環境整備センター1,500千円
P C B 廃棄物処理施設 (通常災害のみ)	中間貯蔵・環境安全事業株式会社1,500千円

- (3) 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの
- (4) 維持工事とみられるもの
- (5) 災害復旧事業以外の事業の工事施行中生じた災害に係るもの
- (6) 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- (7) はなはだしく維持管理義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- (8) 他法との調整

河川、道路等公共土木施設に隣接する廃棄物処理施設の災害復旧事業を行う場合は、公共土木施設災害復旧事業と混同しないこと。

(9) その他

災害復旧事業の適正な実施のため、災害被害であるものか、維持管理上の補修改修等の時期にきていたものかと判断がつくよう財産管理台帳等を常備し記録しておくこと。

5 適用除外（実地調査要領第3及び第5）

- (1) 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあつては、土地は調査対象外とする。
- (2) 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあつては、工作物は調査対象外とする。
- (3) 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (4) 著しく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (5) 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。

イ. 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。

ロ. 当該年度に整備計画のあるもの。

ハ. 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。

- (6) 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。
- (7) 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。

6 諸経費率等

諸経費率は、実地調査要領第6の別表2により下記のとおり定められている。廃棄物処理施設復旧事業の場合、「設備復旧」は諸経費率が0%となっていることに留意すること。

なお、それぞれの区分の定義については、実地調査要領には定めがないことから、「官庁建物等災害復旧費実地調査要領」（昭和47年6月6日付け蔵計第1905号）を参考とすること。

【参考】別表2 諸経費率

区分	率
建 物 新 (改) 築 復 旧	0 %
建 物 補 修 復 旧	1 5 %
土 地 復 旧	1 5 %
工 作 物 復 旧	1 5 %
設 備 復 旧	0 %
災 害 等 廃 棄 物 処 理 事 業	0 %

(注) 各事業共工事雑費は計上しないものとする。

【参考】実地調査要領第6の別表2で定められている諸経費の区分について

実地調査要領第6の別表2で掲げられている区分の定義については以下のとおり。環境省の廃棄物処理施設災害復旧事業では、実地調査要領において定義がなされていないことから、同第8の規定により、「官庁建物等災害復旧費実地調査要領」（昭和46年6月6日付け蔵計第1905号）の規定に準じて判断することとなる。

○「官庁建物等災害復旧費実地調査要領」第3

1. 建物

庁舎、宿舍及びその附属建物等

2. 工作物

囲障、門、給排水施設、電信、電話及び電気施設等であつて、3. 土地又は4. 設備に該当しないと認められるもの

3. 土地

建物敷地、実習地、構内道路、屋外運動場等の土地及び崖地の土留擁壁、石垣、道路側溝、法面芝、造園工作物（樹木を除く。）等の土地造成施設

4. 設備

業務遂行上欠くべからざる施設で、且つ緊急に復旧する必要がある別表第1に表示する器械器具等

【参考】 2. 工作物（4. 設備に該当しないと認められるもの）について

- 工作物とは、
 - ・ 国有財産法施行細則別表第一を参考とする（一部を復旧する場合も工作物）。
 - ・ 主に土地の定着物（工場内に据え付けられた機械で大規模な基礎工事によって土地に固着されたものを含む）。

- 4. 設備に該当しないと認められるものとは、
 - ・ 様々な機械設備類や電子機器類を組み合わせ、初めてその機能を発揮できるもの。
 - ・ 工作物に常時定着しているもの。

- なお、廃棄物処理施設が被災した際に、施設としての機能を復元するために行う復旧においては、全てを工作物に分類するという考え方もあるが、一方で、工作物の定義として、国有財産法施行規則別表第一の「照明装置」の規定に、電灯、ガス灯、孤光灯等に関する設備（常時取りはずす部分を含まない。）とあるため、工作物に定着しておらず単体で用をなすものは設備に分類する。

【参考】 4. 設備（別表第1に表示する機械器具等）について

（別表第一）

設 備

区 分	品 目
電 気 機 器	発電用蒸気汽罐、発電用蒸気タービン、発電用水車、発電用ディーゼル機械、変圧器、リアクトル、誘導変圧調整器、整流器、避雷器、配電盤、蓄電器、開閉器、遮断器、制御装置、発電機（船用を除く。）、電動機（船用を除く。）、回転変流機、変換機、電磁石、電気炉、電気熔接機、電解装置、電気ボイラー、電動工具その他の電気機器
通 信 機 器	電信機械、電話機器、交換機器、搬送中継機器、無線機器、放送用機器、音響機器その他の通信機器
工 作 機 器	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、研磨盤、歯切盤、平削盤、形削盤、堅削盤、鋸盤、ブローチ盤、切削工具その他の工作機器
木 工 機 器	製材機械、木工機械、ペニヤ機械その他の木工機器
土 木 機 器	掘さく機械、基礎工事機械、土木用運搬機械、土木用起重機及び巻上機、ボーリング機械、整地機械、砕石機械、選別機械、コンクリート機械、舗装機械、土木用空気圧縮機及びポンプその他の土木用機器
試 験 及 び 測 定 機 器	金属材料試験機、非金属材料試験機、耐振動試験機、動釣合試験機、動力試験機、工業用長さ計、精密測定機、光学検査機、測量機器、電気計器、電気測定器その他の試験機器及び測定機器
荷 役 運 搬 機 器	起重機（土木用を除く。）、巻上機（土木用を除く。）、コンベアー（土木用を除く。）、エレベーター（土木用を除く。）、索道（土木用を除く。）、ジャッキ（土木用を除く。）、フォークリフトトラック及びショベルトラック（土木用を除く。）、遷車台、転車台その他の荷役運搬機器
産 業 機 器	蒸気罐及び同部分品（船用及び発電用を除く。）、タービン（発電用を除く。）、蒸気機関及び内燃機関（船用及び発電用を除く。）、軸受、伝導装置（船用を除く。）、汎用ポンプ（船用及び土木用を除く。）、圧縮機及び送風機（船用及び土木用を除く。）、鍛圧機、槌、ロール、熔接機械（電気熔接機を除く。）、製鉄機械、溶鉱処理機、化学機械、破碎機及び磨砕機並びに選別機（土木用を除く。）、冷凍及び空気調節装置（船用を除く。）、印刷機械、製版用機械、製本機械、マシン（家庭用を除く。）、製靴機械、紡績紡織機械、化学プラント、農業用機器、工業窯炉、燃焼装置並びに特殊計重機その他の産業機器
船 舶 用 機 器	船舶罐及び同部分品、船用蒸気機関、船用内燃機関、推進用主電動機、推進用発電機、船用ポンプ、船用冷凍機、船用揚貨機、船舶罐用強圧通風装置、復水装置、船用伝導装置、揚錨機その他の船舶用機器
車 両 及 び 軌 条	軽便機関車、自動車（土木用運搬機器に属するもの、荷役運搬機器に属するフォークリフトトラック、ショベルトラック等及び農業用トラクターを除く。）、貨車その他の車両及び軌条（土木機器に属するものを除く。）
医 療 機 器	医科器械及び装置、医科器具その他の医療用装置及び器具
特 殊 用 途 機 器	銃器及び銃器弾丸用機械、鑑試用機器その他の特殊用途の機器
雑 機 器	他の品目に属さない機械及び器具

(参考) 廃棄物処理施設災害復旧事業に係る諸経費に関する算定の考え方

廃棄物処理施設災害復旧事業における「共通仮設費」「現場管理費」及び「一般管理費等」で構成される「諸経費」の算定については、以下の考え方で整理するものとする。

なお、以下に示す方法により算定されたものは、廃棄物処理施設災害復旧事業における補助対象経費の範囲を示すものであり、この算定方法によらない予定価格調書の作成やこの範囲を超えた契約内容があったとしても、その契約行為自体を否定するものではない。

<基本の算出式>

$$\text{諸経費} = \text{純工事費 (直接工事費 + 共通仮設費)} \times 15\%$$

※区分によっては、0%又は15%

	廃棄物処理施設災害復旧事業
共通仮設費	運搬費等の各費用の積算及び率計上分による。
現場管理費	別表2の区分により計上。ただし、諸経費の15%に含まれる。
一般管理費等	別表2の区分により計上。ただし、諸経費の15%に含まれる。
摘要	共通仮設費の算定の詳細については、国土交通省等の積算基準や「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」等を参照すること。

(備考)

共通仮設費等について率計上の範囲内であれば事業（推計）報告、交付申請及び実績報告のいずれの書類作成においても、率計上の範囲内であることをその数式により示すことのみでよい。

(7) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金 補助対象内外早見表

「補助対象」に「○」とあっても、災害査定においてその必要性等が認められなければ補助対象とはならないことには十分留意すること。

区 分	対象	根拠等
1. 建物の原形復旧	○	事業実施に直接必要な部分のみ
2. 破損した部品交換に伴うオーバーホール	△	原形復旧が不経済(部品が生産中止など)な場合は○
3. 部品交換の際のグレードアップ	×	現行品と同等のものであること
4. 場内法面の補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
5. 場内街灯の補修	×	
6. 防災を目的とした場内周囲の植樹	×	
7. 防災を目的とした屋外設置・機器類の高台等への移設	△	原形復旧が不適当な場合は○
8. 保管していた薬品が損壊した場合	×	消耗品に該当
9. 机や椅子などの損壊対応	×	備品費に該当
10. 水没し錆が浮き上がった機器や扉などの塗装補修	×	稼働状況に影響なし
11. 水没等で芯内に水が入り込んだ電源ケーブルなど	○	事業実施に直接必要な部分のみ
12. 屋上防水補修(防水シート、モルタル加工など)	△	維持管理を怠ったことが要因ならば×
13. 足場の設置及び撤去	○	直接工事に必要なものは○
14. 取り壊しを含む原形復旧	○	それを行わなければ原形復旧が望めなければ○
15. 復旧事業技師らの旅費・宿泊費	○	事前調査分は×、旅費は実費等の常識の範囲内、宿泊費は地域の実用に応じた価格
16. 復旧工事により発生した廃材(コンがら、断熱材等)の処分	○	「便乗処分」は×
17. 側溝補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
18. 敷地内道路(誘導路等)の補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
19. 玄関扉の補修	×	事業実施に直接必要な部位でない
20. 場内案内板の補修	×	事業実施に直接必要な部位でない
21. 中央制御室の天井崩落、壁面損壊	○	事業実施に直接必要な部分のみ
22. 事務室・休養室の天井崩落、壁面損壊	×	事業実施に直接必要な部位でない
23. 被災した機器制御盤(サブ)の交換に伴う、非被災の中央制御室制御盤(メイン)の交換	△	制御ロジックとしてリンクしている場合はやむなし(要確認)
24. トラックスケール監視小屋の補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
25. エレベータの補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
26. 復旧事業により発生したスクラップ(鉄くず等)売却代	○	必ず売却し、申請額より差引くこと
27. 損壊したダクトや配管類の材質変更	△	原形復旧が不経済(部品が生産中止など)な場合は○
28. 損壊したダクトや配管類の引き回し変更	○	必要にしてやむを得ない場合
29. 次なる災害を想定した各部の補強	△	原形復旧が不適当な場合は○
30. 申請のために必要な調査・測量・試験	×	申請者負担により実施すべきもの
31. 消費税	○	2019年10月からは10%
32. 諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)	△	建物補修復旧、土地復旧及び工作物復旧については原則として15%の範囲内
33. 工事雑費	×	「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」により対象外

(8) 廃棄物処理施設災害復旧事業実地調査の手順

※シナリオは災害等廃棄物処理事業を参照のこと。

手順1：査定官あいさつ

手順2：被害概要の説明を求める

手順3：災害発生の事実を公的データで示してもらう

(ポイント)

- ・観測地点と被災箇所の確認（観測地点は被災箇所直近の観測地点）。
- ・雨量、水位、風速等、災害要件を満たしているか。
- ・被災＝補助対象ではないため、異常な天然現象による被災かどうか十分に検討する。

手順4：写真、地図の確認

(ポイント)

- ・どこの地点で、いつ撮影されたものかを地図上で確認。
- ・気象データの観測地点と被災箇所を地図上で確認。
- ・浸水や竜巻等による被害の場合は、被災区域を地図上に落とし込み、被災箇所を特定する。
- ・落雷による被害の場合は、落雷の観測地点、目撃情報、気象台の位置等を明らかにする。
- ・被災の状況が確認できる写真を確認（事前着工を行ったものは被災の事実を慎重に確認する）。
- ・必要に応じて財産管理台帳等の提示を受け、過去の維持管理の状況や補修・改修時期等を確認すること。
- ・「未満災」（施設等の竣工後1年に満たない災害）については、被災の原因が設計や施工に起因していないか事前に十分な検討が必要。設計の不備又は工事施工の粗漏によることが明らかな場合には災害復旧事業の対象とならない。

手順5：事業の流れを確認

(ポイント)

- ・被災箇所ごとの復旧方法を確認する（原形復旧となっているか。原形復旧となっていないものはその理由）。
- ・終了した事業、進行中の事業、計画予定の事業を確認。
- ・計画予定の事業については、工程を確認。

手順6：災害復旧見込額内訳の確認等

(ポイント)

- ・ 計算が正しいかを確認（必ず電卓で検算を行う）。
- ・ 積算書の内容を確認（写真、復旧内容、日付との整合性、過大な経費など）。
- ・ 証拠書類との整合性を確認（契約書、請求書、作業日報等）。
- ・ 各経費区分について、設計書や見積書との齟齬が生じていないか確認。
- ・ 事業を委託した場合には委託料（単価）の妥当性を、また、発注に関しては各種単価（業者見積）をそれぞれ確認。
 - 施設復旧事業の場合、当該施設の建設にあたった業者や機器を導入した業者ないしは、その関連業者との間で随意契約を締結することが多い。その契約方法自体は否定するものではないが、復旧事業の内容によっては、必ずしも随意契約しなければならない理由がない場合もあることから随意契約の妥当性については随意契約理由書等により、よく確認する必要がある。
 - 見積による場合には、原則として3者以上から見積額を徴収すること。
 - 3者以上を見積りを徴収する事が可能であるにも関わらず見積徴収を3者未満とする場合、随意契約であるにも関わらず理由書の提出がなされない場合及び、その理由に正当性がない場合は査定対象となる場合がある。
- ・ 災害に起因しない、いわゆる「ついでに復旧事業」や「便乗による部品交換」、「機器や部品のグレードアップ」は対象外。
- ・ 施設建設時に補助対象となっていない費目（備品費や消耗品費、維持管理費）が計上されていないか確認。

手順7：現地調査の実施（机上調査の場合は実施しない）

(ポイント)

- ・ 災害復旧見込額内訳や設計書に記載の復旧事業の状況について、現地で確認
 - 被害箇所、範囲、状況を確認。
 - 事業の範囲が復旧に収まっているか確認。
 - 復旧の内容、交換された部品等が災害復旧見込額内訳に記載されているものと一致するか確認。
- ※現地調査と書面審査の順番は適宜入れ替える場合がある。

手順8：査定官・立会官による意見交換・講評

- ・ 全ての確認が終わったら、査定官は、申請市町村及び都道府県の担当者を退室させたいえ、立会官と二者で意見交換を行い、査定内容について協議する。協議終了後、申請市町村及び都道府県の担当者を再入室させ、査定内容についての講評を行う。なお、都道

府県の担当者は必要に応じて意見交換に同席をさせ、査定内容について意見を求めることがある。

手順9：実地調査報告書の受領

- ・ 査定官が作成した環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書（様式1）に査定官・立会官が双方のサインをするので、その写しを受領する。査定後の事業費が1億円を超える場合、または、査定官と立会官の意見が合わなかった場合は、査定結果は「保留」となり、環境本省と財務本省による本省間協議により金額が決定されることとなる。

(様式及び記入例) 実地調査報告書

様式 1

環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

調査官 (環境省 地方環境事務所資源循環課) 令和 年 月 日
 (財務省 財務局理財部主計第一課) No.

(都道府県名:)

項目 施設名	申 請											調 査 結 果																	
	建 物						建 物	工 作 物	土 地	小 計 (C+D+ E+F)	設 備	災 害 等 廃 棄 物 処 理 事 業	合 計	建 物						建 物	工 作 物	土 地	小 計 (L+M+ N+O)	設 備	災 害 等 廃 棄 物 処 理 事 業	合 計			
	全 壊	半 壊	小 計 (A+B) C			補 修								全 壊	半 壊	小 計 (J+K) L			補 修										
	A	B	C			D	E	F	G	H	I	G+H+I	J	K	L			M	N	O	P	Q	R	P+Q+R					
面積	工事費	面積	工事費	面積	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	面積	工事費	面積	工事費	面積	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費		
計																													

(注) 1. 調査要領別表1の施設名等に掲げる施設ごとに記入する。なお、限度額欄において、「別に定めるそれぞれの施設ごと」となっているものは、別に定めるそれぞれの施設ごとに記入するものとする。
 2. 別紙様式2について作成を要しないものは本書とし、また、別紙様式2の作成を要するもの(要領第9ただし書きに該当するもの)は上段()書とし、外数で記入する。計欄についても同様の取り扱いとする。

環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

令和 年 月 日
 環境省 地方環境事務所
 財務省 財務局

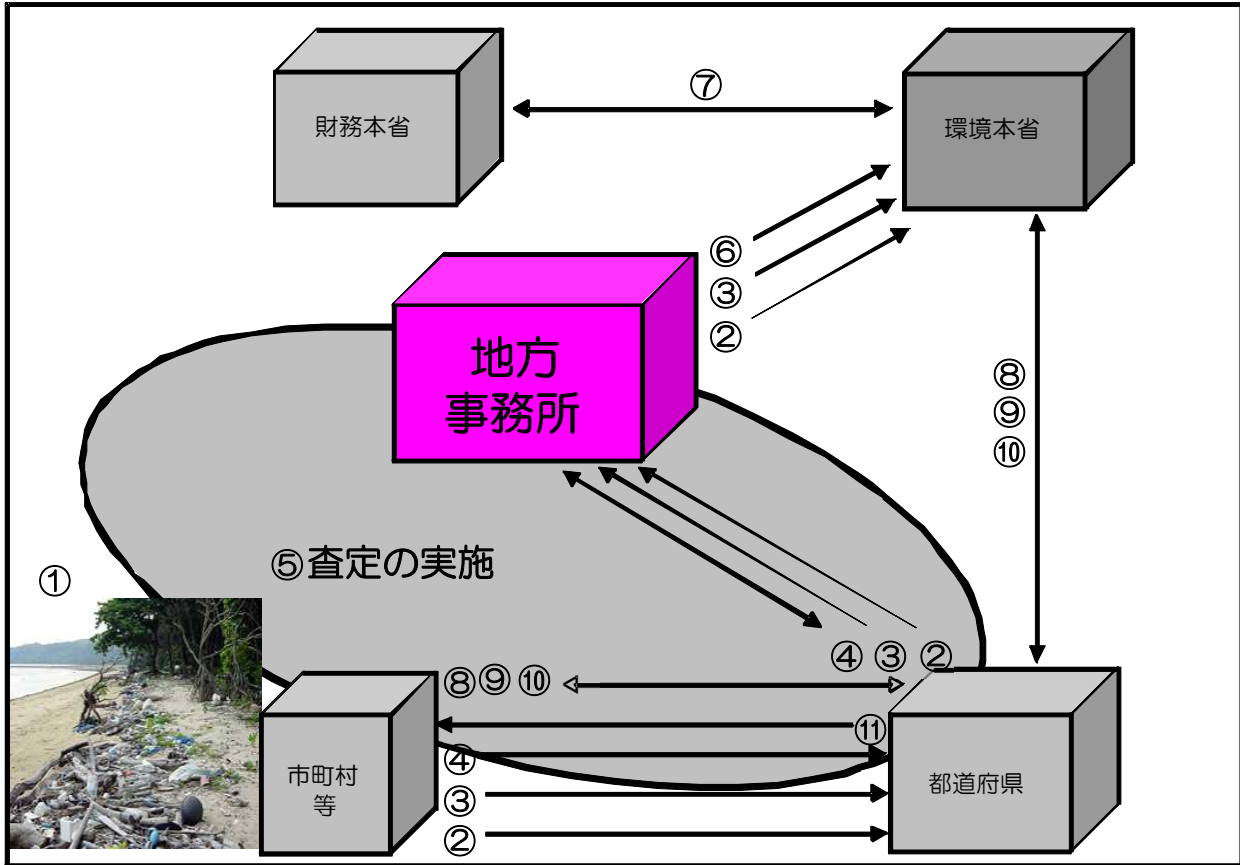
都道府県名：

設置者名	施設名	施設の所在地	問題点
施設区分			
工事概要		金額(千円)	
申請			主務省意見
調査結果			財務局意見
※			※

- (注) 1. 施設区分欄は、建物、工作物、土地、設備の別を記載すること。
 2. 調査結果欄には、資料又は調査不十分のため積算不能の場合は記載する必要はない。
 3. 問題点に対して主務省及び財務局の意見をそれぞれ順序を配列して対比記載すること。
 4. ※欄は空欄にすること。

8. 災害に起因しない漂着ごみ処理事業

(1) 災害に起因しない漂着ごみ処理事業フロー



NO	事項	主体
①	漂着の発生・漂着ごみ処理対応	市町村等
②	漂着状況の把握・報告	市町村等→都道府県→ <u>地方事務所</u> →本省
③	漂着ごみ処理事業報告の提出・受理	市町村等→都道府県→ <u>地方事務所</u> →本省
④	査定日程調整	都道府県(市町村) ↔ <u>地方事務所</u>
⑤	査定の実施	本省・ <u>地方事務所</u> →市町村等・都道府県
⑥	環境本省ヒアリングの実施	<u>地方事務所</u> →本省
⑦	財務本省との協議・額の決定	本省 ↔ 財務本省
⑧	補助限度額の通知	本省→都道府県→市町村等
⑨	交付申請及び交付決定	本省 ↔ 都道府県 ↔ 市町村等
⑩	実績報告及び交付確定	本省 ↔ 都道府県 ↔ 市町村等
⑪	補助金の支払	都道府県→市町村等

※災害に起因しない漂着ごみの処理事業の査定には、財務局立会官の立会はなく、財務本省と環境本省との協議により最終的な額を決定する。

※原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所庁舎において机上査定を行う。(必要に応じ、都道府県担当者同席のもと、申請市町村へのヒアリングを実施することがある。)

(2) 災害に起因しない漂着ごみ処理事業の災害査定等について

③ 災害等廃棄物処理事業報告書の提出・受理

市町村は、都道府県を通じ地方事務所に災害等報告書を正副2部提出する（提出締切については特段の定めをしないことから、本事業メニューによる補助金の活用を検討している市町村があれば随時報告いただきたい）。

なお、提出後に差し替え等が発生しないよう、公文で提出される前に予め都道府県を通じ地方事務所等と調整し、内容について確認するなど、できるだけ事務の効率化を図ることが重要である。

④ 査定の日程調整

地方事務所は、市町村において災害に起因しない漂着ごみ処理事業が終了した場合、あるいは終了の目途がついた場合には、都道府県に対して査定の日程調整（地方事務所、都道府県、市町村）を依頼する。

なお、災害に起因しない漂着ごみ処理事業については、財務局の立会が不要である。

⑤ 査定の実施

「災害等廃棄物処理事業報告」（副本）を査定資料とし、経費の必要性や員数（件数）・単価の根拠等を確認し、「（3）災害等廃棄物処理事業費補助金（漂着ごみ処理事業）査定方針＜財務省環境係協議済＞」をもとに査定を行う。

なお、災害に起因しない漂着ごみ処理事業については、原則として地方事務所庁舎において写真等を参照し、机上により査定を行う。

また、必要に応じ、申請市町村へのヒアリングを実施することがある（都道府県担当者も同席）。

⑥ 実地調査報告書の提出

査定後は災害等廃棄物処理事業に準じて「様式3実地調査報告書」及び「朱書き」を作成するが、災害に起因しない漂着ごみ処理事業については、本省と財務本省との協議により額を決定することとされている。

⑦ 財務本省協議及び限度額通知の決定・送付

環境本省は、実地調査報告書等をもとに財務省主計局環境係との本省協議により額を決定し、申請市町村（都道府県経由）あて限度額通知を発出する。

なお、地方事務所に対しても限度額通知の写しを送付する。

⑨ 補助金の交付申請

市町村は、限度額通知を受領した場合、都道府県を通じて、補助金交付申請書（兼実績報告書）を環境本省あてに提出する。環境本省では、補助金交付手続きを行い、交付決定通知書（兼額の確定通知書）を都道府県を通じて、市町村あてに送付する。

⑪ 補助金の支払

都道府県は、額の確定通知後、市町村からの請求に基づき、支払を行う。

(3) 災害等廃棄物処理事業費補助金（漂着ごみ処理）補助対象の考え方

1 対象となる事業

災害に起因しないが、海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着（以下「漂着ごみ」という。）被害のために市町村が実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分にかかる事業。

2 採択の範囲等

次の各号のすべてを満たすものを採択の範囲とする。

- (1) 海岸保全区域外に漂着したもの。ただし、国土交通省又は農林水産省所管の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の適用区域を除く。
- (2) 1市町村における処理量が150m³以上のもの。ただし、著しく管理を怠って異常に堆積させたものは対象としない。
- (3) 強風や波浪、海外の災害等による漂着であること。（風向、風速、気圧、波高、警報・注意報等及びこれらとの時間的な関係等を調査し、漂着原因であることを示すこと。）
- (4) 漂着被害前の海岸の清潔の保持の状況を写真、海岸清掃記録、ボランティアによる活動記録等の資料によって示すこと。

3 対象経費

(1) 全体的な費用

ア 労務費

イ 借料（車両の借料等の都道府県の土木単価があるものは、その金額を限度額とし、特殊車両の借料等の都道府県の土木単価がないものは、三者以上から見積を徴収し、その最低価格をもって単価等とする。

ウ ア、イに該当しないものは、状況により判断するものとする。

(2) 収集、運搬経費

ア 収集、運搬に必要な道路整備で特に必要があるもの（最小限の範囲）

イ 収集、運搬にかかる交通誘導の経費

(3) 薬剤散布にかかる費用

漂着ごみの清潔保持に直接かかるもの

4 対象外経費

(1) 全体的な費用

ア 消耗品（飛散防止シート等、特に必要と認められるものを除く）

イ 諸経費

ウ 稼働日数の明細と整合性がないもの

エ 土木単価に含まれる経費（車両借上げにおける損料、運転手等）

(2) 収集、運搬経費

車両の高速道路料金

(3) 仮置場の経費

廃棄物の監視等の経費等直接収集、運搬及び処分にかからない経費

(4) 薬剤散布にかかる経費

単なる消臭目的のもの

(4) 災害等廃棄物処理事業費補助金（漂着ごみ処理事業）の実施について

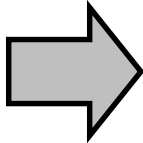
災害等廃棄物処理事業費補助金（漂着ごみ処理事業）の実施について

【概要】

災害に起因しなくとも海岸保全区域外の海岸に大量に漂着した廃棄物の漂着被害を廃棄物処理法第22条の「災害その他の事由」の「その他の事由」とし、19年度より災害等廃棄物処理事業費補助金の対象とすることとした。

【補助採択要件】

【確認方法等】

(ア) 海岸保全区域外の漂着ごみ被害		・海岸保全区域がわかる図面の添付
(イ) 災害に起因しない漂着ごみ被害にあつては、1市町村(1一部事務組合)における処理量が150㎡以上のもの		・漂着被害前の海岸の清掃の保持の状況を示す写真や海岸清掃記録、ボランティアによる活動記録等の参考資料の添付
(ウ) 著しく管理を怠り、異常に堆積させたものは除く		・海岸保全区域がわかる図面の添付 ・他省庁の災害関連補助事業が重複適用されていないか査定時に確認
(エ) 国土交通省又は農林水産省所管の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の適用を受ける区域は除く		

【根拠】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

【その他】

- ・査定は原則として、地方環境事務所事務室で机上査定とする。
- ・財務局による立会は無し。
- ・額の決定は、財務省主計局環境係と環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課との本省協議により決定する。
- ・本補助金の補助うら分の8割を限度に総務省より特別交付税の措置がなされる。

環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

【漂着ごみ処理事業分】

調査官

環境省

地方環境事務所資源循環課

令和 年 月 日

No.

(都道府県名：)

項目 施設名	申 請											調 査 結 果																	
	建 物						建 物	工 作 物	土 地	小 計 (C+D+ E+F)	設 備	災 害 等 廃 棄 物 処 理 事 業	合 計	建 物						建 物	工 作 物	土 地	小 計 (L+M+ N+O)	設 備	災 害 等 廃 棄 物 処 理 事 業	合 計			
	全 壊		半 壊		小 計 (A+B)		補 修							全 壊		半 壊		小 計 (J+K)		補 修									
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	G+H+I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	P+Q+R									
面積	工事費	面積	工事費	面積	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	面積	工事費	面積	工事費	面積	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費	工事費		
計																													

9. 災害等報告書の作成事例について

この記載例では、大雨による浸水被害が生じたと仮定して災害報告書の作成方法を例示した。地図等の地名は実在の場所もあるが、報告書の内容は仮想のものである。

別添資料（1）（様式）

環 廃 対 発 第 14xxxx 号
令和xx 年 xx 月 xx 日

環境大臣 殿

〇〇市長 氏 名

災害等廃棄物処理事業の報告について

標記のことについて、令和 xx 年 x 月 x 日の台風第 12 号により下記のとおり被害を受けたので、報告します。

記

1. 災害等の概況

令和 xx 年 x 月 y 日に発生した台風第 12 号は、非常に強い勢力を維持したまま、x 日には〇〇地方に上陸、縦断した。その後、z 日には〇〇沖に抜けて温帯低気圧となった。

この台風第 12 号により、日本列島の太平洋側を中心に大雨となり、〇〇県〇〇市では、降り始めからの総雨量が 500mm を超え、また、24 時間最大雨量 121mm、1 時間に 20mm の猛烈な雨を観測した。この台風による大雨により、〇〇市では各地で浸水等の被害が発生するなど甚大な被害が発生した。

2. 全般的被害状況

市町村名	人 的 被 害			住 家 の 被 害							漂着ごみ 被害	備 考	
	死 者	行方 不明	負 傷 者	全 壊	大規 模半 壊	中規模 半壊	半 壊	準 半 壊 等	床上 浸水 (左 記の 内数)	床下 浸水 (左 記の 内数)			
	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	m ³	
〇〇市	1	2	15	10	0	0	5	5	100	200	-		

- 3. 事業主体名 〇〇市
- 4. 事業区分 ごみ処理・し尿処理
- 5. 事業費見込額 130,000,000 円
- 6. 事業費算出内訳（別紙のとおり）
- 7. 添付資料
- （1）気象データ

【ポイント】

- 事業区分は、「ごみ処理」「し尿処理」の区分を記載。
- 事業費見込額は、円単位で記載し、千円未満の端数もそのまま記載する（ここでは切り捨てしない）。

- (2) 行政区域図等
- (3) 被災写真
- (4) 災害廃棄物発生量の推計資料
- (5) 事業費算出内訳の根拠資料

(別紙)

事業費算出内訳

事業区分	費用区分	員数	単価	金額	積算内訳
し尿処理	(直営分)		円	円	汲取家屋数 250戸 汲取量 2,700L
	燃料費	625L	160	100,000	62.5台×10L×@160円=100,000円
	手数料	18回	15,000	270,000	18台/回×@15,000(150L)=270,000円
【ポイント】 ○「委託」で実施する場合には委託料として計上する。 ○し尿くみ取りについては、便槽容量の2分の1が補助対象となる。					
	合計			370,000	

(注) 1. 直営分、市町村及び一部事務組合への委託事業について、職員の超過勤務手当等の人件費は含まれないものであること。

2. 解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務を除き、諸経費は計上しないこと。

【記載例 1（契約ごとに内訳を作成する場合）】

（別紙）

事業費算出内訳

事業区分	費用区分	員数	単価	金額	積算内訳	
ごみ処理	（直営分） 燃料費	1000L	円 160	円 160,000	延100台×10L×@160円=160,000円	
		1式	500,000	500,000		内訳別紙○
	（委託分） 委託料	1式			2,500,000	（収集・運搬） ○○収集・運搬委託業務【1】
		1式			30,000,000	（中間処理） 災害廃棄物中間処理委託業務 （内訳） ○○株式会社【2】 ××××建設【3】
		1式			5,000,000	2次仮置場設置委託業務【4】
		1式			10,000,000	2次 運営委託業務【5】
		1式			5,000,000	2次仮置場管理撤去業務【6】
		1式			50,000,000	（処理） 可燃物処理委託業務【7】
		1式			15,000,000	不燃物処理委託業務【8】
		1式			8,970,000	廃木材処理委託業務【9】
				2,500,000	廃家電処理委託業務【10】	
	合計			129,630,000	注【 】書きは事業費算出内訳の根拠資料のインデックス番号に一致する	
	合計 （し尿処理+ ごみ処理）			130,000,000		

- （注）1. 直営分、市町村及び一部事務組合への委託事業について、職員の超過勤務手当等の人件費は含まれないものであること。
2. 解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務を除き、諸経費は計上しないこと。

【記載例 2（費目ごとに単価と数量で計上する場合）】

（別紙）

事業費算出内訳

事業区分	費用区分	員数	単価	金額	積算内訳
			円	円	
ごみ処理	(直営分)				
	燃料費	1000L	160	160,000	延100台×10L×@160円=160,000円
	消耗品費	50枚	10,000	500,000	飛散防止シート 50枚×@10,000円
	(委託分)				(収集・運搬)
	委託料	○台		2,500,000	2tトラック ○台×@50,000円
		○人		2,500,000	重機作業員 ○人×@20,000円
		○トン		15,000,000	(処理・処分費) 可燃物 ○トン×@18,000円
	合計			129,630,000	注【 】書きは事業費算出内訳の根拠資料のインデックス番号に一致する
	合計 (し尿処理 +ごみ処理)			130,000,000	

【ポイント】

- 事業費算出内訳の記載方法は2種類が想定される。
- 記載例1は、契約件数や総価契約が多い場合には記載例1の方が作成しやすい。また、記載例2は、単価契約が多い場合には記載例2の方が作成しやすい。
- 各市町村の契約状況等に応じて、適宜、作成方法を検討いただきたい（組み合わせ作成することでも差し支えない）。

- (注) 1. 直営分、市町村及び一部事務組合への委託事業について、職員の超過勤務手当等の人件費は含まれないものであること。
2. 解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務を除き、諸経費は計上しないこと。

(5) 添付資料5 事業費算出内訳根拠資料

(1) 添付資料1 気象データ (令和 xx 年 x 月 x 日〇時～〇時)

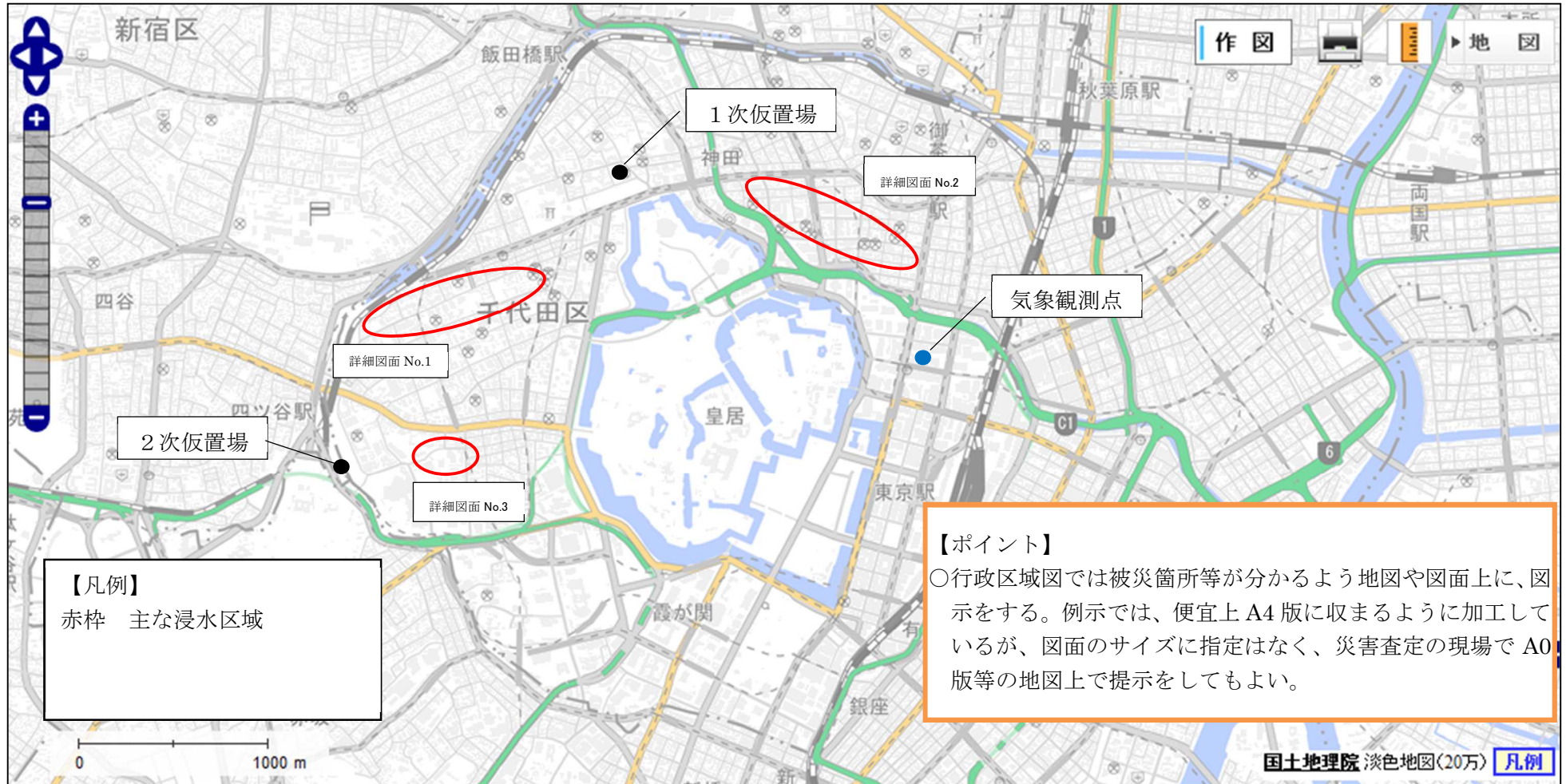
時	気圧(hPa)		降水量 (mm)	気温 (℃)	露点 温度 (℃)	蒸気圧 (hPa)	湿度 (%)	風向・風速(m/s)		日照 時間 (h)	全天 日射量 (MJ/m ²)	雪(cm)		天気	雲量	視程 (km)
	現地	海面						風速	風向			降雪	積雪			
1	989.6	998.3	3.0	18.0	17.2	19.6	95	9.3	北東					●		5.49
2	989.1	997.9	15.5	17.3	16.5	18.8	95	10.6	北東					●		4.65
3	988.3	997.1	9.0	16.9	16.1											3.63
4	987.1	995.9	5.0	16.8	15.8											10.1
5	987.1	995.9	4.0	16.5	15.5											4.77
6	986.7	995.5	13.5	16.1	15.1											2.40
7	987.2	996.0	18.0	15.7	14.8											4.80
8	988.1	996.9	20.0	15.3	14.5											3.06
9	987.6	996.4	13.0	15.1	14.2											3.18
10	987.6	996.4	7.5	14.9	14.0											4.69
11	988.9	997.7	3.5	14.8	13.7											5.60
12	989.4	998.3	4.0	14.6	13.5											3.48
13	990.4	999.3	1.5	14.4	13.3	15.3	93	9.1	北東	0.0				●		4.05
14	991.3	1000.2	1.5	14.5	13.2	15.2	92	8.5	北東	0.0				●		6.74
15	992.4	1001.3	1.0	14.2	12.9	14.9	92	7.7	北東	0.0				●		3.64
16	993.2	1002.1	0.5	13.9	12.6	14.6	92	7.6	北東	0.0				●		4.39
17	994.5	1003.4	0.5	13.8	12.5	14.5	92	4.5	東北東	0.0				●		8.42
18	995.5	1004.4	0.0	14.5	11.8	13.9	91	5.1	東	0.0				●		1.21
19	996.8	1005.7	0.0	14.0	12.6	14.5										0.00
20	997.4	1006.4	0.0	13.6	13.0	15.0										5.00
21	998.5	1007.5	0.0	13.6	12.7	14.6										3.00
22	998.9	1007.9	0.0	13.5	12.7	14.7										6.00
23	998.8	1007.7	—	14.4	11.9	13.9										0.00
24	998.7	1007.7	—	13.3	12.2	14.2										11.90

【ポイント】
 ○気象データで、災害の採択要件を満たしているかを確認するので、要件を満たしているのかわかるようなデータを添付する。記入例では1時から24時のデータとなっているが、始終期を問わず、24時間雨量が最大値になる部分を採用する

【ポイント】
 ○これまでは、気象データに原本証明を求めていたが、今後は不要とする。
 ○ただし、データの出典を必ず記載すること。

出典：気象庁 ○○観測点における観測データ

(2) 添付資料2 行政区域図

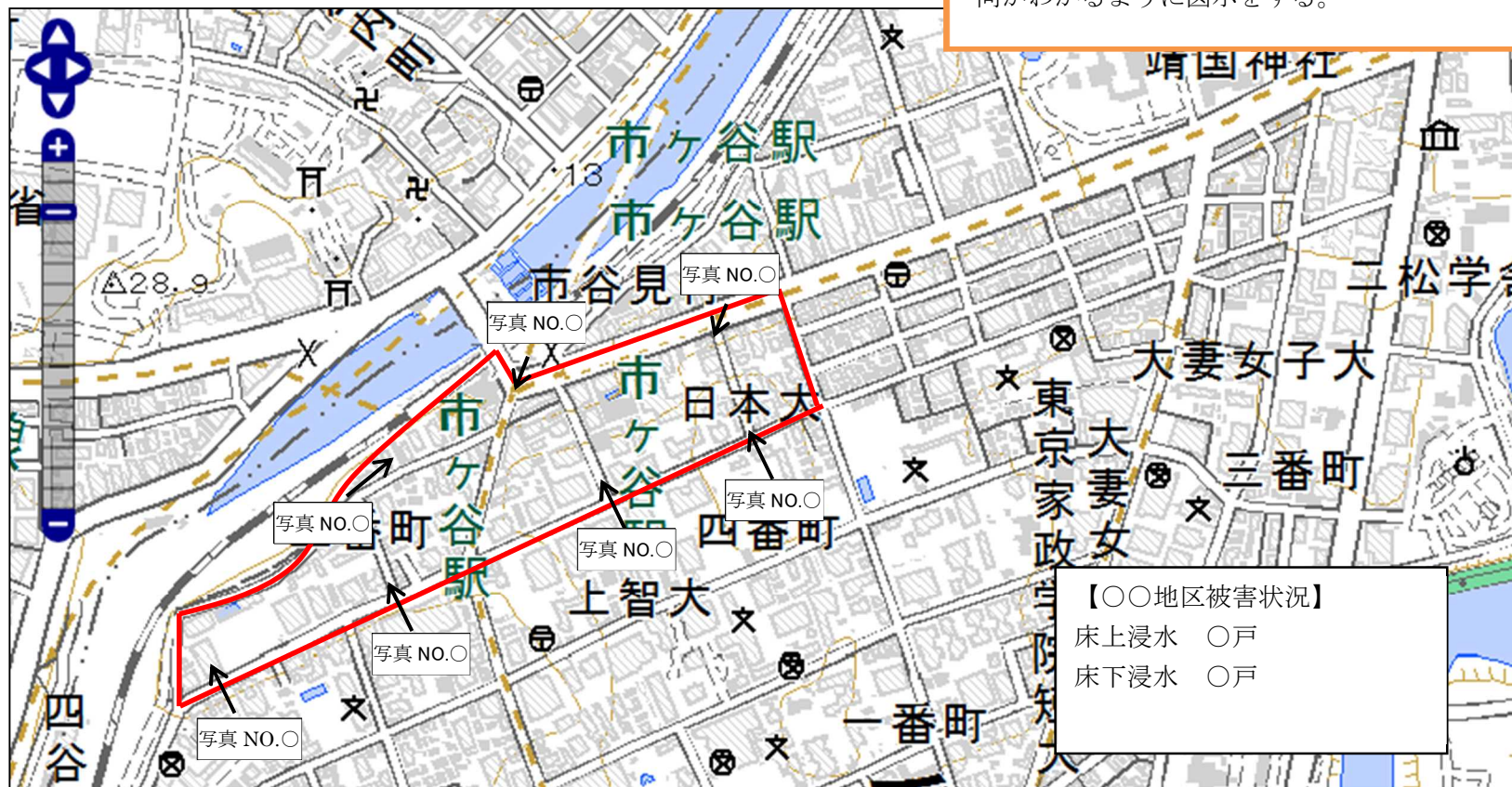


<地図の出典を記載>

詳細図面 No. 1

【ポイント】

○詳細図面では、被害範囲、戸数や写真撮影の位置及び撮影方向がわかるように図示をする。







(3) 添付資料3 被災写真

(注) 写真の番号は、詳細図面の番号と一致する。地点名と被災状況のコメントを合わせて記載すると見やすい。



詳細図面 NO.1 No.○



詳細図面 NO.1 No.○



詳細図面 NO1 No.○



詳細図面 NO1 No.○



詳細図面 NO1 No.○

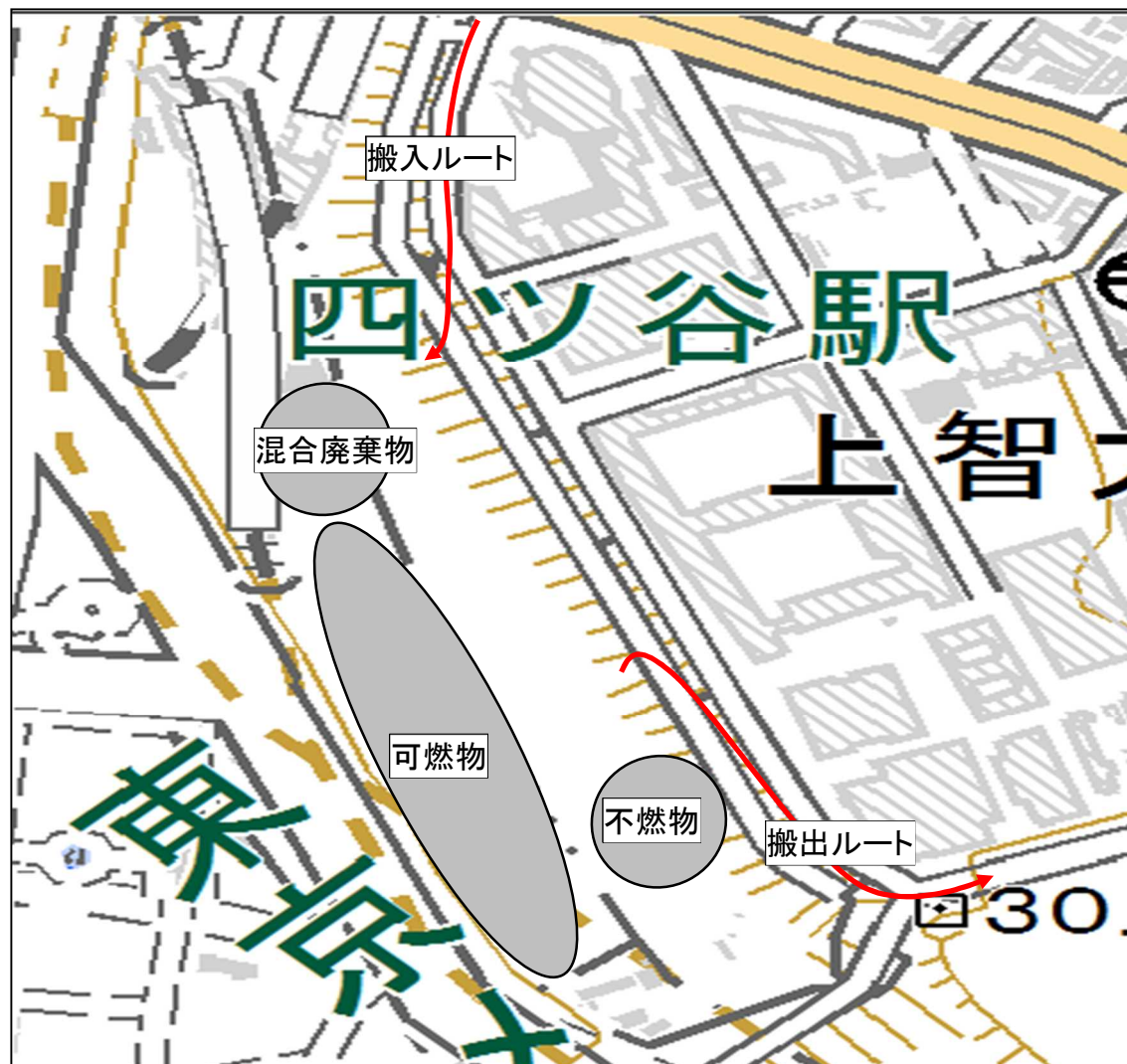


詳細図面 NO1 No.○

【ポイント】

- 災害報告書に添付をする写真は、被災状況が分かるような代表的な写真を添付する。被災家屋等は災害査定において、個々に確認する場合もあるので、災害査定では災害報告書に添付をしなかった写真も準備しておくことが重要。
- なお、詳細図面の後ろにそれぞれ該当する被災写真を添付すること。

仮置場配置図



【ポイント】

- 仮置場を設置した場合、仮置場での災害廃棄物の処理状況が分かるような配置図や写真を添付する。写真撮影等の位置図は適宜記載する。
- 仮置場の設置にあたって、仮囲いや敷鉄板等の仮設物を設置している場合、図面からその数量等を確認するので、その状況が分かるようにすることが望ましい。
- 事業が完了する前に災害査定を行う場合には、発生量の推計根拠として、災害廃棄物の状況が写真で分かるようにすることが重要（すでに搬入が完了しているのであれば、測量を行い、重量を算出することが重要）。

(3) 添付資料3 被災写真 (仮置場状況)

仮置場状況 (〇〇グラウンド)

写真

写真

可燃物集積状況

可燃物集積状況

写真

写真

不燃物集積状況

不燃物集積状況

写真

写真

混合廃棄物集積状況

混合廃棄物集積状況

(4) 添付資料4 災害廃棄物発生量の推計資料

令和 xx 年 x 月 x 日に発生した台風第 12 号による災害廃棄物の発生量については、下記のとおり。

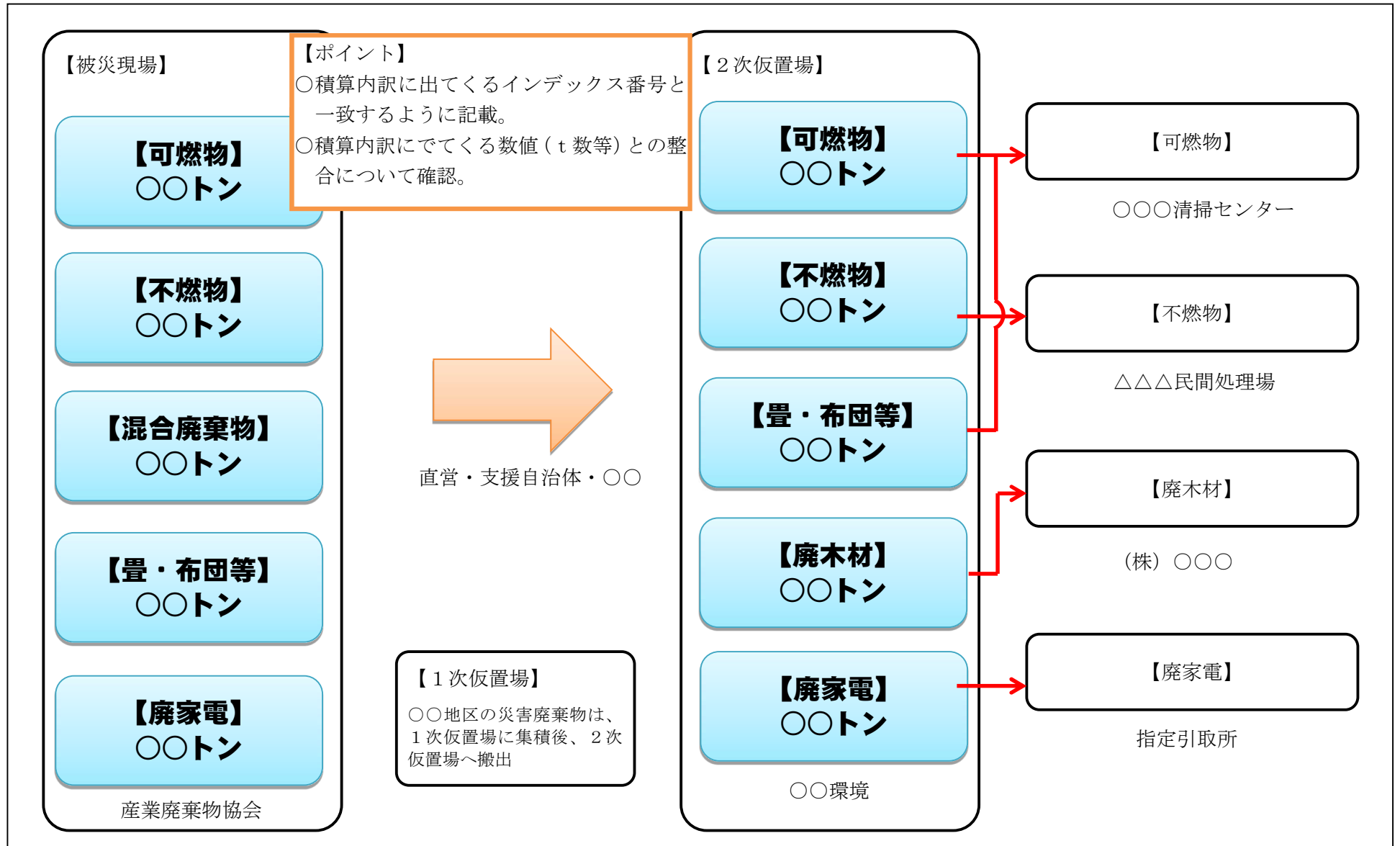
<災害廃棄物発生量の推計結果>

災害廃棄物の種類		災害廃棄物の量（単位：トン）			
		仮置場	処理済量	合計	備考
災害 廃 棄 物	可燃物				別紙○ 発生量算出の考え方
	不燃物				別紙○ 発生量算出の考え方
	混合廃棄物				別紙○ 発生量算出の考え方
	畳・布団等				別紙○ 発生量算出の考え方
	廃家電				別紙○ 発生量算出の考え方
合計					

【ポイント】

- 災害廃棄物の発生量や処理量は、災害査定の本拠となる。そのため、災害廃棄物の種類別に、推計量や処理済量が分かるようにすることがポイント（災害査定の際に、事業費算出内訳の本拠資料と突合する）。
- 事業が完了する前に災害査定を行う場合には、被害状況から発生量を推計し、事業費を算出すること。すでに事業が完了した後に災害査定を行う場合には、次ページの処理フロー図等に処理量を記載することでも差し支えない。
- 災害廃棄物の発生量の推計にあたっては、「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）等を参照いただきたい。

(4) 添付資料4 災害廃棄物の処理フロー



(4) 添付資料5 事業費算出内訳根拠資料

〇〇収集・運搬委託業務【1】

契約の相手方：xxx 株式会社

契約方法：随意契約（地方自治法第〇条の〇）

業務内容：1次仮置場から2次仮置場への収集・運搬（どういう業務内容か具体的にわかりやすく記載すること）

業務期間：令和xx年x月x日～xx月xx日

事業費：△△△円

- 添付資料：（1）見積書
（2）契約書・支出負担行為決議書
（3）随意契約理由書
（4）災害協定書
（5）請求書・支出決定決議書
（6）作業日報（一覧にしたものでも可）

【ポイント】

- 事業費算出内訳の根拠資料として添付すべき資料は次ページを参照。
- 事業や契約の進捗状況に応じて添付すべき資料が異なることに要注意。
- 作業日報等、資料が大部にわたるものは災害査定の場合で提示をすることも差し支えない。
- 必ずインデックスを貼ること

(参考1) 事業費算出内訳の根拠資料として添付する資料について

○契約書等の金額を確認できる資料

下記の分類に応じて資料を添付すること。その他、すでに業務が完了しているような場合には、業務報告書、支払が確認できる資料や災害協定等に基づき他市町村への委託等をしている場合には協定書等の参考となる資料を添付すること。

(参考：契約方法・契約状況に応じた添付資料の早見表)

契約方法	契約状況	提出書類
随意契約	未済	予定価格調書、設計図書等
	3者未満の見積	見積書、契約書、随意契約理由書、見積が3者未満の理由書
	3者以上の見積	見積書、契約書、随意契約理由書
競争入札	入札前	予定価格調書、設計図書等
	入札後	予定価格調書※、設計図書等、開札結果、契約書

※自治体において予定価格を公表していない場合には開札結果、契約書を添付することで差し支えない。

○員数、単価、共通仮設費等の算出方法及び率を確認できる資料

公共工事設計労務単価、建設物価、都道府県・市町村工事積算要領等の該当部分の考え方を説明すること。また、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等についても算出方法を記載すること。

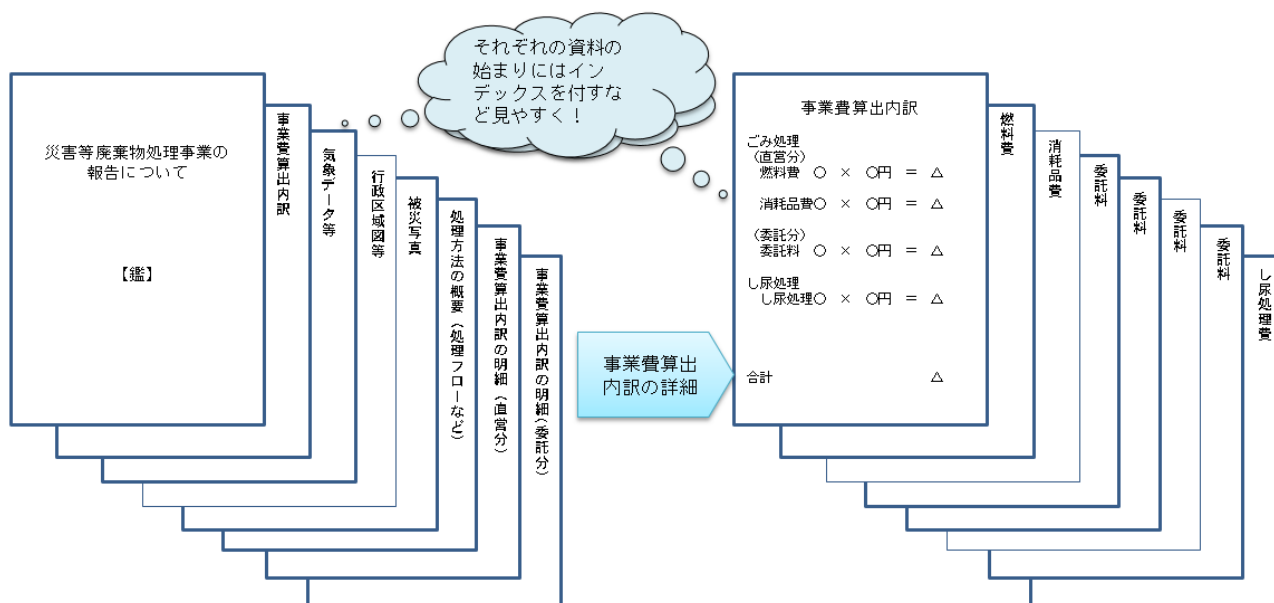
※著作権法等に基づき、根拠書類として提出できないものについては、提出不要（ただし、災害査定時に根拠書類を確認する場合があるため、書類は整えておくこと）。

○押印について

国、自治体の規定などにより、押印が省略できるとされているものは、押印されていないものを根拠書類として提出することは可能。

(参考2) 災害等報告書の編纂イメージについて

これまでに示した書類を順番に編纂すると下記のようなイメージとなる。



10. 災害等報告書事前提出チェックリスト

本マニュアルに記載のとおり、災害等報告書の作成にあたっては、地方事務所等に事前に相談し、その精度を向上した上で災害査定に臨むことが効率的である。下記のように、各自治体における事務担当者が、その作成や提出にあたってチェックすべきポイントをまとめているので、ご活用いただきたい。

なお、本チェックリストは、各自治体における事務担当者用として作成したもので、今回、新たに作成したものであるため、環境省への提出は不要である（今後、試行的に事前チェック等に活用していくこととする）。

災害等廃棄物処理事業／廃棄物処理施設災害復旧事業に係る災害査定事前チェック表

○自治体名： _____

○作成担当者： _____

○査定予定日： 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

項目	チェックポイント	チェック欄	備考（添付資料等の確認）
全般的事項	○実地調査要領、交付要綱等は確認しているか。 ○各計数は正しく計上されているか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
災害発生の事実	○観測地点と被災箇所の確認（観測地点は被災地域直近の観測地点か） ○雨量、水位、風速等、災害要件を満たしているか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
写真・地図等の確認	○どこの地点で、いつ撮影されたものか ○気象データの観測地点と被災箇所 ○仮置場の位置や仮置場内の写真 ○全半壊家屋の位置	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
ごみ処理の流れ	○仮置場設置の理由 ○仮置したごみの分別、収集区域 ○仮置したごみの種類、種類別の発生量、処分先、処分方法 ○最終処理の方法を確認 ○災害廃棄物以外の廃棄物が混入していないか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
事業費算出内訳の明細	○計算が正しいかを確認（申請前に必ず電卓で検算を行うこと） ○事業費算出内訳の項目1件ごとに内容を確認 ○証拠書類との整合性を確認 ○委託処理を行った場合には、委託料（単価・諸経費）の妥当性を確認 ○各種単価の確認（県単価、労務単価、業者見積） ○廃家電台数はリサイクル券で確認 ○事業により収入（鉄くずの売却、保険等）があった場合には、それらを申請額から差し引いているか確認	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

11. 災害等廃棄物処理事業費補助金交付申請書の作成方法について

(様式第2号)

令和 ①
識別番号
文書番号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

市 町 ②
村 長

令和 ③ 年度災害等廃棄物処理事業費補助金交付申請書

災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱第5条の規定により、標記補助金の交付を別紙関係書類を添えて次のとおり申請する。

申請額 ④ 金 1,212,000 円

(説明書類)

1. 事業計画説明書
2. 国庫補助金所要額調書 別表 (1)
3. 財源調書 別表 (2)
4. 事業費明細書 別表 (3)

(添付書類)

1. 歳入歳出予算議決書（又は見込書）抄本
2. 請負又は委託事業のある場合は契約書写
3. その他参考となるもの

「補助金交付申請書・実績報告書の作成方法について」の原則、奇数ページ様式に記載している丸数字はそれぞれ偶数ページに解説を付している（1ページに集約印刷をすると見やすい）。

責任者・担当者の氏名、連絡先等を記載

【交付申請書 1】

1. 記載事項

- ①識別番号、文書番号、年月日
- ②市町村長
- ③交付申請年度
- ④交付申請額

別表(1) 国庫補助金所要額調書の「国庫補助所要額」、別表(2) 財源調書の「国庫補助額」と一致させること。

2. 注意事項

交付申請書の説明書類及び添付書類については、規定の様式を用いて作成すること。

書類の種類	様式	備考
事業計画説明書	別記	
国庫補助金所要額調書	別表(1)	
財源調書	別表(2)	
事業費明細書	別表(3)	
歳入歳出予算議決書（又は見込書）抄本	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・摘要欄等を設けて災害等廃棄物処理事業費に係る予算額を明記すること。 ・なお、日付については交付申請日（同日含む）以前とする。 ・歳出金額は別表(1)の（A）欄の合計額と一致させること。
請負又は委託事業のある場合は契約書等の写 ※災害報告書に添付した資料については、再添付は不要	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・未契約の場合には設計書・業者見積書。 ・契約済みの場合には、押印のあるものに限る（押印を省略できる場合は、押印不要）。 ・また、実績額が確定している場合には、<u>契約書、完了報告書、検査調書、業者請求書及び支出決定決議書</u>とする。 ・なお、日付については交付申請日（同日含む）以前とする。
その他参考となるもの	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・補足する資料があれば添付すること。 ・図面等の災害等報告書に添付した資料については、再添付は不要とする。ただし、備考欄等でどの段階のどの書類を見ればよいか明示すること。 ・なお、資料が大量である場合は、確認用の一覧表を作成した方が管理が簡便となるため、必要に応じて作成すること。

別記

事業計画説明書

1. 本事業の施行理由及び効果
2. 事業計画明細
3. 施行方針
4. 施行方法
5. 事業場所
6. 事業実施期間
7. 廃棄物総処理量

【交付申請書 2】

1. 記載事項

各項目については、以下に示すとおり記載すること。

①本事業の施行理由及び効果

本事業の実態を正確に把握できるように記述し、かつ、事業による効果、被害前後の状況を記述すること。

②事業計画明細

本事業の概要を記述するとともに、補助事業にかかる事業計画を具体的に記載すること。

③施行方針

補助事業に該当する各区分及び細分毎にその施行方針を具体的に記述すること。

④施行方法

本事業の施行について、直営、請負の別を記述すること。ただし、直営、請負を併合するものは、各々の事業内容の概要を記述すること。

⑤事業場所

⑥事業実施期間

本事業の実施期間（予定）を記載すること。

⑦廃棄物総処理量

重量(t)を算出することが困難な場合は、体積(m³)でも可。

2. 注意事項

本紙以外の資料を添付する場合には、その旨を記載すること。

(記載例)

③事業計画明細

…災害廃棄物の処理フローについては、別紙〇のとおりである。

別表(1)

国庫補助金所要額調書

区分及び 項目	総事業費 (A)	寄附金 その他の 収入額 (B)	差引 額 (C)	補助対象 事業費 (D)	国庫補助 基本額 (E)	国庫補助 所要額 (F)	備 考
	円	円	円	円	円	円	
し尿処理	500,000	0	500,000	425,000	425,000	-	⑦ 国庫補助所要額の 区分別の算定は不要。
ごみ処理 「し尿処理」、「ごみ処理」、「漂着ごみ処理」別に記載。	2,500,000	500,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	-	
計	3,000,000	500,000	2,500,000	2,425,000	2,425,000	1,212,000	

補助額は合計額から算出。

【交付申請書 3】

1. 記載事項

①区分及び項目

「し尿処理」、「ごみ処理」、「漂着ごみ処理」及び「計」とする。
ただし、申請のない区分については記載は不要とする。

②総事業費 (A)

事業の実施にあたり、単独事業を含む一切の金額を記載すること。
別表(2) 財源調書の「総事業費」、歳入歳出予算議決書（又は見込書）抄本の当該事業に係る歳出金額と一致させること。

③寄附金その他の収入額 (B)

本事業のための寄附金、金属売却益等の収入がある場合には、その収入額を記載すること。

④差引額 (C)

総事業費 (A) から寄附金その他の収入額 (B) を控除した金額を記載すること。

⑤補助対象事業費 (D)

各区分の实地調査（災害査定）において決定した査定金額（寄附金その他の収入額 (B) を控除した金額）を記載すること。

⑥国庫補助基本額 (E)

各区分において、以下(i)と(ii)の金額を比較し、いずれか少ない方の金額を記載すること。

(i) (総事業費 (A) - 単独事業費) - 寄附金その他の収入額 (B)

(ii) 補助対象事業費 (D)

別表(3) 事業費明細書の「金額 (合計)」と一致させること。

⑦国庫補助所要額 (F)

各区分の国庫補助基本額 (E) の合計金額に1/2を乗じて得た金額（千円未満は切捨て）を記載すること。

様式第2号による交付申請書の「申請額」、別表(2) 財源調書の「国庫補助額」と一致させること。

2. 注意事項

①各区分における国庫所要額の算出について

各区分において国庫補助所要額の算出は不要とする。

②補助上限額について

今回申請額が交付決定額となり、補助上限額となることから、記載する金額については精査すること。

なお、補助上限額は、以下のとおり変遷していくので注意すること。

時点	補助上限額
实地調査後	「災害等廃棄物処理事業国庫補助対象事業限度額表」に記載の金額。
交付決定後	交付決定通知書に記載の金額。
事業完了後 (精算時)	交付決定通知書に記載の金額と実績額に1/2を乗じて得た金額（千円未満は切り捨て）を比較して、いずれか少ない方の金額。

別表(2)

財 源 調 書

総事業費	財 源 内 訳						備 考
	国 庫 額 補 助	起 債	都道府県 補 助 金	一般会計	特別会計	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	
3,000,000	1,212,000			1,288,000		500,000	
③財源内訳の合計額は、総事業費と一致。							
①②他の別表と金額は一致。							

【交付申請書 4】

1. 記載事項

①総事業費

別表(1) 国庫補助金所要額調書の「総事業費」、歳入歳出予算議決書（又は見込書）抄本の当該事業に係る歳出金額と一致させること。

②国庫補助額

様式第2号による交付申請書の「申請額」、別表(1) 国庫補助金所要額調書の「国庫補助所要額」と一致させること。

③財源内訳（国庫補助額を除く）

総事業費に係る支出財源について、国庫補助額以外の財源区分別に記載すること。

また、財源内訳の合計金額は総事業費と一致させること。

なお、金属くず売払収入等があった場合は、その他の欄に記載。

別表(3)

事業費明細書

区 分	費 目	細 分	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
し尿処理	処理・処分費 計		950	l	円	円 425,000 425,000	内訳別紙 1
ごみ処理	運搬・処分費 計		150	t		2,500,000 2,500,000	内訳別紙 2
寄附金その他の収入額	金属売却益		4	t	125,000	△500,000	内訳別紙 3
合 計						2,425,000	

④合計金額は、国庫補助基本額。(補助対象外経費は含まない。)

⑤別紙を添付する場合には、その番号等を記載

【交付申請書 5】

1. 記載事項

①区分

記載する区分については、「し尿処理」、「ごみ処理」、「漂着ごみ処理」とする。

②費目・細分・単位

記載する費目については、原則、災害報告書で記載したとおりとすること。
ただし、実地調査（災害査定）から変更等があった場合には、適宜追加・削除すること。

③数量・単価

契約書等の添付資料と一致させること。
ただし、複数の単価がある等、一式計上の場合には記載は不要とするが、内訳別紙を作成すること。

④金額

数量・単価から算出された金額とすること。（根拠資料のないものは不可。）
ただし、一式計上の場合には、内訳別紙を作成すること。
別表(1) 国庫補助金所要額調書の「国庫補助基本額 (E)」と一致させること。

⑤備考

各細分について内訳がある場合には、内訳別紙の番号等を記載すること。
なお、災害等報告書に添付済みのものはどこに綴ってあるか明示すること。
内訳別紙等の根拠資料についても、並び順、資料番号を災害等報告書と統一する。

2. 注意事項

①内訳別紙（集計表）の記載について

内訳別紙を添付する場合には、以下の点に注意すること。

- ・根拠資料と突合ができるように工夫すること。
- ・単独事業費（補助対象外）がある場合には、補助対象事業費と単独事業費を分けて記載すること。

（作成例）内訳別紙2 ごみ処理 例

運搬費					
整理番号	業者名	請求額 (または契約額)	うち、補助対象額 (査定金額)	うち、補助対象外	備考
別紙2—(1)—1	(株)〇〇運送	500,000	500,000	0	7月分
別紙2—(1)—2	(株)〇〇運送	300,000	300,000	0	8月分
別紙2—(1)—3	(株)□□運輸	200,000	200,000	0	9月分
小計		1,000,000	1,000,000	0	
処分費					
整理番号	業者名	請求額 (または契約額)	うち、補助対象額 (査定金額)	うち、補助対象外	備考
別紙2—(2)—1	〇〇協会	700,000	700,000	0	7月分
別紙2—(2)—2	××協会	500,000	500,000	0	8月分
別紙2—(2)—3	××協会	300,000	300,000	0	9月分
小計		1,500,000	1,500,000	0	

・災害等廃棄物処理事業費補助金事業実績報告書の作成方法について

(様式第 11 号)

環境大臣 殿

令和

①
文書番号
年 月 日

市 町 村

②
長

③
令和 年度災害等廃棄物処理事業費補助金事業実績報告書

④ 令和 年 月 日付け環循適発第 号で交付決定の通知を受けた事業を完了したので、災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により関係書類を添えて報告する。

⑤
精 算 額 金 7,469,000 円

(説明書類)

1. 交付決定通知
2. 事業完了報告書
3. 収支精算書 別表 (1)
4. 事業費財源精算調書 別表 (2)
5. 国庫補助金受入額調書 別表 (3)
6. 事業に伴う収入控除額明細書 別表 (4)
7. 事業費支出済額明細書 別表 (5)

⑥
令和 年 月 日 第 号

(添付書類)

1. 歳入歳出決算書 (又は見込書) 抄本
2. 請負又は委託事業のある場合は契約書、完了報告書、検査調書、請求書及び支出命令書の写
3. その他参考となる資料

責任者・担当者の氏名、連絡先等を記載

【実績報告書 1】

1. 記載事項

①文書番号、年月日

事業が完了した日から1ヶ月以内、または4月10日のいずれか早いほうの日付を記載すること。

②市町村長

③実績報告書提出年度

④交付決定日

⑤精算額

別表(1) 収支精算書の「国庫補助受入又は見込額 (H)」、別表(2) 事業費財源精算調書の「国庫補助額」と一致させること。

⑥交付決定通知番号

交付決定通知書の文書番号を記載すること。

2. 注意事項

実績報告書の説明書類及び添付書類については、規定の様式を用いて作成すること。

書類の種類	様式	備考
交付決定通知	—	交付決定通知書（写）を添付すること。
事業完了報告書	別記	完了報告書のため、記載内容に留意すること。廃棄物総処理量をもれなく記載すること。
収支精算書	別表(1)	
事業費財源精算調書	別表(2)	
国庫補助金受入額調書	別表(3)	
事業に伴う収入控除額明細書	別表(4)	
事業費支出済額明細書	別表(5)	
歳入歳出予算議決書（又は見込書）抄本	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・摘要欄等を設けて災害等廃棄物処理事業費に係る決算額を明記すること。 ・なお、日付については実績報告書（同日含む）以前とする。 ・歳出金額は別表(1)の(A)欄と一致させること。
請負又は委託事業のある場合は契約書、完了報告書、検査調書、請求書及び支出命令書の写	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠資料については、実績額が確認できる資料を添付すること。原則、<u>契約書、完了報告書・検査調書・請求書・支出命令書</u>とするが、実績報告書提出時に支払が完了していない場合、支出命令書は添付不要とする。 ・なお、日付については実績報告書（同日含む）以前とする。 ・災害等報告書、交付申請書等に添付した資料については、再添付は不要とする。ただし、備考欄等でどの段階のどの書類を見ればよいか明示すること。 ・なお、資料が大量である場合は、確認

		用の一覧表を作成した方が管理が簡便となるため、必要に応じて作成すること。
--	--	--------------------------------------

別記

事業完了報告書

1. 本事業の施行理由及び効果
本事業の実態を把握するため簡潔、正確に記述し、かつ、事業による効果を記載するとともに、被害前後の状況を記述すること。
2. 事業計画明細
本事業の概要を記述するとともに、補助事業に係る事業計画を具体的に記載すること。
3. 施行方針
補助事業に該当する各区分及び細分毎にその施行方針を具体的に記述すること。
4. 施行方法
本事業の施行について、直営、請負の別を記述すること。ただし、直営、請負を併合するものは、各々の事業内容の概要を記述すること。
5. 事業場所
6. 事業実施期間
7. 廃棄物総処理量 (t)
重量(t)を算出することが困難な場合は、体積(m³)でも可。

(注) 事業計画説明書の内容が、完了した内容になるよう留意すること。

別表(1)

収 支 精 算 書

総支出 済 額 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 (A)-(B) =(C)	実 支 出 額 (D)	国 庫 補 助 基本額 (E)	国 庫 補 助 所要額 (F)	国庫補助 交付 決定額 (G)	国庫補助 受入 又は 見込額 (H)	差 引 過 △不足額 (G)-(H)	備 考
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18,640,000	350,000	18,290,000	18,290,000	14,938,000	7,469,000	8,000,000	7,469,000	531,000	不用額

① 区分別の金額の記載は不要。

⑤ 国庫補助基本額 (E) は、総支出済額 (A) のうち、「単独事業費 (補助対象外)」及び「寄付金その他の収入額 (B)」を控除した金額と実支出額 (D) を比較し、いずれか少ない方の金額を記載。

【実績報告書 2】

1. 記載事項

(収支精算書・別表(1))

①総支出済額 (A)

事業の実施にあたり、単独事業を含む一切の金額を記載すること。

別表(2) 事業費財源精算調書の「総事業費」、歳入歳出予算議決書(又は見込書)抄本の当該事業に係る歳出金額と一致させること。

なお、し尿処理、ごみ処理、漂着ごみ処理のうち2つ以上の区分がある場合においても、合算した金額を記載すること。

②寄附金その他の収入額 (B)

本事業のための寄附金、金属売却益等の収入がある場合には、その収入額を記載すること。

別表(2) 事業費財源精算調書、別表(4) 事業に伴う収入控除額明細書、別表(5) 事業費支出済額明細書と一致させること。

③差引額 (C)

総支出済額 (A) から寄附金その他の収入額 (B) を控除した金額を記載すること。

④実支出額 (D)

差引額 (C) を記載すること。

⑤国庫補助基本額 (E)

以下(i)と(ii)の金額を比較し、いずれか少ない方の金額を記載すること。

(i) (総支出済額 (A) - 単独事業費) - 寄附金その他の収入額 (B)

(ii) 実支出額 (D)

別表(5) 事業費支出済額明細書の「金額(合計)」と一致させること。

⑥国庫補助所要額 (F)

各区分の国庫補助基本額 (E) の合計金額に1/2を乗じて得た金額 (千円未満は切捨て) を記載すること。

⑦国庫補助交付決定額 (G)

交付決定通知にて決定された金額を記載すること。

⑧国庫補助受入又は見込額 (H)

国庫補助所要額 (F) と国庫補助交付決定額 (G) を比較し、いずれか少ない方の金額を記載すること。

様式第11号による事業完了報告書の「精算額」、別表(2) 事業費財源精算調書の「国庫補助額」と一致させること。

⑨差引過不足額

国庫補助交付決定額 (G) から国庫補助受入又は見込額 (H) を控除した金額を記載すること。

⑩備考欄

差引過不足額がある場合には、過不足理由(「不用額(返納額)」又は「繰越額」)を記載すること。

2. 注意事項

①各区分における国庫所要額の算出について

各区分において国庫補助所要額の算出は不要とする。

②補助上限額について

今回申請額が交付決定額となり、補助上限額となることから、記載する金額については精査すること。

なお、補助上限額は、以下のとおり変遷していくので注意すること。

時点	補助上限額
実地調査後	「災害等廃棄物処理事業国庫補助対象事業限度額表」に記載の金額。
交付決定後	交付決定通知書に記載の金額。
事業完了後 (精算時)	交付決定通知書に記載の金額と実績額に1/2を乗じて得た金額（千円未満は切り捨て）を比較して、いずれか少ない方の金額。

別表(2)

事業費財源精算調書

総事業費	財 源 内 訳						備 考
	国 庫 補 助 額	起 債	都道府県 補 助 金	一般会計	特別会計	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	
18,640,000	7,469,000	0	0	10,821,000	0	350,000	

③財源内訳の合計額は、総支出済額と一致。

①②他の別表と金額は一致。

別表(3)

国庫補助金受入額調書

受入または受入見込額	受 入 年 月 日	備 考
円 5,200,000	令和3年7月	概算払
2,269,000	令和4年月(予定)	精算払
合計 7,469,000		

別表(4)

事業に伴う収入控除額明細書

区 分	金 額	備 考
	円	
金属売却益	250,000	内訳別紙3(A)
廃タイヤ売払い収益	100,000	内訳別紙3(B)
計	350,000	

【実績報告書 3】

1. 記載事項

(事業費財源精算調書・別表 (2))

①総事業費

別表(1) 収支精算書の「総支出済額」、歳入歳出予算議決書（又は見込書）抄本の当該事業に係る歳出金額と一致させること。

②国庫補助額

様式第 11 号の「精算額」、別表 (1) 「国庫補助受入又は見込額 (H)」、別表 (3) 「受入または受入見込額」の合計額と一致させること。

③財源内訳（国庫補助額を除く）

総事業費に係る支出財源について、国庫補助額以外の財源区分別に記載すること。

財源内訳の合計金額は総支出済額と一致させること。

なお、金属くず売払収入等があった場合は、その他の欄に記載。

(国庫補助金受入額調書・別表 (3))

①受入または受入見込額

実績額から算出された国庫補助額を記載すること。

受入または受入見込額の合計を記載し、様式第 11 号の「精算額」、別表(1) 収支精算書の「国庫補助受入又は見込額 (H)」、別表(2) 事業費財源精算調書の「国庫補助額」と一致させること。

②受入年月日

受入予定年月日を記載すること。

ただし、実績報告書作成時の見込みとなるため、予定日の記載で差し支えない。

(記入例)

- ・令和〇年 4 月（予定）
- ・令和〇年 4 月 30 日（予定）

③備考

支払方法（精算払又は概算払等）を記載すること。また、返納がある場合は、返納額を記載し、合計額が精算額と一致させること。

(事業に伴う収入控除額明細書・別表 (4))

①区分

記載する区分については、原則、災害報告書で記載したとおりとすること。

ただし、実地調査（災害査定）から変更等があった場合には、適宜追加・削除すること。

②金額

収入があった場合、その収入額を記載すること。

収入がない場合には、0（円）を記載すること。

③備考

収入金額が確認できる根拠資料（業者への請求書・納入書等）の番号等を記載すること。

根拠資料が複数ある場合には、別途、内訳別紙を作成すること。

別表(5)

事業費支出済額明細書

区 分	費 目	細 分	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
し尿処理	処理・処分費	避難所仮設トイレ	2,400L		円 120	円 288,000	内訳別紙 1
					小計	288,000	
ごみ処理	処理・処分費	ガレキ	1500t		10,000	15,000,000	内訳別紙 2
					小計	15,000,000	
寄附金その他の収入額	売払い収益	金属売却益	5t		50,000	▲250,000	内訳別紙 3
		廃タイヤ売払い収益	100本		1,000	▲100,000	
					小計	▲350,000	
合 計						14,938,000	

⑤別紙を添付する場合には、その番号等を記載。

④国庫補助基本額と一致
(補助対象外経費は含まない。含む場合は、補助対象経費が確認できるよう記載すること。)

【実績報告書 4】

1. 記載事項

(事業費支出済額明細書・別表 (5))

①区分

記載する区分については、「し尿処理」、「ごみ処理」、「漂着ごみ処理」とする。

②費目・細分・単位

記載する費目については、原則、災害報告書で記載したとおりとすること。
内訳別紙等の根拠資料についても、並び順、資料番号を災害等報告書と統一すること。
ただし、実地調査（災害査定）から変更等があった場合には、適宜追加・削除すること。

③数量・単価

請求書等の添付資料と一致させること。
ただし、複数の単価がある等、一式計上の場合には記載は不要とするが、内訳別紙を作成すること。

④金額

数量・単価から算出された金額とすること。（根拠資料のないものは不可。）
ただし、一式計上の場合には、内訳別紙を作成すること。
別表(1) 収支精算書の「国庫補助基本額 (E)」と一致させること。

⑤備考

各細分について内訳がある場合には、内訳別紙の番号等を記載すること。

2. 注意事項

①内訳別紙（集計表）の記載について

内訳別紙を添付する場合には、以下の点に注意すること。

- ・根拠資料と突合ができるように工夫すること。
- ・単独事業費（補助対象外）がある場合には、補助対象事業費と単独事業費を分けて記載すること。

（作成例）内訳別紙2 ごみ処理内訳 例

処理・処分費（直営分）					
整理番号	施設名	請求額 （契約額は不可）	うち、補助対象額	うち、補助対象外	備考
別紙2—(1)—1	〇〇清掃センター	3,000,000	3,000,000	0	7月分
別紙2—(1)—2	〇〇清掃センター	1,500,000	1,500,000	0	8月分
別紙2—(1)—3	〇〇清掃センター	500,000	500,000	0	9月分
小計		5,000,000	5,000,000	0	
処理・処分費（委託分）					
整理番号	業者名	請求額 （契約額は不可）	うち、補助対象額	うち、補助対象外	備考
別紙2—(2)—1	〇〇協会	7,080,000	6,000,000	1,080,000	7月分
別紙2—(2)—2	××協会	4,080,000	3,000,000	1,080,000	8月分
別紙2—(2)—3	××協会	2,080,000	1,000,000	1,080,000	9月分
小計		13,240,000	10,000,000	3,240,000	

・交付申請並びに事業実績報告書を同時提出する場合の作成方法について

(様式第5号)

環境大臣 殿

令和

①
文書番号
年 月 日

市 町 村

②
長

令和^③年度災害等廃棄物処理事業費補助金の交付申請並びに事業実績報告書

災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱第8条の規定により、標記補助金の交付及び実績を別紙関係書類を添えて次のとおり申請する。

④
精算交付申請額 金 7,469,000 円

(説明書類)

- | | |
|------------------|--------|
| 1. 事業完了報告書 | |
| 2. 収支精算書 | 別表 (1) |
| 3. 事業費財源精算調書 | 別表 (2) |
| 4. 国庫補助金受入額調書 | 別表 (3) |
| 5. 事業に伴う収入控除額明細書 | 別表 (4) |
| 6. 事業費支出済額明細書 | 別表 (5) |

様式第11号に準じて記載すること

(添付書類)

1. 歳入歳出予算決算書(又は見込書)抄本
2. 請負又は委託事業のある場合は契約書、完了報告書、検査調書、請求書及び支出命令書の写
3. その他参考となる資料

責任者・担当者の氏名、連絡先等を記載

【精算交付申請書 1】

1. 記載事項

①文書番号、年月日

事業が完了した日から1ヶ月以内、または3月末いずれか早いほうの日付を記載すること。(3月末を待たずに、出来る限り早く提出いただけると幸いです。)

②市町村長

③年度

④精算交付申請額

別表(1) 収支精算書の「国庫補助受入又は見込額 (H)」、別表(2) 事業費財源精算調書の「国庫補助額」と一致させること。

2. 注意事項

実績報告書の説明書類及び添付書類については、規定の様式を用いて作成すること。

書類の種類	様式	備考
事業完了報告書	様式第11号に準じて記載すること。	記載については、事業計画説明書を参照すること。ただし、完了報告書のため、記載内容に留意すること。(事業計画説明書のコピーは不可。)
収支精算書	別表(1)	
事業費財源精算調書	別表(2)	記載方法については、【実績報告書3】を参照。
国庫補助金受入額調書	別表(3)	記載方法については、【実績報告書3】を参照。
事業に伴う収入控除額明細書	別表(4)	記載方法については、【実績報告書3】を参照。
事業費支出済額明細書	別表(5)	記載方法については、【実績報告書4】を参照。
歳入歳出予算議決書(又は見込書)抄本	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・摘要欄等を設けて災害等廃棄物処理事業費に係る決算額を明記すること。 ・なお、日付については実績報告書(同日含む)以前とする。 ・歳出金額は別表(1)の(A)欄と一致させること。
請負又は委託事業のある場合は契約書、完了報告書、検査調書、請求書及び支出命令書の写	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠資料については、実績額が確認できる資料を添付すること。原則、<u>契約書、完了報告書・検査調書・請求書・支出命令書</u>とするが、実績報告書提出時に支払が完了していない場合には、支出命令書は添付不要とする。 ・なお、日付については実績報告書(同日含む)以前とする。

		<ul style="list-style-type: none">・災害等報告書に添付した資料については、再添付は不要とする。ただし、備考欄等でどの段階のどの書類を見ればよいか明示すること。・なお、資料が大量である場合は、確認用の一覧表を作成した方が管理が簡便となるため、必要に応じて作成すること。
--	--	---

別表(1)

収 支 精 算 書

総支出 済 額 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 $(A)-(B)$ =(C)	実 支 出 額 (D)	国 庫 補 助 基本額 (E)	国 庫 補 助 所要額 $(E) \times 1/2$ (F)	国庫補 助交付 決定額 (G)	国庫補 助受入 又は 見込額 (H)	差 引 過 △不足額 $(G)-(H)$	備 考
円 18,640,00	円 350,000	円 18,290,00	円 18,290,00	円 14,938,00	円 7,469,00	円 7,469,000	円 7,469,000	円 0	

⑥⑦⑧

精算交付申請においては、(F) (G) (H) は同額。

⑨

申請額=精算額なので、差引額は「0」。

【精算交付申請書 2】

1. 記載事項

(収支精算書・別表 (1))

① 総支出済額 (A)

事業の実施にあたり、単独事業を含む一切の金額を記載すること。
別表(2) 事業費財源精算調書の「総事業費」、歳入歳出予算議決書 (又は見込書) 抄本の当該事業に係る歳出金額と一致させること。
なお、し尿処理、ごみ処理、漂着ごみ処理のうち2つ以上の区分がある場合においても、合算した金額を記載すること。

② 寄附金その他の収入額 (B)

本事業のための寄附金、金属売却益等の収入がある場合には、その収入額を記載すること。
別表(2) 事業費財源精算調書、別表(4) 事業に伴う収入控除額明細書、別表(5) 事業費支出済額明細書と一致させること。

③ 差引額 (C)

総支出済額 (A) から寄附金その他の収入額 (B) を控除した金額を記載すること。

④ 実支出額 (D)

差引額 (C) を記載すること。

⑤ 国庫補助基本額 (E)

以下(i) と(ii)の金額を比較し、いずれか少ない方の金額を記載すること。

(i) (総支出済額 (A) - 単独事業費) - 寄附金その他の収入額 (B)

(ii) 実支出額 (D)

別表(5) 事業費支出済額明細書の「金額 (合計)」と一致させること。

⑥ 国庫補助所要額 (F)

各区分の国庫補助基本額 (E) の合計金額に1/2を乗じて得た金額 (千円未満は切捨て) を記載すること。

⑦ 国庫補助決定額 (G)

国庫補助所要額 (F) を記載すること。

⑧ 国庫補助受入又は見込額 (H)

国庫補助所要額 (F) と国庫補助交付決定額 (G) と同額を記載すること。

様式第5号による事業完了報告書の「精算交付申請額」、別表(2) 事業費財源精算調書の「国庫補助額」と一致させること。

⑨ 差引過不足額

国庫補助交付決定額 (G) から国庫補助受入又は見込額 (H) が同額となるので0 (円) を記載すること。

ただし、当該事業が年度内に完了しない場合は (H) は当該年度のコレ金額になる。

⑩ 備考欄

差引過不足額がある場合には、過不足理由 (「繰越額」) を記載すること。

2. 注意事項

① 各区分における国庫所要額の算出について

各区分において国庫補助所要額の算出は不要とする。

②補助上限額について

今回申請額が交付決定額となり、補助上限額となることから、記載する金額については精査すること。

なお、補助上限額は、以下のとおり変遷していくので注意すること。

時点	補助上限額
実地調査後	「災害等廃棄物処理事業国庫補助対象事業限度額表」に記載の金額。
交付決定後	交付決定通知書に記載の金額。
事業完了後 (精算時)	交付決定通知書に記載の金額と実績額に1/2を乗じて得た金額（千円未満は切り捨て）を比較して、いずれか少ない方の金額。

・廃棄物処理施設災害復旧事業費交付申請書の作成方法について

(様式第2号)

①
令和 年 月 日
識別番号
文書番号

環境大臣 殿

地方公共団体の長
広域臨海環境整備センター理事長
中間貯蔵・環境安全事業株式会社代表取締役社長

② 不要な箇所は適宜削除。

③
令和 年度廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付申請書

廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱第5条の規定により、標記補助金の交付を別紙関係書類を添えて次のとおり申請する。

④
申請額 金 円

(説明書類)

1. 事業計画説明書
2. 国庫補助金所要額調書
3. 財源調書
4. 本工事費種別明細書
5. 調査費明細書
6. 機械器具費明細書
7. 営繕費明細書
8. 工事雑費明細書
9. 事務費明細書
10. 代価表に基づく単価一覧表

昭和53年5月31日厚生省第382号厚生事務次官通知別紙廃棄物処理施設整備費補助金交付要綱別紙様式第4を参照して作成すること。ただし、本事業の対象とならない部分は除く。

該当する費用の計上がない場合には、適宜削除。
番号は連番とする。

(添付書類)

1. 設計図（一般平面図、工種別平面図、構造図、その他必要図）
2. 被害直前の関係図面
3. 歳入歳出予算議決書（又は見込書）抄本
4. 契約書等の写
5. その他参考となる資料

責任者・担当者の氏名、連絡先等を記載

【交付申請書 1】

1. 記載事項

- ①識別番号、文書番号、年月日
- ②市町村長等の名前
- ③年度
- ④交付申請額

別紙(3) 国庫補助金所要額調書の「国庫補助所要額 (G)」、別紙(4) 財源調書の「国庫補助金」と一致させること。

2. 注意事項

実績報告書の説明書類及び添付書類については、規定の様式を用いて作成すること。
ただし、本事業の対象とならない(費用計上がない)部分については、作成は不要とする。

書類の種類	様式	備考
事業計画説明書	別記	記載については、事業計画説明書を参照すること。
国庫補助金所要額調書	別紙	別紙(3)号
財源調書	別紙	別紙(4)号
本工事費種別明細書	別紙	別紙(5)号
調査費明細書	別紙	別紙(5)号の作成要領に準じること
機械器具費明細書	別紙	別紙(11)号
営繕費明細書	別紙	別紙(12)号
工事雑費明細書	別紙	別紙(13)号
事務費明細書	別紙	別紙(14)号
代価表に基づく単価一覧表	別紙	別紙(15)号
設計図	任意	以下4点を添付すること。 (1) 一般平面図 (2) 工種別平面図 (3) 構造図 (4) その他必要図
歳入歳出予算議決書(又は見込書)抄本	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・摘要欄等を設けて廃棄物処理施設災害復旧費に係る予算額を明記すること。 ・なお、日付については交付申請書(同日含む)以前とする。 ・歳出金額は別紙(3)号の(A)欄と一致させること。
契約書等の写	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・未契約の場合には<u>設計書・業者見積書</u>。 ・契約済みの場合には、押印のあるものに限る(押印省略できる場合は、押印不要)。 ・また、実績額が確定している場合には、<u>契約書、完了報告書、検査調書、業者請求書、支出命令書</u>とする。 ・なお、日付については交付申請日

		<p>(同日含む) 以前とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 図面等の災害等報告書に添付した資料については、再添付は不要とする。ただし、備考欄等でどの段階のどの書類を見ればよいか明示すること。・ なお、資料が大量である場合は、確認用の一覧表を作成した方が管理が簡便となるため、必要に応じて作成すること。
--	--	--

別記

事業計画説明書

1. 本事業の施行理由及び効果
2. 事業計画明細
3. 施工方針
4. 施行方法
5. 施行場所
6. 工事着工予定期日及び竣工予定期日

【交付申請書 2】

1. 記載事項

(事業計画説明書・別記)

各項目については、以下に示すとおり記載すること。

①本事業の施行理由及び効果

本事業の実態を把握できるよう簡明、正確に記述し、かつ、事業による効果を記載するとともに、被害前後の状況を記述すること。

②事業計画明細

本事業の概要を記述するとともに、補助事業にかかる事業計画を具体的に記載すること。

③施行方針

補助事業に該当する各工事毎にその施工方針（工事方法）を具体的に記述すること。

④施行方法

本事業の施行について、直営、請負の別を記述すること。ただし、直営、請負を併合するものは、各々の事業内容の概要を記述すること。

⑤施行場所

⑥工事着工予定期日及び就航予定日

2. 注意事項

本紙以外の資料を添付する場合には、その旨を記載すること。

別紙(3)号

国庫補助金所要額調書

(単位：円)

区分及び項目	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 (C)	補助対象 事業 費 (D)	国庫補助 基本額 (E)	補助 率 (F)	国庫補助 所要額 (G)	備考
補助対象事業 分 工事費						/	/	
用地費及び 補償費						/	/	
車両費						/	/	
その他の施設 及び設備						/	/	
事務費						/	/	
補助対象外 事業分				/	/	/	/	
消費税相当額						/	/	
合計				(D) (E)		1/2		

(D) (E)
他の調書と一致させる。

別紙(4)号

財 源 調 書

総事業費	財 源 内 訳						備 考
	国 庫 補助金	都道府県 補 助 金	起 債 額	一般会計	特別会計	その他	
円	円	円	円	円	円	円	

財源内訳の合計額は、総事業費と一致。

【交付申請書 3】

1. 記載事項

(国庫補助金所要額調書・別紙(3)号)

① 総事業費 (A)

廃棄物処理施設災害復旧事業に係る総事業費を区分別に記載すること。
事業の実施にあたり、単独事業(補助対象外)を含む一切の金額を記載すること。
別紙(4)財源調書の「総事業費」、歳入歳出予算議決書(又は見込書)抄本の当該事業に係る歳出金額と一致させること。

② 寄附金その他の収入額 (B)

当該事業に充てるべき指定寄付金その他の収入額を記載すること。
ただし、都道府県助成金その他受益者負担金は除くものとする。
なお、収入明細を「備考」欄に記載すること。

③ 差引額 (C)

総事業費(A)から寄附金その他の収入額(B)を控除した金額を記載すること。
「消費税相当額」欄は、差引額(C)に記載した各区分の金額の合計に対する消費税相当額を記載すること。

④ 補助対象事業費 (D)

各区分の実地調査(災害査定)において決定した査定金額を記載すること。

⑤ 国庫補助基本額 (E)

各区分において、差引額(C)と補助対象事業費(D)の金額を比較し、いずれか少ない方の金額を記載すること。
「消費税相当額」欄は、国庫補助基本額(E)に記載した各区分の金額の合計に対する消費税相当額を記載すること。

⑥ 国庫補助所要額 (G)

国庫補助基本額(E)の合計金額に1/2を乗じて得た金額(千円未満は切捨て)を記載すること。
鑑文の「申請額」、別紙(4)財源調書の「国庫補助金」と一致させること。

(財源調書・別紙(4)号)

① 総事業費

廃棄物処理施設災害復旧事業に係る総事業費を記載すること。
別紙(3)国庫補助金所要額調書の「総事業費(A)」、歳入歳出予算議決書(又は見込書)抄本の当該事業に係る歳出金額と一致させること。

② 国庫補助金

鑑文の「申請額」、別紙(3)国庫補助所要額調書の「国庫補助所要額(G)」と一致させること。

③ 財源内訳(国庫補助額を除く)

総事業費に係る支出財源について、国庫補助額以外の財源区分別に記載すること。
また、財源内訳の合計金額は総事業費と一致させること。
なお、保険金収入、金属くず売払収入等があった場合は、その他の欄に記載。

別紙(5)号

本工事費種別明細書

工種別	工事別	種別	形状寸法	単位	数量	単価	金額	特殊製品額	備考
受入貯留設備工事						円	円		
	土木工事	掘さく	0~15	m ³					
		埋戻し							
								
		...							
								
		...							
		(小計)							
	機械工事	マンホール	φ0.6m ³	個					
								
		...							
								
		...							
		(小計)							
		合計							
一次処理設備工事									
	土木工事	掘さく							
								
		...							
		(小計)							
	機械工事	攪拌機		式					
共通仮設費									
現場管理費									
一般管理費									
		総合計							

①「工種別」、「工事別」、「種別」は、内容に沿って適宜分類。

「金額」の総合計は他の調書の「総事業費」と一致。

④別紙を添付する場合には、その番号等を記載。

【交付申請書 4】

1. 記載事項

(本工事費種別明細書・別紙(5)号)

- ①廃棄物処理施設災害復旧事業に係る総事業費を各工種別・各工事別に記載すること。
- ②工事が直営及び請負を併合するものについては、その別を明確に記載すること。
- ③機械工事について1式100万円以上の場合、必ず調書(設計、製作、形式、寸法及び金額)を添付すること。
また、特殊製品の価格の積算については、現場到着の価格でもって記載すること。
- ④備考欄には積算の基礎とした根拠資料(代価表等)・内訳別紙の番号等を記載すること。
- ⑤「調査費明細書」の作成についても、本様式を用いること。

2. 注意事項

- ①端数処理について
単価、金額において円未満の端数が生じた場合には、原則、切捨てること。
ただし、総合計が他の調書と不一致となる場合には、適宜端数調整を行うこと。
なお、端数調整を行った場合には、その旨を備考欄に記載すること。
- ②別紙について
単独事業(補助対象外)がある場合は、補助対象・単独事業(補助対象外)の別が確認できる書類を添付するなどすること。

別紙(11)号

機械器具費明細書（直接施工の場合）

名 称	細 別	形状・規格・寸 法	数 量	単 価	金 額	備 考
				円	円	

別紙(12)号

営繕費明細書（直営施工の場合）

名 称	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
				円	円	

別紙(13)号

工 事 雑 費 明 細 書

細 目	種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
				円	円	
計						

【交付申請書 5】

1. 記載事項

(機械器具費明細書・別紙(11)号)

- ①「細別」欄には、購入、借料、修理、製作、運搬、据付、撤去等の別を記載すること。
- ②損料の場合は、「備考」欄にその算出基礎を明記すること。

(営繕費明細書・別紙(12)号)

- ①「細別」欄には、借料、損料、移転料又は修繕費等の別を記載すること。
- ②損料の場合には、「備考」欄にその算出基礎を明記すること。

(工事雑費明細書・別紙(13)号)

- ①「細目」・「種別」欄には、経費内容に応じて適宜分類して記載すること。

別紙(14)号

事 務 費 明 細 書

費 目	細 目	内 訳	数 量	単 価	金 額	備 考
旅 費	〇〇連絡旅費			円	円	
	検 収 旅 費					内訳別紙 1
	管内連絡旅費					
庁 費	賃 金					
	需 要 費					
	消 耗 品 費					内訳別紙 2
	燃 料 費					
	食 糧 費					
	〇 〇 〇					
	役 務 費					
	通 信 運 搬 費					
	手 数 料					
	委 託 料					
	使用料及び賃借料					
	備 品 購 入 費					
合 計						

別紙(15)号

代価表に基づく単価一覧表

第 号	名 称	単 位	金 額	内 訳	第 号	名 称	単 位	金 額	内 訳
1	床 掘 工	m ³	円	砂 質	・		円		
2					・				
3	埋 戻 工	m ³		砂 質	・				
4					・				
・									
・									

【交付申請書 6】

1. 記載事項

(事務費明細書・別紙(14)号)

- ①「費目」欄には、旅費、庁費の別を記載すること。
- ②「細目」・「種別」欄には、経費内容に応じて適宜分類して記載すること。
- ③備考欄には積算の基礎とした根拠資料(代価表等)・内訳別紙の番号等を記載すること。

2. 注意事項

①内訳別紙(集計表)の記載について

内訳別紙を添付する場合には、以下の点に注意すること。

- ・根拠資料と突合ができるように工夫すること。
- ・単独事業費がある場合には、補助対象事業費と単独事業費を分けて記載すること。

(作成例) 内訳別紙1 検収旅費、内訳別紙2 消耗品費 例

旅費(検収旅費)					
整理番号	旅行先	請求額 (または契約額)	うち、補助対象額	うち、補助対象外	備考
別紙1-1	〇〇区	500,000	500,000	0	10月(2名)
別紙1-2	〇〇区	300,000	300,000	0	1月(3名)
別紙1-3	□□区	200,000	200,000	0	3月(3名)
小計		1,000,000	1,000,000	0	
庁費(消耗品費)					
整理番号	業者名	請求額 (または契約額)	うち、補助対象額	うち、補助対象外(単独事業費)	備考
別紙2-1	(株)〇〇	20,000	10,000	10,000	7月分
別紙2-2	××商店	5,000	5,000	0	8月分
別紙2-3	××商店	3,000	3,000	0	9月分
小計		28,000	18,000	10,000	

・廃棄物処理施設災害復旧事業費実績報告書の作成方法について

(様式第 11 号)

第
令和年

①
号
月 日

環境大臣 殿

②不要な箇所は適宜削除。
地方公共団体の長
広域臨海環境整備センター理事長
日本環境安全事業株式会社代表取締役社長

令和 ③年度廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金事業実績報告書

③

令和 年 月 日付け環循適発第 号で交付決定の通知を受けた事業を完了したので、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により関係書類を添えて報告する

精算額 ④ 金 円

(説明書類)

1. 交付決定通知書
2. 事業竣工報告書
3. 収支精算書
4. 事業費財源精算調書
5. 本工事費種別精算書
6. 調査費精算書
7. 機械器具費精算書
8. 営繕費精算書
9. 工事雑費精算書
10. 事務費精算書
11. 代価表に基づく単価一覧表
12. 残存物件調書

④
文書番号を記載。(写)も添付。
令和 年 月 日 環循適発第

号

⑤
該当する費用の計上がない場合には、適宜削除。
番号は連番とする。

(添付書類)

1. 竣工設計図面
2. 歳入歳出決算書(又は見込書)抄本。
3. 請負工事の場合は契約書、完了報告書、検査調書、請求書及び支出命令書の写
4. その他参考となる資料

⑥
責任者・担当者の氏名、連絡先等を記載

1. 記載事項

- ①文書番号、年月日
- ②市町村長の名前
- ③年度
- ④精算額

収支精算書の「国庫補助受入額 (H)」、事業費財源精算調書の「国庫補助額」と一致させること。

2. 注意事項

実績報告書の説明書類及び添付書類については、規定の様式を用いて作成すること。ただし、本事業の対象とならない(費用計上がない)部分については、作成は不要とする。

【参考：保険金が下りた場合等に伴う再報告を行なう場合の記載方法】

- ・実績報告書の標題に「(再報告)」を追記すること。
- ・金額欄等は、直近の実績報告額を上段に括弧書きで記載すること。
- ・各別表は、変更箇所に係る当初交付決定額を上段に括弧書きで記載し、変更箇所が明らかになるよう記載すること。
- ・実績報告書への追記又は任意様式の添付により変更事由を記載すること。

書類の種類	様式	備考
交付決定通知	—	交付決定通知書(写)を添付すること。
事業竣工報告書	別紙	記載については、事業計画説明書を参照すること。ただし、竣工報告書のため、記載内容に留意すること。(事業計画説明書のコピーは不可。)
収支精算書	別紙	別紙(1)号
事業費財源精算調書	別紙	記載については、【交付申請書 3】を参照すること。
本工事費種別明細精算書	別紙	記載については、【交付申請書 4】を参照すること。
調査費精算書	別紙	記載については、【交付申請書 4】を参照すること。
機械器具費精算書	別紙	記載については、【交付申請書 5】を参照すること。
営繕費精算書	別紙	記載については、【交付申請書 5】を参照すること。
工事雑費精算書	別紙	記載については、【交付申請書 5】を参照すること。
事務費精算書	別紙	記載については、【交付申請書 6】を参照すること。
代価表に基づく単価一覧表	別紙	記載については、【交付申請書 6】を参照すること。
残存物件調書	別紙	別紙(17)号
竣工設計図面(写真含む)	任意	交付申請書に添付した図面と同じ

		様式にて作成すること。 また、変更がなければ省略可とする。
歳入歳出予算議決書（又は見込書）抄本	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・摘要欄等を設けて廃棄物処理施設災害復旧事業費に係る決算額を明記すること。 ・なお、日付については実績報告書（同日含む）以前とする。 ・歳出金額は収支精算書の（A）欄と一致させること。
<p>請負工事の場合は契約書（約款等を含む。）、完了報告書、検査調書、請求書及び支出命令書の写し</p> <p>直営工事の場合は資材調書等の写し</p>	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠資料については、実績額が確認できる資料を添付すること。原則、<u>契約書</u>、<u>完了報告書</u>、<u>検査調書</u>・<u>請求書</u>・<u>支出命令書</u>とするが、<u>実績報告書</u>提出時に支払が完了していない場合には、支出命令書は添付不要とする。 ・なお、日付については実績報告書（同日含む）以前とする。 ・工事竣工届を添付すること。 ・図面等の災害等報告書に添付した資料については、再添付は不要とする。ただし、備考欄等でどの段階のどの書類を見ればよいか明示すること。 ・なお、資料が大量である場合は、確認用の一覧表を作成した方が管理が簡便となるため、必要に応じて作成すること。

別紙

事業竣工報告書

1. 本事業の施行理由及び効果
本事業の実態を把握するため簡潔、正確に記述し、かつ、事業による効果を記載するとともに、被害前後の状況を記述すること。
2. 事業計画明細
本事業の概要を記述するとともに、補助事業に係る事業計画を具体的に記載すること。
3. 施行方針
補助事業に該当する各区分及び細分毎にその施行方針（工事方法）を具体的に記述すること。
4. 施行方法
本事業の施行について、直営、請負の別を記述すること。ただし、直営、請負を併合するものは、各々の事業内容の概要を記述すること。
5. 施工場所
6. 工事着工予定期日及び竣工予定期日

※事業計画説明書の内容が、完了した内容になるよう留意すること。

別紙(1)号

収 支 精 算 書

(単位：円)

区分及び負担	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (C)	補助対象事業費 (D)	国庫補助基本額 (E)	国庫補助金所要額 (F)	国庫補助交付決定額 (G)	国庫補助受入額 (H)	差引過不足額 (I)	備考
補助対象事業分 工 事 費										
用地費及び補償費										
車 両 費										
その他の施設及び 設 備										
事 務 費										
補助対象外事業分										
消 費 税 相 当 額										
合 計										

【実績報告書 1】

1. 記載事項

(収支精算書・別紙(1)号)

- ①総事業費 (A)
事業の実施にあたり、単独事業を含む一切の金額を記載すること。
別紙(2)号の事業費財源精算調書「総支出済額」、歳入歳出予算議決書(又は見込書)抄本の当該事業に係る歳出金額と一致させること。
- ②寄附金その他の収入額 (B)
本事業のための寄附金、金属売却益等の収入がある場合には、その収入額を記載すること。
別紙(2)号の事業費財源精算調書の「その他」と一致させること。
- ③差引額 (C)
総支出済額 (A) から寄附金その他の収入額 (B) を控除した金額を記載すること。
- ④国庫補助事業費 (D)
各区分の实地調査(災害査定)において決定した査定金額を記載すること。
ただし、交付申請額が査定金額より少ない場合には、交付申請額を記載すること。
(金額が少ない方が基準となる。)
【交付申請書 2】別紙(3)号の国庫補助基本額 (E) 欄の金額と一致させること。
- ⑤国庫補助基本額 (E)
各区分において、以下(i)と(ii)の金額を比較し、いずれか少ない方の金額を記載すること。
「消費税相当額」欄は、国庫補助基本額 (E) 欄に記載した各区分の金額の合計に対する消費税相当額を記載すること。
(i) (総事業費 (A) - 補助対象外事業分) - 寄附金その他の収入額 (B)
(ii) 補助対象事業費 (D) - 寄附金その他の収入額 (B)
- ⑥国庫補助所要額 (F)
各区分の国庫補助基本額 (E) の合計金額に1/2を乗じて得た金額(千円未満は切捨て)を記載すること。
別紙(2)号の事業費財源精算調書の「国庫補助金」と一致させること。
- ⑦国庫補助決定額 (G)
交付決定通知にて決定された金額を記載すること。
- ⑧国庫補助受入又は見込額 (H)
国庫補助所要額 (F) と国庫補助交付決定額 (G) を比較し、いずれか少ない方の金額を記載すること。
鑑文の「精算額」、別紙(2)号の事業費財源精算調書の「国庫補助金」と一致させること。
- ⑨差引過不足額
国庫補助交付決定額 (G) から国庫補助受入又は見込額 (H) を控除した金額を記載すること。
- ⑩備考欄
差引過不足額がある場合には、過不足理由(「不用額」又は「繰越額)を記載すること。

【実績報告書 2】

別紙(17)号

残 存 物 件 調 書

品名・形状・寸法	購 入 量	単 位	使用材料		残 存 物 件 価 格			備 考
			購入分・手持 分	計	数 量	単 価	金 額	
残余を生じた理 由 処 分 方 法						円	円	

(残存物件調書・別紙 (17) 号)

- ①各区分には、経費内容に応じて適宜分類して記載すること。
- ②備考欄には積算の基礎とした根拠資料（代価表等）・内訳別紙の番号等を記載すること。

別紙(2)号

事業費財源精算調書

(単位：円)

総事業費	財 源 内 訳						備考
	国庫補助金	都道府県補助金	起債額	一般会計	特別会計	その他	
円	円	円	円	円	円	円	

別紙(6)号

本工事費種別明細精算書

工種別	工事別	種別	形状寸法	単位	数量	単価	金額	特殊製品額	備考
受入貯留設備工事						円	円		
	土木工事	掘さく	0~15	m ³					
		埋戻し							
								
		...							
								
		...							
		(小計)							
	機械工事	マンホール	φ0.6m ³	個					
								
		...							
								
		...							
		(小計)							
		合計							
一次処理設備工事									
	土木工事	掘さく							
								
		...							
		(小計)							
	機械工事	攪拌機		式					
共通仮設費									
現場管理費									
一般管理費									
		総合計							

別紙(12)号

機械器具費精算書（直接施工の場合）

名称	細別	形状・規格・寸法	数量	単価（円）	金額（円）	備考

別紙(13)号

営繕費精算書（直営施工の場合）

名称	細別	単位	数量	単価（円）	金額（円）	備考

別紙(14)号

工事雑費精算書

細目	種別	単位	数量	単価（円）	金額（円）	備考
				円	円	
計						

別紙(15号)

事務費精算書

費目	細目	内訳	数量	単価(円)	金額(円)	備考
旅費	〇〇連絡旅費					
	検収旅費					内訳別紙1
	管内連絡旅費					
庁費	賃金					
	需要費					
	消耗品費					内訳別紙2
	燃料費					
	食糧費					
	〇〇〇					
	役務費					
	通信運搬費					
	手数料					
	委託料					
	使用料及び賃借料					
	備品購入費					
合計						

別紙(16号)

代価に基づく単価一覧表

第号	名称	単位	金額(円)	内訳	第号	名称	単価(円)	金額(円)	内訳
1	床掘工	m ³		砂質	・				
2					・				
3	埋戻工	m ³		砂質	・				
4					・				
・									

・廃棄物処理施設災害復旧事業費交付申請並びに事業実績報告を同時提出する場合の作成方法について

(様式第5号)

①
令和年 文書番号
月 日

環境大臣 殿

②不要な箇所は適宜削除。

地方公共団体の長
広域臨海環境整備センター理事長
日本環境安全事業株式会社代表取締役社長

令和 ③ 年度廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付申請並びに事業実績報告について

廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱第8条の規定により、標記補助金の交付及び実績を関係書類を添えて次のとおり申請する。

④
精算交付申請額 金 円

(説明書類)

1. 事業竣工報告書
2. 収支精算書
3. 事業費財源精算調書
4. 本工事費種別精算書
5. 調査費精算書
6. 機械器具費精算書
7. 営繕費精算書
8. 工事雑費精算書
9. 事務費精算書
10. 代価表に基づく単価一覧表
11. 残存物件調書

該当する費用の計上がない場合には、適宜削除。
番号は連番とする。

(添付書類)

1. 竣工設計図面
2. 事業費歳入歳出決算書(又は見込書)抄本。
3. 請負工事の場合は契約書の写し、完了報告書、検査調書、請求書及び支出命令書、直営工事の部分については資材の調書等
4. その他参考となる資料

責任者・担当者の氏名、連絡先等を記載

1. 記載事項

- ①文書番号、年月日
- ②市町村長の名前
- ③年度
- ④精算額

収支精算書の「国庫補助受入額 (H)」、事業費財源精算調書の「国庫補助額」と一致させること。

2. 注意事項

実績報告書の説明書類及び添付書類については、規定の様式を用いて作成すること。
ただし、本事業の対象とならない(費用計上がない)書類については、作成は不要とする。

書類の種類	様式	備考
事業竣工報告書	別紙	記載については、事業計画説明書を参照すること。ただし、竣工報告書のため、記載内容に留意すること。 (事業計画説明書のコピーは不可。)
収支精算書	別紙	記載については、【実績報告書 1】を参照すること。
事業費財源精算調書	別紙	記載については、【交付申請書 3】を参照すること。
本工事費種別明細精算書	別紙	記載については、【交付申請書 4】を参照すること。
調査費精算書	別紙	記載については、【交付申請書 4】を参照すること。
機械器具費精算書	別紙	記載については、【交付申請書 5】を参照すること。
営繕費精算書	別紙	記載については、【交付申請書 5】を参照すること。
工事雑費精算書	別紙	記載については、【交付申請書 5】を参照すること。
事務費精算書	別紙	記載については、【交付申請書 6】を参照すること。
代価表に基づく単価一覧表	別紙	記載については、【交付申請書 6】を参照すること。
残存物件調書	別紙	記載については、【実績報告書 2】を参照すること。
竣工設計図面 (写真含む)	任意	災害等報告書に添付した図面と同じ様式にて作成すること。 また、変更がなければ省略可とする。
歳入歳出予算議決書 (又は見込書) 抄本	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・摘要欄等を設けて廃棄物処理施設 災害復旧事業に係る決算額を明記すること。 ・なお、日付については実績報告書 (同日含む) 以前とする。 ・歳出金額は別紙(1)の (A) 欄と一

<p>請負工事の場合は契約書（約款等を含む。）、完了報告書、検査調書、請求書及び支出命令書の写し</p> <p>直営工事の場合は資材調書等の写し</p>	<p>任意</p>	<p>致させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠資料については、実績額が確認できる資料を添付すること。原則、<u>契約書・完了報告書・検査調書・請求書・支出命令書</u>とするが、実績報告書提出時に支払が完了していない場合には、支出命令書は添付不要とする。 ・なお、日付については実績報告書（同日含む）以前とする。 ・工事竣工届を添付すること。 ・凶面等の災害等報告書に添付した資料については、再添付は不要とする。ただし、備考欄等でどの段階のどの書類を見ればよいか明示すること。 ・なお、資料が大量である場合は、確認用の一覧表を作成した方が管理が簡便となるため、必要に応じて作成すること。
--	-----------	--

(参考) 事業の遅延に関する手続き

○遅延報告書の提出について

災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設復旧事業費補助金の交付要綱第9条第3項の規定では、「補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第8号による遅延報告書を環境大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。」と定められている。

<注意点>

- ・交付決定を受けた事業について遅延が生じることが分かった段階で、廃棄物適正処理推進課に一報する。また、様式第8号による遅延報告書を環境大臣に提出し、その指示を受ける。
- ・環境大臣の指示は、原則、交付決定時の補助事業の予定の期間までに行う必要があるため、事務手続きが遅延しないように留意する必要がある。

○年度終了実績報告書の提出について

災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設復旧事業費補助金の交付要綱第12条第2項の規定には、「補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度4月30日までに様式第11号による年度終了実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。」と定められている。

<注意点>

- ・年度内遂行実績に記載する事業費支払実績（見込）額にかかる証拠書類については、年度終了実績報告書に添付して提出すること（その場合、実績報告書提出時の添付は不要）。

12. 災害等廃棄物処理に関する関係通知等一覧

【基本通知】

- ・ 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱
(令和3年4月1日付け環循適発第21040110号環境事務次官通知の別紙)
- ・ 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱
(令和3年12月22日付け環循適発第21122212号環境事務次官通知の別紙)
- ・ 災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金実施要領
(令和3年4月1日付け環循適発第2104019号環境省環境再生・資源循環局長通知の別紙)
- ・ 災害等廃棄物処理事業の取扱いについて
(令和4年4月1日付け環循適発第22040117号環境省廃棄物適正処理推進課長通知)
- ・ 災害等廃棄物処理促進費補助金（災害廃棄物処理基金）交付要綱
(令和3年4月1日付け環循適発第2104018号)
- ・ 災害等廃棄物処理促進費補助金（災害廃棄物処理基金）実施要領
(令和3年4月1日付け環循適発第21040111号)
- ・ 災害廃棄物対策指針
(平成30年3月改定)
- ・ 官庁建物等災害復旧費実地調査要領
(昭和47年6月6日付け蔵計第1905号)
- ・ 内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領
(昭和59年9月7日蔵計2150)
- ・ 内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査に関する対象施設について
(昭和59年9月7日事務連絡226)
- ・ 厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について
(昭和59年9月7日事務連絡227)

13. 災害関係事業に係る取扱いについて（質疑応答集）

我が国は自然的に災害を受けやすい環境にあり、発生する災害により人命や莫大な財産が失われ、国民経済上も大きな負担となっている。特に、近年は、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風（台風第 19 号）、令和 2 年 7 月豪雨における被害をはじめとして、大規模な地震、台風や集中豪雨等により、甚大な被害が各地で発生している。環境省においては、こうした災害により発生した災害廃棄物の処理や廃棄物処理施設が被災した際の復旧に対して財政的な支援を行っているところである。

これらの申請にあたっては、補助金交付要綱等に基づき申請をすることとなるが、地方環境事務所や市町村等において実務を担当する担当者からは「どのように事務手続きを行うのか」「〇〇は補助対象となるのか」等の質問が寄せられることが多々ある。

今般、こうした担当者の声を形にするべく、質疑応答集としてできる限りわかりやすく解説し、初めて事業に携わる者であっても補助申請等にあたって理解ができるよう心がけた。本質疑応答集は、制定のみで終わるのではなく、地方環境事務所や市町村等の実務担当者からの疑義や補助実績の積み重ねによって不断に見直しを行っていくものであり、事業実施にあたって疑義等が生じた場合には環境本省までお寄せいただきたい。

（用語の定義）

本質疑応答集で使用している用語の意義は下記のとおりである。

- ・実地調査要領・・・内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和 59 年 9 月 7 日付け蔵計第 2150 号）
- ・（処理）交付要綱・・・災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について（令和 3 年 4 月 1 日付け環循適発第 21040110 号環境事務次官通知の別紙）
- ・（復旧）交付要綱・・・廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について（令和 3 年 12 月 22 日付け環循適発第 21122212 号環境事務次官通知の別紙）
- ・実施要領・・・「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金実施要領」の制定について（令和 3 年 4 月 1 日付け環循適発第 2104019 号環境再生・資源循環局長通知の別紙）
- ・取扱い・・・災害等廃棄物処理事業の取扱いについて（令和 4 年 4 月 1 日付け環循適発第 22040117 号環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知の別紙）
- ・負担法・・・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
- ・負担法取扱要綱・・・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱（昭和 31 年 12 月 10 日付け建発河第 114 号）

（留意事項）

本質疑応答集で「補助対象である」とあっても、災害査定においてその必要性等が認められなければ補助対象とはならないことには十分留意すること。また、逆に「原則として補助対象外である」とあっても事前に相談いただきたい。

<質疑応答集 目次>

1. 災害復旧制度について.....	- 139 -
問 1 災害復旧制度の概要について.....	- 139 -
問 2 廃棄物適正処理推進課で所管する災害関係事業について.....	- 139 -
問 3 廃棄物適正処理推進課で所管する災害関係事業の予算について.....	- 139 -
問 4 災害等廃棄物処理事業の「等」とは何か。また、「災害等廃棄物」「災害廃棄物等」 の用語の使い分けは何か。.....	- 140 -
問 5 廃棄物処理法第 22 条の「災害その他の事由」の「その他の事由」とは何か。	- 140 -
2. 災害の発生から申請まで.....	- 140 -
(1) 事業の採択要件.....	- 140 -
問 6 廃棄物適正処理推進課で所管する災害復旧事業の対象となる異常な天然現象と は何か。.....	- 140 -
問 7 問 6 のほかに対象となる事業は何か。.....	- 141 -
問 8 事業の申請にあたって金額要件はあるか。.....	- 141 -
問 9 廃棄物処理施設災害復旧事業について、施設建設時に補助金の交付を受けずに単 費で建設した場合、本事業の交付対象となるのか。.....	- 142 -
(2) 事業の申請と手続き.....	- 142 -
問 10 災害の発生から事業の完了までの事務手続きはどのようにすればよいか。	- 142 -
問 11 災害が発生した場合、最初にどのような手続きが必要か。.....	- 142 -
問 12 申請にあたっては地方環境事務所等との事前協議が必要か。.....	- 143 -
問 13 事業が年度内に完了しなかった場合の手続きはどのようにすればよいか。	- 143 -
(3) 申請に際しての基本的事項.....	- 143 -
問 14 原形復旧の基本的な考え方は何か。.....	- 143 -
問 15 災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に際して、一部事務組合が構成されてい る市町村においては、一部事務組合と市町村のいずれが申請者になるべきか。.....	- 143 -
問 16 以前に申請して査定をされた内容は再度申請できるのか。.....	- 144 -
問 17 災害査定の前に再度の災害により被害を受けたが、どのように取り扱うのか。	- 144 -
問 18 事業が完了する前に再度災害により被害を受けたが、どのように取り扱うのか。	- 144 -
問 19 災害査定は実地によるべきか机上によるべきか。.....	- 144 -
問 20 災害査定はいつまでに終了しなければならないのか。.....	- 145 -
問 21 過年災害は申請できるのか。.....	- 145 -
問 22 申請前に事業着工することは可能か。.....	- 145 -
3. 災害査定.....	- 145 -
(1) 災害等報告書の作成.....	- 145 -
問 23 災害等報告書の作成上の留意点は何か。.....	- 145 -
問 24 災害等報告書以外に準備すべき書類は何か。.....	- 146 -
問 25 災害等報告書に添付する写真はどのようなものがよいか。.....	- 146 -
(2) 災害査定.....	- 146 -
問 26 実地調査と机上調査の違いは何か。.....	- 146 -
問 27 査定官と立会官の役割の違いは何か。.....	- 147 -
問 28 災害査定を受ける場合の留意点は何か。.....	- 147 -
問 29 失格と欠格の違いは何か。.....	- 148 -

問 30	災害査定で一部事業について査定をされたがこの手続きはどのようにすればよいか。	- 148 -
問 31	災害査定で立会官と意見が一致せず保留となったが、保留解除の手続きはどのようにすればよいか。	- 148 -
問 32	調査額が保留額を超えて保留となったが、保留解除の手続きはどのようにすればよいか。	- 148 -
問 33	災害査定後に予期せぬ事情により査定額を超えることとなったが、再度の査定を受けることは可能か。	- 149 -
問 34	災害査定で決定した事業費から予算の都合で事業費が減額されることはあるのか。	- 149 -
問 35	災害査定時に書類に不備があった場合にはどのように対応すればよいか。	- 149 -
(3)	災害査定後の手続き	- 149 -
問 36	災害査定後の手続きはどのようにすればよいか。	- 149 -
問 37	災害査定後の事業内容の変更はどこまで可能か。	- 149 -
問 38	補助金の概算払は可能か。	- 150 -
問 39	交付申請時、実績報告時、精算交付申請時に必要な根拠書類について	
4.	補助事業の対象について	- 150 -
(1)	災害等廃棄物処理事業	- 150 -
問 40	災害等廃棄物のために必要となった市町村職員の超過勤務手当は補助対象か。	- 150 -
問 41	災害等廃棄物の処理を民間事業者に委託した場合、その委託料は補助対象か。	- 150 -
問 42	災害等廃棄物の収集をボランティアで行った場合には、その活動に必要な経費は補助対象か。	- 151 -
問 43	被災した家屋の解体費は補助対象か。	- 151 -
問 44	被災証明がまだ発行されていないが、今にも倒壊の危険があり生活環境保全上の支障が生じている家屋について緊急的に解体を行った場合に補助対象となるのか。	- 151 -
問 45	個人が行った災害等廃棄物の撤去作業費は補助対象か。	- 151 -
問 46	問 45 のただし書きにある事業とは具体的にはどういったものを想定しているのか。また、市町村でどのように判断したら補助対象となるのか。	- 152 -
問 47	災害により損壊した住家等の修繕・リフォームに係る費用は補助対象となるのか。	- 152 -
問 48	搬入道路や場内道路の敷鉄板、砂利敷、草木の除去は補助対象か。	- 152 -
問 49	収集・運搬にかかる高速道路使用料金は補助対象か。	- 152 -
問 50	通常 2 炉運転の焼却施設において災害等廃棄物を受け入れることによって 3 炉運転を行った場合の追加 1 炉の運転費用や通常の運転時間を延長して処分した場合の延長稼働費用については補助対象となるか。	- 153 -
問 51	被災した自動車や船舶の処分は補助対象か。	- 153 -
問 52	便槽からの汚水の汲み取り費用は全額補助対象か。	- 153 -
問 53	仮設トイレの借上料は補助対象か。	- 153 -
問 54	1 者随意契約を行っている場合は、必ず査定をされるのか。	- 153 -
問 55	諸経費は災害等廃棄物処理事業では補助対象外であるので全て補助対象外か。	- 154 -
問 56	災害等廃棄物について、民間団体に対して市町村等が補助金を出している場合、当該経費は補助対象となるか。	- 154 -
問 57	中小企業の災害廃棄物は補助対象となるか。また、中小企業の定義は何か。	

.....	- 154 -
問 58 災害に起因して海岸に漂着した漂着ごみは補助対象か。150m ³ 以上の要件は採択要件になるのか。.....	- 154 -
問 59 採択要件である限度額「指定市 800 千円以上、市町村 400 千円以上」の要件は、ごみ処理・し尿処理のそれぞれで金額を超えていなければならないのか。...	- 155 -
問 60 A 市の施設が被災により運転できない状態になり、A 市で発生した災害廃棄物の処理を B 市へ委託している。B 市の処理費用が A 市の処理費用よりも高いが、そのような場合、B 市での処理費用と A 市での処理費用との差額は補助対象となるか。	- 155 -
問 61 被災地から災害等廃棄物を搬出し、処理やリサイクルを行う場合、どのような手続きが必要か。例えば、被災市町村と、受入側の県、市町村、処理業者などとの間で協定締結等が必要か。.....	- 155 -
問 62 広域連合で廃棄物の処理を行っている場合、要綱上の扱いは一部事務組合と同様と捉えてよいか。.....	- 155 -
問 63 A 市が B 市に事業の一部を委託した場合、申請はどちらの市が行い、どちらの単価を使用することとなるのか。.....	- 155 -
問 64 交付申請はごみ処理とし尿処理で分けて申請するのか。.....	- 156 -
問 65 A 市ではし尿処理事業を A 市が、ごみ処理事業を B 一部事務組合がそれぞれ行っているが、補助申請は分けることとなるのか。.....	- 156 -
問 66 液状化による土砂の処理は補助対象か。.....	- 156 -
問 67 一部事務組合において、規約で定めている分担割合と処理の実態が乖離しているが、申請は現在の分担割合で行うのか。.....	- 156 -
問 68 仮置場付近に捨てられてしまった、災害由来の廃棄物の処理については補助対象か。.....	- 156 -
問 69 仮置場に運搬前のがれきなどに対し、衛生保持のため薬剤散布を行った場合の薬品費・労務費は補助対象となるか。.....	- 156 -
問 70 がれき等を撤去した後に、衛生保持のため薬剤散布を行った場合の薬品費・労務費は補助対象になるか。.....	- 156 -
問 71 業務用冷凍空調機器からのフロン類回収は補助対象か。.....	- 157 -
問 72 海岸保全区域内の漂着ごみについても市町村が処理する場合には補助対象か。.....	- 157 -
問 73 自然災害により被害を受け使用不可能となった浄化槽について、浄化槽を掘り出した上で処理する場合、補助対象か。.....	- 157 -
問 74 がれき等の一時保管のみを民間事業者へ委託する場合、この委託費用は補助対象か。.....	- 157 -
問 75 災害により施設が休止状態となっており、本来その施設で処理する廃棄物を遠方へ運搬して処理する場合、運搬費等の費用については補助対象か。.....	- 157 -
問 76 し尿処理事業の諸経費、事務費は補助対象か。.....	- 157 -
問 77 「委託業務」とは、例えば、仮置場の整備で工事として発注した場合も「委託」として補助対象か。.....	- 158 -
問 78 仮置場の警備員に係る委託料（又は労務費）は補助対象か。.....	- 158 -
問 79 鉄くず等の有価物の売却益の取扱いはどのようにするのか。.....	- 158 -
問 80 分別した災害等廃棄物を再生利用するための経費は補助対象か。.....	- 158 -
問 81 移動式の破碎機をリースし、処理事業を行う場合、リース料は補助対象か。.....	- 158 -
問 82 仮置場の土地購入費は補助対象か。.....	- 159 -
問 83 仮置場の造成費は補助対象か。.....	- 159 -
問 84 仮置場設置にあたっての調査費（土壌調査費等）は補助対象か。.....	- 159 -
問 85 仮置場の原形復旧費は補助対象か。.....	- 159 -

- 問 86 仮置場への不法投棄防止・飛散防止のためのフェンスは補助対象か。 - 159 -
- 問 87 仮置場に収集した災害廃棄物の飛散防止のための経費は補助対象か。 - 159 -
- 問 88 仮置場の周辺に住家等があり、アスベストが飛散していないか確認するための経費は補助対象か。 - 159 -
- 問 89 収集した災害等廃棄物にアスベストや PCB 等の有害物質が含まれていないかを
確認するための検査費用は補助対象か。 - 159 -
- 問 90 被災した家電リサイクル法対象製品の処理費について、所有者が特定できない
家電製品を引き取った場合、補助対象か。 - 160 -
- 問 91 自動二輪車、原動機付自転車の処理費は補助対象か。 - 160 -
- 問 92 津波堆積物の処理は補助対象か。 - 160 -
- 問 93 災害による停電の影響で廃棄せざるを得なくなった食品等については補助対象
か。 - 160 -
- 問 94 海中から災害廃棄物を引き上げ、処理をする経費は補助対象か。 - 160 -
- 問 95 災害廃棄物の処理について全体の計画や進捗管理等をコンサルタントに委託す
る場合、その費用は補助対象か。 - 160 -
- 問 96 仮設焼却炉の設置費用は補助対象か。 - 161 -
- 問 97 農地、農業用施設用地や漁港海岸保全区域上の災害廃棄物の処理は補助対象か。
 - 161 -
- 問 98 災害等廃棄物の処理にあたって必要な環境測定は補助対象か。 - 161 -
- 問 99 自動車購入費の計上方法はどうか。 - 161 -
- 問 100 廃タイヤの処分費は補助対象か。 - 161 -
- 問 101 豪雨等により上流から流され、河川敷に漂着した流木は補助対象か。 - 161 -
- 問 102 地すべりによる災害土砂の処分費は補助対象か。 - 162 -
- 問 103 災害廃棄物の収集等を手伝ったボランティアに対する報酬や弁当、お茶代は補
助対象か。 - 162 -
- 問 104 被災した消火器やパソコン等の処分費は補助対象か。 - 162 -
- 問 105 市町村が所有している機械器具の修繕費は補助対象か。 - 162 -
- 問 106 台風等によりテトラポットに打ち上げられた漂着ごみは補助対象か。 - 162 -
- 問 107 漂流ごみは補助対象か。 - 162 -
- 問 108 海底ごみは補助対象か。 - 162 -
- 問 109 土砂災害により大量の土砂が家屋等と渾然一体となり廃棄物となった場合に、
早期の復旧を図るため国土交通省所管の道路復旧事業や堆積土砂排除事業などと一体
として契約をした場合に補助対象となるのか。 - 162 -
- (2) 廃棄物処理施設災害復旧事業 - 163 -
- 問 110 廃棄物処理施設災害復旧事業について、施設建設時に補助金の交付を受けずに
単費で建設した場合、本事業の交付対象となるのか。 - 163 -
- 問 111 復旧事業の対象となるものは、施設建設時の補助要綱等に定められているもの
に限られるのか。 - 163 -
- 問 112 浄化槽（市町村整備推進事業）が補助対象となっているが、その前身である浄
化槽（特定生活排水処理事業）は補助対象か。 - 163 -
- 問 113 単費で生活排水処理施設を建設しているが、災害により被災したため復旧事業
を行う場合、補助対象となるか。（一般廃棄物処理施設として生活排水処理施設を対象
施設としているが、現行の循環型社会形成推進交付金では交付対象とされていない）
 - 163 -
- 問 114 施設の敷地外の法面が崩落し、施設が被害にあったが、法面の復旧は補助対象
か。 - 163 -
- 問 115 原形復旧ができないため、同等程度の整備を行ったが、補助対象か。 - 163 -
- 問 116 原形復旧は可能であるが、同等程度の別の機器を導入した方が安価である場合、

当該機器は補助対象か。	- 164 -
問 117 復旧事業が当該年度に完了しなかった場合、繰越は可能か。	- 164 -
問 118 復旧事業にあたり、保険が適用になった場合、その費用の取扱いはどうすればよいか。	- 164 -
問 119 PFI 事業により建設した施設について、災害により被災した場合、補助対象か。	- 164 -
問 120 循環型社会形成推進交付金で整備している最中の施設が被災したが、復旧事業の補助対象か。	- 165 -
問 121 補助対象から除外されるものとして、事務所、倉庫、公舎等の施設とあるが、「等」とは何か。	- 165 -
問 122 埋立を終了し廃止に向けた最終処分場（水処理等の管理を継続中）が被災したが、補助対象か。	- 165 -
問 123 取水施設が破損したため、応急対応として別の水源等を確保し、運転を開始したが、水量が足りず、2 炉のうち 1 炉のみを運転再開している。応急対応（配管の敷設等）の経費は応急仮工事費等として補助対象となるのか。	- 165 -
問 124 復旧事業の実施にあたって必要な設計費は補助対象か。	- 166 -
問 125 落雷により廃棄物処理施設の設備が被災したが、復旧事業の対象になるか。また、どのような資料等を用意すればよいか。	- 166 -
問 126 破損した設備の部品交換に伴う機器のオーバーホールは補助対象か。	- 166 -
問 127 破損した設備の部品交換に際して機能アップをすることは補助対象か。	- 166 -
問 128 施設場内の街路灯の復旧は補助対象か。	- 166 -
問 129 取壊しを含む原形復旧は補助対象か。	- 167 -
問 130 エレベータの復旧は補助対象か。	- 167 -
問 131 工事雑費は補助対象か。	- 167 -

1. 災害復旧制度について

問1 災害復旧制度の概要について

- 我が国は自然的に災害を受けやすい環境にあり、連年して発生する災害により人命や、莫大な財産が失われ、国民経済上も大きな負担となっている。このことから災害対策のための制度の整備が図られ、国土保全等のための公共投資が推し進められてきている。
- 災害廃棄物の発生や廃棄物処理施設等における被災は、民生安定上また社会経済上重大な影響があり、被災状況を早期に復旧することは行政の責務である。しかし、これらに要する費用は、莫大なものとなり市町村の財政能力をはるかに超えるものとなることが多い。そのため、環境省としても、災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金という形で財政上の支援を行い、災害からの早期の復旧・復興を目指し、公共の福祉を図ることとしている。
- 公共土木施設に関しては、明治14年より予算補助の形で国庫補助が行われ、昭和26年に「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が制定された。環境省の災害関係事業については同法の直接の適用はないものの、災害復旧制度の根幹となる考え方に関しては、同法に基づくものを数多く引用しているところである。

問2 廃棄物適正処理推進課で所管する災害関係事業について

- 廃棄物適正処理推進課では、災害により発生した災害廃棄物を市町村等が収集・運搬・処理を行うための経費の一部を補助するための「災害等廃棄物処理事業費補助金」及び被災した廃棄物処理施設を原形に復旧するための経費の一部を補助するための「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金」の2つを所掌している。
- 災害等廃棄物処理事業は、昭和45年に制定された廃棄物処理法の前身である清掃法からその趣旨が盛り込まれていたところであり、現在は、廃棄物処理法第22条の規定に基づき、災害で発生した廃棄物の処理費用について、市町村等に対し財政的な援助を行っている（法律補助）。平成19年には、災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加し拡充がなされている（災害等の「等」に該当）。

問3 廃棄物適正処理推進課で所管する災害関係事業の予算について

- 災害等廃棄物処理事業費補助金の令和4年度予算額は2億円、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の予算額は3千万円となっている。
- 各年の災害発生状況にもよるが、当初予算額では不足をした場合、補正予算や予備費を活用して必要額を措置している。いずれの年も予算が不足をして市町村等への交付額を減額するようなことはない。

問4 災害等廃棄物処理事業の「等」とは何か。また、「災害等廃棄物」「災害廃棄物等」の用語の使い分けは何か。

- 災害等廃棄物で言う「等」とは、災害に起因しない海岸漂着による被害を指す。
- 災害廃棄物等で言う「等」とは、東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業において発生した津波堆積物を指す。

問5 廃棄物処理法第22条の「災害その他の事由」の「その他の事由」とは何か。

- 現在、廃棄物処理法第22条の「災害その他の事由」のその他の事由で補助対象となっているものは、災害に起因しないが海岸保全区域外の海岸において漂着した大量の海岸漂着物（1市町村で処理量が150m³以上）による漂着被害である。

2. 災害の発生から申請まで

(1) 事業の採択要件

問6 廃棄物適正処理推進課で所管する災害復旧事業の対象となる異常な天然現象とは何か。

- 実地調査要領第3（調査の対象）（5）において、「異常な天然現象」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和40年8月5付け蔵計第1967号）第2（災害原因の調査）及び第3（採択の範囲等）の第1項に準じて取り扱うこととされている。
- 方針第3においては、降雨、洪水、暴風、高潮、波浪、津波又は地すべりが掲げられており、その他としては、突風、旋風、積雪、融雪、噴火、干ばつ、落雷、異常低温、地盤沈下等が想定されている。
- 方針第3に定められている災害原因別の採択の範囲は、下記のとおりである。
 - ・降雨・・最大24時間雨量80mm以上。ただし、80mm未満であっても時間雨量が特に大である場合（時間雨量が20mm以上）は被害状況に鑑み採択できる。
 - ・暴風・・最大風速（10分間平均風速）15m以上の風。最大瞬間風速ではないことに留意。
 - ・高潮、波浪、津波・・被害の程度が比較的軽微と認められないもの。軽微の程度は特に定められていないため、被害状況に鑑み採否を決定する。
 - ・洪水・・河川にあつては警戒水位。警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さ）の5割以上の水位。河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適當な場合の警戒水位未満の出水。比較的長時間にわたる融雪出水等。
- その他の災害原因の採択の考え方の例は下記のとおりである。
 - ・地震・・震度による採択基準はなく、被害状況に鑑み採否を決定する。
 - ・突風、旋風・・竜巻の場合には被害状況及び日本版改良藤田（JEF）スケールも参考として採否を決定する。
 - ・落雷・・落雷で施設が被災したことを証明する資料をもって採否を決定する。

- ・干ばつ・連続干天日数（日雨量 5mm 未満の日を含む）が 20 日以上であること。
- ・積雪・公的機関の雪量観測所における積雪深が、過去 10 年間の最大積雪深の平均値を超え、かつ 1m 以上の場合
- ・融雪・1 日の融雪量を降雨量に換算したものが「最大 24 時間雨量 80mm 以上」に該当すること。換算方法は、換算降雨量 = 1 日の融雪深（mm）×根雪時期の積雪密度（g/cm³）。

問 7 問 6 のほかに対象となる事業は何か。

○災害等廃棄物処理事業では、災害に起因せず、海岸保全区域外の海岸に漂着した海岸漂着物の収集・運搬・処分について、1 市町村における処理量が 150m³ 以上のものについて補助の対象としている。

問 8 事業の申請にあたって金額要件はあるか。

○実地調査要領別表第 1 において、環境省の災害関係事業の限度額が定められており、

- ・災害等廃棄物処理事業 指定市 800 千円 市町村 400 千円

とされている。

○廃棄物処理施設復旧事業については、下表を参照いただきたい。

施設名	限度額
一般廃棄物処理施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・PFI 選定事業者にあつては 1,500 千円、町村にあつては 800 千円 ただし、一部事務組合等については、組合構成市町村の人口が 3 万人以上の組合にあつては 1,500 千円、3 万人未満の組合にあつては 800 千円
浄化槽(市町村整備推進事業)	市町村にあつては 400 千円
産業廃棄物処理施設	都道府県・市・廃棄物処理センター・PFI 選定事業者にあつては 1,500 千円、町村にあつては 800 千円 ただし、一部事務組合等については、組合構成市町村の人口が 3 万人以上の組合にあつては 1,500 千円、3 万人未満の組合にあつては 800 千円
広域廃棄物埋立処分場	市町村・広域臨海環境整備センター 1,500 千円
PCB 廃棄物処理施設	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 1,500 千円

問9 廃棄物処理施設災害復旧事業について、施設建設時に補助金の交付を受けずに単費で建設した場合、本事業の交付対象となるのか。

○補助の対象となる。

○施設建設時において、補助金を受給しているか否かは、廃棄物処理施設災害復旧事業における採択要件ではない。

(2) 事業の申請と手続き

問10 災害の発生から事業の完了までの事務手続きはどのようにすればよいか。

○災害の発生から事業の完了までの大まかな事務手続きは次のとおりである。

(1) 災害報告

異常な天然現象によって、災害廃棄物が発生したり、廃棄物処理施設が被災した場合には、市町村等は都道府県を通じ被害の状況を管轄の地方環境事務所に報告する。通常、災害廃棄物の発生等、被害が見込まれる災害が発生した場合には、地方環境事務所より事務連絡にて被害状況の報告の依頼を行っている。

(2) 災害等報告書の作成

補助金の申請をしようとする場合には、災害等報告書（取扱通知の別添資料1）を作成の上、申請を行う。

(3) 災害査定

査定官及び立会官により、災害査定を行い、事業費の確定を行う。

(4) 補助金交付手続き

災害査定が終了し事業費が確定されると、環境省より「限度額通知」を送付するので、補助金交付申請手続きを行う。事業完了後、実績報告書を提出し、補助金の交付を受ける（補助金交付申請時に事業が完了している場合には、交付申請と実績報告を同時に行う場合もある）。

問11 災害が発生した場合、最初にどのような手続きが必要か。

○問10に記載のとおり、被害状況の速やかな把握に努め、都道府県を通じて管轄の地方環境事務所に報告をいただきたい。

○大規模な災害が発生した際には、内閣府（防災）において、全省庁所管分の被害状況を取りまとめており、環境本省ではいただいた報告をもとに内閣府（防災）に登録を行っている。

○また、災害廃棄物発生時の対外的な関心事項としては、どのくらいのスケジュールで応急対応が完了するのか、仮置場の設置状況はどうか、といった情報であり、できるだけ詳細に報告いただきたい。この他必要な情報収集をお願いする場合がありますので、御協力いただきたい。

問 12 申請にあたっては地方環境事務所等との事前協議が必要か。

- 申請にあたっての事前協議は不要であるが、市町村の担当者におかれては都道府県を通じて綿密に地方環境事務所等と連携いただきたい。また、都道府県を通じて事前に災害報告書等の案文を提出すれば事前確認等を行うことが可能である。
- なお、災害等廃棄物処理事業、廃棄物処理施設災害復旧事業ともに査定前の交付前着工が認められるため、申請前に事業に着手いただくことは差し支えない。

問 13 事業が年度内に完了しなかった場合の手続きはどのようにすればよいか。

- 年度内に事業が完了しなかった場合には、都道府県を通じ、管轄の財務局に対して、予算の繰越手続きを行うこととなる。やむを得ず年度内に事業が完了せず、繰越せざるを得なくなった場合には、事務手続きの詳細については、都道府県を通じ環境省までお問い合わせいただきたい。

(3) 申請に際しての基本的事項

問 14 原形復旧の基本的な考え方は何か。

- 負担法第 2 条第 2 項において、「「災害復旧事業」とは、災害に因って必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む）」とされている。また、第 3 項においては、「原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設をすることを目的とするものは・・・(中略)・・・災害復旧事業とみなす」とされている。
- 負担法取扱要綱第 2 において、「「原形に復旧すること」とは、(中略)被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧すること」とされている。
- 災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業は、負担法の適用対象ではないものの、原形復旧の考え方はこれらに準じて取り扱うこととしている。

問 15 災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に際して、一部事務組合が構成されている市町村においては、一部事務組合と市町村のいずれが申請者になるべきか。

- 原則として一部事務組合が申請者となる。
- ただし、災害廃棄物は、通常のごみ処理と異なり、突発的かつ大量のごみが一時的に排出されることから、円滑かつ迅速な処理の必要上、構成市町村と一部事務組合との間で災害廃棄物の処理に関して何らかの取り決めをするのであれば、構成市町村を事業主体として申請することは可能である。

(前例 1)

平成 23 年東日本大震災 福島県白河市・矢吹町ほか及び白河地方広域市町村圏整備組合
東日本大震災においては、膨大な災害廃棄物等が発生したため、一部事務組合と構成市町

村との間で役割分担を行い、それぞれが申請を行った。

(前例 2) 一部事務組合が通常よりも多く受け入れた分を災害廃棄物の受入量として、その分の処理に係る燃料費、薬品等の費用を構成市町村に請求し、構成市町村はその経費を補助金として申請する場合もある。

問 16 以前に申請して査定をされた内容は再度申請できるのか。

○災害査定において査定をされたものは市町村の責任において対処すべきものであり、再度の申請をすることはできない。

問 17 災害査定の前に再度の災害により被害を受けたが、どのように取り扱うのか。

○新たな異常な天然現象により被害が拡大した場合には、災害等廃棄物処理事業の場合、基本的には、前災と後災を合わせて申請することとなる。ただし、同一市町村であっても被災箇所が区分できる場合には分けて申請することとなる。また、施設復旧事業の場合は、前災のみに係る査定を受け、その後、後災に関する査定を受ける場合もある。

○申請の考え方としては、前災と後災の切り分けができない場合には、後災が発災から 1 か月以内であれば、後災を含めて前災の被害状況を修正し前災として申請、発災から 1 か月以上であれば、前災を取り下げて前災を含めて後災として申請することも可能である。

問 18 事業が完了する前に再度災害により被害を受けたが、どのように取り扱うのか。

○災害査定が完了し、事業費が決定された後であって、事業が完了しない間に、再度の災害により被害が生じた場合には、前災の未着手又は未施工部分は、新たに生じた災害による事業に合わせて施工することとなる。

○なお、新たな被災部分が異常な天然現象によらない場合や限度額（指定市 80 万円、市町村 40 万円）未満の場合で、被災部分が当該被災前の施設と効用上一体をなしており、かつ当該被災施設の復旧目的を達成するために必要があると認められるものは、前災の事業費変更等で対応することとなる。

問 19 災害査定は実地によるべきか机上によるべきか。

○災害査定は、原則として実地によるが、申請額が 200 万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については机上によることができる。

○実地調査要領第 2（調査の方法）（2）において、「調査は、原則として実地にて行うものとするが、申請額が 200 万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地福祉事務所等において机上にて調査を行うことができる」とされている。

○災害等廃棄物処理事業の場合、災害査定時において、全ての処理が完了している等の場合には、実地調査は困難（＝実地に調査すべき災害廃棄物がない）であることから、机上

により査定が行われる場合もある。

問 20 災害査定はいつまでに終了しなければならないのか。

- 原則として、発災した年の 12 月末までに終了する必要がある。ただし、財務局等との調整の結果、1 月以降に査定を行うこともあり得る。
- これは、負担法第 4 条において、「その年の一月一日から一二月三十一日までに発生した災害につき・・・」とあり、災害復旧事業については年災の考え方（年度ではない）が取られており、環境省においてもこれに準じて災害査定を行っているためである。
- なお、他省庁では発災後概ね 2 か月以内に行っている事業もあり、事業完了前でも査定は可能であるのでできる限り早期の査定をお願いしたい。
- また、立ち入りが禁止されている地域等であって、復旧のための現地調査もできない場合においては、年度を越えて査定を受けることを妨げない。

問 21 過年災害は申請できるのか。

- 災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業について、過年災害（前年以前の災害）を申請することは可能である。例えば、当年の年末に近い時期に被害を受けた場合には、翌年に申請を行うことも想定される。ただし、問 20 のとおり、災害査定は、原則として発災した年の 12 月末までに終了する必要があるため、申請ができる状況だったにも関わらず単なる事務的な遅延によって過年して申請することはできない。
- なお、負担法の適用となる災害復旧事業については、過年災害は欠格要件に該当することから申請をすることはできないが、環境省の災害復旧事業は、実地調査要領によることとされており、実地調査要領には過年災害を欠格とする規定はないためである。

問 22 申請前に事業着工することは可能か。

- 災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業では、申請前に事業着工をすることが可能である（いわゆる施越事業）。事業着手に際しては、事後に行われる災害査定に備えて、都道府県を通じ地方環境事務所等の担当者と密に連絡願いたい。

3. 災害査定

（1）災害等報告書の作成

問 23 災害等報告書の作成上の留意点は何か。

- 災害等報告書は、国庫補助申請の意思表示となる重要な書類であり、環境省は提出された災害等報告書に基づき災害査定を行い被害額の確定を行うこととなることから、内容は明瞭に作成する必要がある。
- 特に留意するべき点は、
 - ・災害発生の事実について公的データが整えられているか

被災＝補助対象ではないため、災害原因が採択要件を満たしているのかの事実を証明することが必要。

- ・被害の概要が明らかになっているか

写真や地図等を用いて具体的に被害の概要、程度等を明らかにすることが必要。

- ・算出された事業費は適正か。また、その根拠は妥当か。

計上された各経費について、数量の根拠、単価の根拠、契約方法等はそれぞれ合理的かつ適正か。

- 特に机上調査の場合にあっては、**実地調査要領第2（調査の方法）（2）**において、「写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする」とされていることから、被害の概要等を示す写真等の資料の準備が不可欠である。

問 24 災害等報告書以外に準備すべき書類は何か。

- 災害等報告書に盛り込まれている内容を補足するための資料の準備が必要である。例えば、災害廃棄物の発生状況を詳細に示した図面や写真、各契約に係る事業実施状況を示す書類（作業日報等）、災害廃棄物処理の実績を示す資料（計量結果等）などがある。
- 特に、机上調査の場合にあっては、**実地調査要領第2（調査の方法）（2）**において、「写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする」とされていることから、被害状況等を十分に説明できるよう資料を準備しておくことが重要である。

問 25 災害等報告書に添付する写真はどのようなものが必要か。

- 災害等廃棄物処理事業にあっては、災害廃棄物の発生状況や発生量が把握できる写真、廃棄物処理施設災害復旧事業にあっては、被害箇所や被害状況が把握できる写真が必要不可欠である。特に、机上調査の場合にあっては、被害状況を確認する手段は写真のみになることから、発災直後から災害査定を意識し、申請に必要となる写真の記録を残しておくことが重要である。
- こうした被災状況の写真の撮り方は、「公共土木施設災害復旧の災害査定添付写真の撮り方（平成26年改訂版）」（発行：一般社団法人全日本建設技術協会）が参考になるのでご参考いただきたい。

（2）災害査定

問 26 実地調査と机上調査の違いは何か。

- 災害査定には、実地による方法と机上による方法の2種類がある。環境省の災害関係事業は、**実地調査要領第2（調査の方法）（2）**において、原則として実地によりよることとされ、申請額が200万円未満又は止むを得ない理由により実地調査が困難である箇所

については机上調査によることができるとされている。

- 実地調査はまさしく被害にあった現場において、被害状況等の調査を行うものであり、机上調査は都道府県等の事務所において、書面により調査を行うものである。
- 災害復旧という性質上、早期に被害額の確定を行いできる限り早期復旧に資するため、また、査定事務の効率化及び簡素化を図るため机上調査を積極的に活用いただきたい。

問 27 査定官と立会官の役割の違いは何か。

- 査定官は、環境本省の廃棄物適正処理推進課職員又は地方環境事務所の資源循環課職員が、災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業について被害額を確定するために災害査定を行う。この査定にあたっては、被害の概要や被害額の算出方法等を審査し、必要に応じ技術的な指導を行った上、被害額の確定を行っているところである。
- 立会官は、財政を主管する財務省の立場として、各省庁が行う災害査定に立会（りっかい）し、災害復旧費の決定の妥当性を確認し、その旨を査定官に意思表示することとされている。
- 災害査定への立会制度は、昭和 26 年ルース台風による災害復旧対策を契機として創設され（昭和 26 年 10 月 16 日閣議決定）、今日に至っている。立会官の所管業務は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 7 条の規定に基づく検査立会に関する件」（昭和 26 年 10 月 22 日付け蔵計第 2452 号）に定められ、主として、①異常な天然現象による災害復旧事業であること、②各省庁所管に係る災害復旧事業であること、③適用除外の災害復旧事業でないこと、を確認することとされている。

問 28 災害査定を受ける場合の留意点は何か。

- 災害査定を受ける場合に際しての留意点として考えられる点を列記すると下記のとおりである。

（申請段階）

- ・現地を十分に把握した上で申請をすること。特に、災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況が明瞭であること
- ・過年災害との重複申請をしないこと
- ・災害原因を公的データで確認し、採択要件に合致しているか確認すること
- ・災害報告書に添付した書類のほか、写真や処理実績等の分かる資料を準備しておくこと（写真）
- ・机上査定にあたっては、被災事実と被害量等が十分に確認できるようなものを準備すること。
- ・被災後査定を受けるまでに時間を要するため、被災状況が不明確になるケースもあるので、作業状況や被災状況の写真を事前に準備すること

（現地調査）

- ・ 災害報告書との整合性を十分に留意し説明をすること

問 29 失格と欠格の違いは何か。

- 負担法の適用となる災害復旧事業においては、失格とは、被災事実が認められても1箇所工事の費用が限度額に満たないため災害復旧事業の対象とならない場合をいい、欠格とは災害として認められないもので欠格理由に該当するものをいう。
- 環境省の災害関係事業は、負担法の直接的な適用となるものではないため、「失格」「欠格」という用語をあまり用いないが、実地調査要領第5において適用除外となるべきものが掲げられており、負担法と同趣旨が盛り込まれているところである。

問 30 災害査定で一部事業について査定をされたがこの手続きはどのようにすればよいか。

- 災害査定において一部事業について査定をされた場合には、実地調査要領第5において適用除外に該当すると判断されたものであることから、申請者において復旧を図らなければならない。

問 31 災害査定で立会官と意見が一致せず保留となったが、保留解除の手続きはどのようにすればよいか。

- 環境省（査定官）と財務局（立会官）の意見が一致しなかった場合、査定官は、実地調査要領第9（報告）の別紙様式第2を作成の上、環境本省へ報告することとなる。
- 環境本省では別紙様式第2の報告があった場合には、環境本省（廃棄物適正処理推進課）と財務本省（主計局司計課）との間でその内容について協議を行い、被害額を確定することとなる。協議の際には、査定の詳細な内容や立会官の意見等について、査定官より聴取した上で協議を行うこととなる。

問 32 調査額が保留額を超えて保留となったが、保留解除の手続きはどのようにすればよいか。

- 災害査定において、調査額が1億円を超える場合には、査定官は、実地調査要領第9（報告）別紙様式第2を作成の上、環境本省へ報告することとなる。
- 環境本省では別紙様式第2の報告があった場合には、環境本省（廃棄物適正処理推進課）と財務本省（主計局司計課）との間でその内容について協議を行う被害額を確定することとなる。協議の際には、査定の詳細な内容や立会官の意見等について、査定官より聴取した上で協議を行うこととなる（問31と同様の手続きであるが、査定官と立会官の意見が一致している場合には、財務本省とのやりとりは申請内容の確認に留まることが多い）。

問 33 災害査定後に予期せぬ事情により査定額を超えることとなったが、再度の査定を受けることは可能か。

- 同一の災害を原因として一度査定を受けた箇所については、再度の査定を受けることはできない。また、災害査定後に再度別の災害により被害が拡大したような場合には、原則として問 18 のように対応することとなる。
- 一方で、災害等廃棄物処理事業のように、申請時において災害廃棄物発生量を見込みにより申請し、予期せぬ事情により発生量等が変更される場合も想定される。その場合においては、その見込みが判明した時点で早めに個別に環境省に相談いただきたい。

問 34 災害査定で決定した事業費から予算の都合で事業費が減額されることはあるのか。

- 近年、災害が多発し、かつ、その規模も大きくなってきていることから、環境省の災害関連事業の当初予算額では復旧額を手当することが困難となっており、環境本省において、予備費や補正予算によって追加財政措置を要求している。これまでは追加財政措置をいただき、査定結果に基づく事業費に応じた額を補助してきているところであり、予算の都合で査定において決定した額よりも事業費を下回って交付したことはない。

問 35 災害査定時に書類に不備があった場合にはどのように対応すればよいか。

- 書類の不足や誤謬等によって、災害査定時に書類に不備を指摘した場合には、申請者より追加で資料の提示等を受け、確認をする必要がある。
- 申請者においては、このような指摘に備えて、災害査定当日には十分な体制を整えておくことが重要である（机上調査の場合には、査定会場に PC 等を持ち込み、不足書類を本庁等から送付してもらうという体制を整えておく有効である）。

(3) 災害査定後の手続き

問 36 災害査定後の手続きはどのようにすればよいのか。

- 地方環境事務所においては、査定結果を環境本省に報告するため、実地調査要領第 9（報告）に基づき、別紙様式 1（立会官と意見が一致しなかった場合または調査額が 1 億円を超える場合には別紙様式 2 も含む）と朱入れを行った災害報告書を環境本省あてに送付願いたい。
- 市町村においては、上記の報告があった後、環境本省より限度額の通知を送付するので、補助金交付の申請に向けた準備をお願いしたい。

問 37 災害査定後の事業内容の変更はどこまで可能か。

- 事業内容の変更が生じた場合には、個別に環境本省あてに相談いただきたい。
- 東日本大震災においては、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施

設災害復旧事業の実地調査の取扱いについて」(平成 24 年 3 月 2 日付け環廃対発第 120302001 号)において、必要な事務手続きを定めたところであり、東日本大震災以外の災害についても、査定後事業内容の変更が生じる場合は想定されることであることから、個別に対応を行うこととなる。

問 38 補助金の概算払は可能か。

- 環境省の災害関係事業は、(目)補助金で予算措置がなされており、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 22 条及び予算決算及び会計令第 58 条(昭和 22 年勅令第 165)号の規定により、概算払ができる経費として指定されている。そのため、災害査定後、速やかな支払を希望する市町村等については、概算払について早めに(災害査定前から)相談を環境本省あてに相談いただきたい。交付決定後、環境本省より財務本省に概算払協議を行うこととなる。
- ただし、年末近くになって災害査定が行われた場合には概算払協議に要する時間が取れなくなることから、ご希望に沿えない場合もありえる。

問 39 交付申請時、実績報告時、精算交付申請時に作業日報等の提出は必要か。

- 令和 2 年の地方分権改革に関する提案等を受け、地方公共団体の負担軽減を図り災害対応に注力できるようにする観点から、災害等報告書に添付する資料については、必要最小限のものとなるよう、令和 3 年 2 月に本マニュアルを改正したところ。
- 災害査定時に提出をしなかった作業日報、業務報告書、伝票及び員数が分かる資料については、交付申請時等も提出が不要である(作業日報、業務報告書、伝票等及び員数が分かる資料を一覧にしたものは必要)。
- また、従来、契約に至る書類(起案の写しなどの内部決裁書類)の提出を求めていたが、締結済みの契約書などにより内部決裁は終わっていると考えられることから、今後は、提出不要である。なお、書面審査の際に疑義が生じた場合は、提出を求めることがあるため、引き続き、市町村において、書類の整理、保管は必要である。

4. 補助事業の対象について

(1) 災害等廃棄物処理事業

問 40 災害等廃棄物のために必要となった市町村職員の超過勤務手当は補助対象か。

- 補助対象外である。

問 41 災害等廃棄物の処理を民間事業者に委託した場合、その委託料は補助対象か。

- 補助対象である。

問 42 災害等廃棄物の収集をボランティアで行った場合には、その活動に必要な経費は補助対象か。

- 補助対象外である。
- あくまでもボランティアであって、ボランティア活動に対して補助をすることはできない。なお、シルバー人材センターなどに仮置場での分別作業等を委託したなどの委託関係があれば補助対象になり得る。

問 43 被災した家屋の解体費は補助対象か。

- 被災家屋の解体への補助については、従前より、明らかに廃棄物と観念できる全壊家屋を対象としている。
- 令和 2 年 7 月豪雨については、大量の災害廃棄物の発生が見込まれるとともに、今般の災害が「特定非常災害」に指定されたことを踏まえ、被災者の生活の早期再建を促進するため、半壊家屋の解体も含めて補助対象とすることとしたところ。
- 今後の災害においても、大量の災害廃棄物の発生が見込まれ、当該災害が「特定非常災害」に指定された場合には、半壊家屋の解体も含めて補助対象とする。

(参照)

災害等廃棄物処理事業の取扱いについて（令和 2 年 7 月 31 日発出）

問 44 リ災証明がまだ発行されていないが、今にも倒壊の危険があり生活環境保全上の支障が生じている家屋について緊急的に解体を行った場合に補助対象となるのか。

- リ災証明が発行されていなくても市町村が解体の必要があると判断した家屋については補助対象となり得る。その際、既に廃棄物といえる状態であったのか、生活環境保全上の支障が本当にあったのか等の具体的な理由を確認するので、事前にしっかりと準備をしておくこと。
- なお、リ災証明書が発行されない場合は、リ災証明書の発行と同様に市町村が調査をして、全壊や半壊相当と被災証明書等で示してもらえれば当該補助金の対象になる。

問 45 個人が事業者へ発注して行った災害等廃棄物の撤去作業費は補助対象か。

- 災害等廃棄物処理事業は、市町村が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業を対象としていることから、個人や企業が自ら災害等廃棄物を撤去した場合の作業費は補助対象外である。
- ただし、市町村が本来行うはずだった廃棄物処理を個人が代わって事業者へ発注して行った場合に、民法第 697 条に規定する事務管理を行ったと整理され、同法第 702 条第 1 項又は第 2 項に基づき市町村に当該費用を請求した場合は補助対象となり得る。なお、当該事業を実施する場合は、市町村においてどの事業までを災害廃棄物処理事業として行うかという点が大事なので、要綱・要領の制定等、整理をきちんと行うこと。

問 46 問 45 のただし書きにある事業とは具体的にはどういったものを想定しているのか。また、市町村でどのように判断したら補助対象となるのか。

- 問 45 で想定している事業としては、家屋周辺及び家屋内の土砂混じりがれきの撤去や全壊家屋の撤去を個人が事業者へ発注して行った場合を想定している。なお、当該事業を行う際には、市町村において制度設計をきちんと行う必要があり、どういった場合に事業の対象となるのか明確にする必要がある。
- 近年の事例では、当該事業（いわゆる費用償還事業）の要綱を設定し、取扱いを参照するなどして市町村で設定をした額と実際にかかった額のいずれか低いほうを償還するというものが主流となっている。当該事業を行おうとする際には地方環境事務所や環境本省にお問い合わせ願いたい。

問 47 災害により損壊した住家等の修繕・リフォームに係る費用は補助対象となるのか。

- 災害により損壊した瓦等の処分費用は当該補助金の補助対象となるが、その他住家等の修繕・リフォームに係る費用は補助対象外となる。

問 48 搬入道路や場内道路の敷鉄板、砂利敷、草木の除去は補助対象か。

- 実施要領第 2 の 1. (2) ⑥において、運搬に必要な最小限度の道路整備費が計上されており、災害等廃棄物の運搬車両が通行できるよう整備をするための経費は補助対象となり得る。
- 申請にあたっては、災害等廃棄物を処理するにあたって、当該搬入道路や敷鉄板、砂利敷等を敷設しなければならない必要性について十分に整理をする必要がある（災害査定時に必要性を十分に説明しきれずに、査定官が必要性を認めず補助対象外とした事例もある）。
- 災害査定時に必要な資料の例としては、図面等、枚数や範囲が確認できる資料、写真、必要数量の算出根拠資料などが挙げられる。

問 49 収集・運搬にかかる高速道路使用料金は補助対象か。

- 一般道が災害により閉鎖をされる、広域処理のため遠方へ運搬する必要がある場合など、特に必要と認められる場合を除き有料道路の使用料金は補助対象外である。
(補助対象とした前例)
 - ・広域処理を行うために遠方へ災害廃棄物を運搬する必要があることから補助対象とした事例がある（平成 23 年東日本大震災）

問 50 通常 2 炉運転の焼却施設において災害等廃棄物を受け入れることによって 3 炉運転を行った場合の追加 1 炉の運転費用や通常の運転時間を延長して処分した場合の延長稼働費用については補助対象となるか。

- 市町村が災害のために通常操業より余計にかかった災害等廃棄物の処分費用については補助対象であり、災害等廃棄物の処分に要した金額が明確である場合にはその部分について補助対象となる。通常のごみと併せて処理した場合など、災害等廃棄物分のみを抽出することが困難な場合には通常ごみと災害廃棄物の処理量で按分等を行い算出する。

ただし、焼却、破碎、埋立等で直接災害廃棄物の処分に必要であることが明確な委託費、燃料費、薬品費などの経費のみが対象となる。

問 51 被災した自動車や船舶の処分は補助対象か。

- 被災した自動車や船舶については、保険制度の活用や有価物としての売却等により所有者の責任で対応するべきものであり、原則として補助対象外である。ただし、市町村が対応しなければならない特別な事由がある場合には環境省に相談いただきたい。

(補助対象とした前例)

三宅島噴火に際して、離島という特殊性及び長期の避難という実態に鑑み補助対象とした事例がある(平成 12 年三宅島噴火、東京都三宅村(補助申請は平成 16 年))。

問 52 便槽からの汚水の汲み取り費用は全額補助対象か。

- 「厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について」(昭和 59 年 9 月 7 日付け事務連絡第 227 号) 3 (その他)において、「災害廃棄物処理事業のうち、し尿くみ取りについては、維持分として便槽容量の 2 分の 1 を調査の対象から除外する」とされていることから 2 分の 1 が補助対象となる。

問 53 仮設トイレの借上料は補助対象か。

- 避難所等における仮設トイレの設置は災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の対象となっていることから補助対象外である。
- なお、実施要領第 2 の 1. (1) ②において、「特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの」は、収集、運搬及び処分に要した経費は補助対象となる。

問 54 1 者随意契約を行っている場合は、必ず査定をされるのか。

- 市町村が民間事業者等との間で災害協定を締結している場合や地域内で対応可能な業者が 1 者しか存在しないなどの随意契約理由がある場合には、契約内容や価格等の妥当性に鑑み申請額とおりとすることはあり得る。やむをえず 1 者のみの随意契約によらなければならない場合は、その理由について文書等で整理を行い、査定時においてその内容を

説明いただきたい。

- なお、特段の理由もなく、1者のみに随意契約を行い、合見積等の資料もない場合には、査定の対象となり得る。
- また、発災後一定の期間が経過し、緊急性が失われた時点において、入札等ができる環境であれば、競争性をもった契約を検討する必要があるため、災害協定を締結している場合であっても査定の対象になり得る。

問 55 諸経費は災害等廃棄物処理事業では補助対象外であるので全て補助対象外か。

- 解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきに係る委託業務について、当該委託業務に要する額の100分の15以内または仮置き場及び土砂混じりがれきに係る委託業務について、土木工事積算基準に基づいて積算を行う場合は同基準に定める間接工事費及び一般管理費等が計上できるものとする。
- 委託費等の費目のなかで、諸経費として金額が提示されている場合であっても、内容によっては補助対象とすべき経費（運搬費等の積み上げによる経費）が含まれている可能性があるため、対象として申請される場合には、諸経費の内容について確認が出来るよう準備を整えておくようにしていただきたい。

問 56 災害等廃棄物について、民間団体に対して市町村等が補助金を出している場合、当該経費は補助対象となるか。

- 災害等廃棄物処理事業は、市町村が行う災害等廃棄物の処理に対して補助をするものであり、民間団体が行った事業に対して市町村が補助を行っても補助対象とはならない。

問 57 中小企業の災害廃棄物は補助対象となるか。また、中小企業の定義は何か。

- 中小企業（個人商店を含む）の災害廃棄物は、一般家庭等から排出された災害廃棄物と性状等が同様のものもあり、さらに、これらが一体となって仮置き場などに集積されている場合もあることから、市町村が生活環境保全上特に必要として一体的に処理を行う場合は、このような中小企業の災害廃棄物も補助対象となる
- なお、中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号の規定による中小企業を言うが、これによりがたい場合には、個別に環境省まで相談いただきたい。

問 58 災害に起因して海岸に漂着した漂着ごみは補助対象か。150m³以上の要件は採択要件になるのか。

- 災害に起因して海岸に漂着した漂着ごみ（海外からのものも含む）の処理については、その処理費が限度額（指定市800千円、市町村400千円）を満たしていれば補助対象となる。なお、船舶の荷崩れ等による積荷の漂着について、排出者が特定できる場合は、補助対象とならない。

問 59 採択要件である限度額「指定市 800 千円以上、市町村 400 千円以上」の要件は、ごみ処理・し尿処理のそれぞれで金額を超えていなければならないのか。

○ごみ処理とし尿処理を合わせて限度額を超えていれば補助対象となる。

問 60 A 市の施設が被災により運転できない状態になり、A 市で発生した災害廃棄物の処理を B 市へ委託している。B 市の処理費用が A 市の処理費用よりも高いが、そのような場合、B 市での処理費用と A 市での処理費用との差額は補助対象となるか。

○やむを得ない事情がある場合、B 市と A 市との間に生じた処理費用との差額も含めて補助対象となる。なお、災害報告書等を作成する際に、処理量等が重複しないよう留意が必要である。

問 61 被災地から災害等廃棄物を搬出し、処理やりサイクルを行う場合、どのような手続きが必要か。例えば、被災市町村と、受入側の県、市町村、処理業者などとの間で協定締結等が必要か。

○他市町村へは協定、覚書又は委託契約などが、処理業者へは委託契約が必要である。発災直後は口頭連絡等でやりとりをしていたものであっても、口頭約束のみでは補助対象としては認められず、追って書面での契約等を行いその内容が確認できるよう留意されたい。

問 62 広域連合で廃棄物の処理を行っている場合、要綱上の扱いは一部事務組合と同様と捉えてよいか。

○差し支えない。

○災害等廃棄物処理事業を申請できる事業主体は、市町村、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条に規定する一部事務組合、第 291 条の 2 に規定する広域連合、第 281 条に規定する特別区である。その他の特別地方公共団体も申請を否定するものではないが、通常、災害等廃棄物処理事業を実施する事業主体としては考えられないことから、仮に申請を希望するような場合には個別に相談いただきたい。

問 63 A 市が B 市に事業の一部を委託した場合、申請はどちらの市が行い、どちらの単価を使用することとなるのか。

○申請は、災害により被災をした A 市から行い、A 市は B 市に委託料を支払い、補助金の申請には B 市との間で委託契約等を締結した単価を使用することとなる。

○なお、このような場合、B 市が災害廃棄物ということで条例等の規定により手数料等を免除していたとしても、当該処理に要した経費を B 市から補助申請することはできない（B 市においては被災の事実がないため、災害の採択要件を満たさない）。

問 64 交付申請はごみ処理とし尿処理で分けて申請するのか。

○両方の事業を合わせて申請する。

問 65 A 市ではし尿処理事業を A 市が、ごみ処理事業を B 一部事務組合がそれぞれ行っているが、補助申請は分けることとなるのか。

○事業実施主体が異なることから、それぞれ、A 市がし尿処理事業を、B 一部事務組合がごみ処理事業を申請することとなる。この場合、それぞれが補助対象となる限度額（市町村 400 千円、指定市 800 千円）を超えていなければならない。

問 66 液状化による土砂の処理は補助対象か。

○地震等による液状化現象による土砂の処理は災害廃棄物処理事業の補助対象外である。
（関連事業）国土交通省 堆積土砂排除事業 など

問 67 一部事務組合において、規約で定めている分担割合と処理の実態が乖離しているが、申請は現在の分担割合で行うのか。

○規約で定めている分担割合がどのような経緯で定められたのかは定かではないが、一部事務組合と構成市町村間において、どこが申請するかも含め適切に判断されたい。

問 68 仮置場付近に捨てられてしまった、災害由来の廃棄物の処理については補助対象か。

○市町村が処理の必要があると判断し、自ら処理をしたものは補助対象となるが、そもそも仮置場付近に投棄されないよう特段の配慮をいただきたい。

問 69 仮置場に運搬前のがれきなどに対し、衛生保持のため薬剤散布を行った場合の薬品費・労務費は補助対象となるか。

○衛生保持や生活環境保全を目的として、災害廃棄物処理の一環として行われる場合は補助対象である。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 27 条第 2 項及び第 28 条第 2 項の規定に基づいて実施する、災害に伴う感染症発生予防、まんえん防止を目的として行われるねずみ族、昆虫等の駆除のために行う薬剤散布は補助対象外である。

問 70 がれき等を撤去した後に、衛生保持のため薬剤散布を行った場合の薬品費・労務費は補助対象になるか。

○問 69 のとおり、衛生保持や生活環境保全を目的として、災害等廃棄物処理の一環として行われる場合は補助対象であり、例示をすると下記のとおりである。

・撤去前の災害等廃棄物が堆積している場所で発生する害虫等の駆除

- ・災害等廃棄物の仮置場で発生する害虫等の駆除
- ・災害等廃棄物の撤去作業の一環として行う、撤去場所の衛生保持のための害虫等の駆除

問 71 業務用冷凍空調機器からのフロン類回収は補助対象か。

- 所有者が特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）（フロン回収・破壊法）に基づく回収及び破壊を行うことが基本であるが、生活環境保全上の観点から、市町村が必要に応じて回収・破壊を行った場合は補助対象となる。
- なお、「災害時におけるフロン等対策の推進について」（平成 16 年 7 月 23 日付け環廃対発第 040723002 号、環地保発第 040723002 号廃棄物対策課・環境保全対策課長通知）において、災害時におけるフロン等対策の推進について記載があるので参考いただきたい。

問 72 海岸保全区域内の漂着ごみについても市町村が処理する場合には補助対象か。

- 海岸保全区域内の漂着ごみ被害については補助対象外である。

問 73 自然災害により被害を受け使用不可能となった浄化槽について、浄化槽を掘り出した上で処理する場合、補助対象か。

- 市町村設置型の浄化槽は廃棄物処理施設災害復旧事業の補助対象であり、災害廃棄物処理事業の対象ではない。なお、個人設置型の浄化槽は、廃棄物処理施設災害復旧事業において補助対象外とされていることから、家屋解体と一体として撤去を行った場合には補助対象となり得る。

問 74 がれき等の一時保管のみを民間事業者へ委託する場合、この委託費用は補助対象か。

- 補助対象となりうるが、災害査定時において、なぜ一時保管の必要があったのかその必要性の提示が必要である。

問 75 災害により施設が休止状態となっており、本来その施設で処理する廃棄物を遠方へ運搬して処理する場合、運搬費等の費用については補助対象か。

- 災害により施設が被災した場合、広域処理に係る生活ごみ・し尿のかかりまし経費は、補助対象である。

（参照）

災害により滞っている生活ごみ・し尿の処理について（令和元年 10 月 28 日事務連絡）

問 76 し尿処理事業の諸経費、事務費は補助対象か。

- 原則として補助対象外である。

問 77 「委託業務」とは、例えば、仮置場の整備で工事として発注した場合も「委託」として補助対象か。

- 質問の事業内容は補助対象である。
- 委託料は、市町村から他の地方公共団体や民間事業者へ委託する経費が含まれるものであり、補助対象か否かはその委託業務の内容により採否を決定することとなる。
- なお、委託業務の内訳に含まれる諸経費は、実地調査要領の規定により補助対象外となる部分もあるので留意が必要となる。

問 78 仮置場の警備員に係る委託料（又は労務費）は補助対象か。

- 原則として補助対象外であるが、例えば繁華街等が近く、集積された廃棄物に酔客等が近づく恐れがあるなど、仮置場の設置状況によって警備員の配置が必要な理由がある場合は対象となり得る。
- なお、仮置場での災害廃棄物の搬入・搬出等に必要な交通誘導員は補助対象となり得る。

問 79 鉄くず等の有価物の売却益の取扱いはどのようにするのか。

- 有価物の売却によって利益が生じたものは、災害報告書においては「有価物売却益」として申請額から控除をし、交付申請書や実績報告書においては「寄付金その他の収入額」欄に記載し、事業費から差し引くこととなる。
- なお、災害査定時において、有価物売却益の金額が見込めず、控除額の算出が困難である場合には、交付申請時又は実績報告時において確定額をもって控除することで差し支えない。
- ただし、東日本大震災においては、事務的なミスにより有価物売却益が正しく控除額に計上されていないケースが散見され、後日補助金返還に至った事例もあったことから、災害等廃棄物処理のフローから有価物売却が想定される場合には各種報告書の作成については特段のご留意をいただきたい。

問 80 分別した災害等廃棄物を再生利用するための経費は補助対象か。

- 災害等廃棄物を中間処理・再生利用するための経費は補助対象である。例えば、木質系の廃棄物をリサイクルする際、塩分や土砂等の除去のため、再分別や洗浄が必要な場合は補助対象となる。

問 81 移動式の破砕機をリースし、処理事業を行う場合、リース料は補助対象か。

- 処理に必要な設備のリース料は補助対象である。

問 82 仮置場の土地購入費は補助対象か。

○土地の購入費は補助対象外である。

問 83 仮置場の造成費は補助対象か。

○近年は災害が激甚化し、発生する災害廃棄物の量も膨大になっている。その処理にあたっては、仮置場の造成が必要となる場合もあることから、補助対象である。なお、仮置場造成にあたっては、敷鉄板や敷砂利等の必要性や適切性を説明できるようにしておくこと。

問 84 仮置場設置にあたっての調査費（土壌調査費等）は補助対象か。

○原則として補助対象外であるが、近年は災害が激甚化し、発生する災害廃棄物の性質も多岐にわたることから、その処理にあたって、仮置場において特に調査費が必要となる場合には個別に相談いただきたい。

問 85 仮置場の原形復旧費は補助対象か。

○公園等の人が多く立ち入る公共性の高い場所の場合、表層に残ったがれきを除去するために表土をはぎ取り、土入れを行うことは補助対象である。

問 86 仮置場への不法投棄防止・飛散防止のためのフェンスは補助対象か。

○補助対象である。

問 87 仮置場に収集した災害廃棄物の飛散防止のための経費は補助対象か。

○補助対象である。

問 88 仮置場の周辺に住家等があり、アスベストが飛散していないか確認するための経費は補助対象か。

○近年は甚大な被害が生じる災害が発生し、発生する災害廃棄物の性質も多岐にわたることから、その処理にあたって、仮置場において特に必要となる場合には個別に相談いただきたい。

問 89 収集した災害等廃棄物にアスベストや PCB 等の有害物質が含まれていないかを
確認するための検査費用は補助対象か。

○通常行われている検査や処理受入先からの要請によって必要な検査は、処理に必要な経費として補助対象である。

問 90 被災した家電リサイクル法対象製品の処理費について、所有者が特定できない家電製品を引き取った場合、補助対象か。

- 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）（いわゆる家電リサイクル法）第 2 条第 4 項で定める特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）の処理については、「災害時における廃家電の取扱いについて」（平成 13 年 10 月 2 日付け環廃対第 398 号廃棄物対策課長通知）に基づき適切に処理いただきたい。この場合、市町村が処理を行った場合には、当該経費は補助対象となる。

問 91 自動二輪車、原動機付自転車の処理費は補助対象か。

- 原則として補助対象外であるが、所有者が不明等である場合は、個別に相談されたい。

問 92 津波堆積物の処理は補助対象か。

- 廃棄物を含む津波堆積物であれば補助対象である。

問 93 災害による停電の影響で廃棄せざるを得なくなった食品等については補助対象か。

- 停電によって食品が直ちに廃棄物になるとは考えにくいいため、原則として対象外である（本来、所有者において移動等の措置を講じるべき）。

（補助対象とした前例）

- ・地震及び津波により漁港の冷凍倉庫が被災した上、さらに停電をしたことによって、保管していた魚が腐敗し生活環境保全上の支障が生じた事例について、海洋投入処分等を行う経費について補助対象とした事例がある（平成 23 年東日本大震災）

問 94 海中から災害廃棄物を引き上げ、処理をする経費は補助対象か。

- 海中に沈んだ廃棄物や海域の漁具等の処理については、当該箇所の管理者が取り組むことが基本である（港湾や漁港の災害復旧事業や漁場のがれき処理に係る漁場復旧対策支援事業などの支援制度がある）。

問 95 災害廃棄物の処理について全体の計画や進捗管理等をコンサルタントに委託する場合、その費用は補助対象か。

- 近年は災害が激甚化し、発生する災害廃棄物の量も膨大になっている。その処理にあたっては、市町村担当者のみでの対応は困難となる場合も想定されるから、個別に相談をいただきたい。なお、近年の災害においては、多数の家屋解体を実施する場合において、「被災家屋等解体・撤去管理業務」「被災家屋等解体・撤去現地調査業務」といった専門的な業務に係るコンサルタント業務は補助対象として認めているところ。

問 96 仮設焼却炉にかかる費用は補助対象か。

- 近年は災害が激甚化し、発生する災害廃棄物の量も膨大になっている。その処理にあたっては、広域処理のみでは費用が高くなったり処理期間が長くなることも想定されることから、個別に相談をいただきたい。

(補助対象とした例)

平成 23 年東日本大震災

問 97 農地、農業用施設用地や漁港海岸保全区域上の災害廃棄物の処理は補助対象か。

- 農地、農業用施設用地や漁港海岸保全区域上の災害廃棄物の処理は管理者が行うのが基本である。
- 一方で、農業用ハウス等の倒壊が発生し、これらが長期間放置されると新たな災害等により周辺環境へ支障を及ぼすおそれがあるため、生活環境保全の観点から支障が認められ、市町村がこれらの農業用ハウス等について、一体的に収集（撤去を含む）、運搬及び処分を行う場合、災害廃棄物処理事業の補助対象となる。

(参照)

被災した農業用ハウス等の農林水産関係廃棄物に係る災害廃棄物処理事業について

(令和 2 年 7 月 10 日事務連絡)

問 98 災害等廃棄物の処理にあたって必要な環境測定は補助対象か。

- 環境省災害廃棄物対策指針等に基づき実施された環境測定は、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するために必要な経費として補助対象である。

問 99 自動車購入費の計上方法はどうすればよいか。

- 補助対象外である。必要な場合は、自動車借上料として、1 日当たりの借上相当額に使用日数を乗じて得た額を計上することとなる。

問 100 廃タイヤの処分費は補助対象か。

- タイヤやバッテリーなど、災害発生以前から不要品であったと思われるものについては補助対象外であるが、地域によっては夏用・冬用タイヤを準備する地域もあり、そのように各家庭で保管しているタイヤ等が流失等した場合には補助対象となり得る。

問 101 豪雨等により上流から流され、河川敷に漂着した流木は補助対象か。

- 原則として補助対象外である。
- なお、河川敷の公園等で、他の補助事業の対象とならず、かつ、市町村が生活環境の保全上必要と判断した場合には補助対象となり得るので、個別に相談願いたい。

(関連事業) 国土交通省河川復旧事業 など

問 102 地すべりによる災害土砂の処分費は補助対象か。

- 原則として補助対象外であるが、廃棄物と土砂が渾然一体（土砂混じりがれき）となり、生活環境保全上の支障がある災害廃棄物と観念できる場合には補助対象になり得る。
（関連事業）国土交通省所管地すべり対策事業 など

問 103 災害廃棄物の収集等を手伝ったボランティアに対する報酬や弁当、お茶代は補助対象か。

- 補助対象外である。あくまでもボランティアであって、ボランティア活動に対して補助をすることはできない。

問 104 被災した消火器やパソコン等の処分費は補助対象か。

- 市町村が生活環境の保全上必要があると認め、自らの事業として処理を行うのであれば、補助対象である。

問 105 市町村が所有している機械器具の修繕費は補助対象か。

- 定期的に行っている修繕費は補助対象外であるが、災害等廃棄物を処理するに当たって特に必要とした修繕費は補助対象である。

問 106 台風等によりテトラポットに打ち上げられた漂着ごみは補助対象か。

- 原則として補助対象外である。
（関連事業）国土交通省又は農林水産省所管災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 など

問 107 漂流ごみは補助対象か。

- 漂流ごみは補助対象外である。

問 108 海底ごみは補助対象か。

- 海底ごみは補助対象外である。

問 109 土砂災害により大量の土砂が家屋等と渾然一体となり廃棄物となった場合に、早期の復旧を図るため国土交通省所管の道路復旧事業や堆積土砂排除事業などと一体として契約をした場合に補助対象となるのか。

- 補助対象となり得る。ただし、それぞれの復旧事業の要件を満たしている必要がある。

(2) 廃棄物処理施設災害復旧事業

問 110 廃棄物処理施設災害復旧事業について、施設建設時に補助金の交付を受けずに単費で建設した場合、本事業の交付対象となるのか。

- 補助の対象となる。施設建設時において、補助金を受給しているか否か、他省庁の補助金の交付を受けているか否かは、廃棄物処理施設災害復旧事業における採択要件とは関係ない。

問 111 復旧事業の対象となるものは、施設建設時の補助要綱等に定められているものに限られるのか。

- 施設の稼働に直接必要となるものについては補助対象である。
○ただし、実地調査要領第三（調査の対象）（2）（3）に調査対象外が掲げられているところである。

問 112 浄化槽（市町村整備推進事業）が補助対象となっているが、その前身である浄化槽（特定生活排水処理事業）は補助対象か。

- 補助対象である。

問 113 単費で生活排水処理施設を建設しているが、災害により被災したため復旧事業を行う場合、補助対象となるか。（一般廃棄物処理施設として生活排水処理施設を対象施設としているが、現行の循環型社会形成推進交付金では交付対象とされていない）

- 施設の稼働に直接必要となるものについては補助対象である。現行の循環型社会形成推進交付金で交付対象か否かは廃棄物処理施設災害復旧事業の採択要件ではない。

問 114 施設の敷地外の法面が崩落し、施設が被害にあったが、法面の復旧は補助対象か。

- 当該崩落により施設に被害を及ぼし、施設の運営に支障が出ている場合、施設の稼働に直接必要となる部分については補助対象である。

問 115 原形復旧ができないため、同等程度の整備を行ったが、補助対象か。

- 原形復旧の考え方は問 14 のとおりであるが、原形復旧ができない場合（例えば、元の場所が危険、施設が古く同じ機材が入手困難等）は同等程度の復旧とみなし、補助対象となり得る。

問 116 原形復旧は可能であるが、同等程度の別の機器を導入した方が安価である場合、当該機器は補助対象か。

○原則は原形復旧であるが、原形復旧よりも良い手段があればその手段により行った復旧も対象である。

問 117 復旧事業が当該年度に完了しなかった場合、繰越は可能か。

○年度内に事業が完了しなかった場合には、都道府県を通じ、管轄の財務局に対して、予算の繰越手続きを行うこととなる。やむを得ず年度内に事業が完了せず、繰越せざるを得なくなった場合には、事務手続きの詳細については、環境省までお問い合わせいただきたい。

問 118 復旧事業にあたり、保険が適用になった場合、その費用の取扱いはどうすればよいか。

○保険が適用され、保険金が下りた場合には、その費用は寄付金その他の収入額として控除した上で申請されたい。

問 119 PFI 事業により建設した施設について、災害により被災した場合、補助対象か。

○PFI 事業により建設した施設も補助対象であるが、申請主体が誰になるのかに留意いただきたい。

(参考) PFI 方式の形態別により想定される事業実施主体

方式	形態	施設所有 (申請者)	資金 調達	設計 建設	施設 運営
BOT 方式	民間事業者自ら資金調達を行う、施設を建設(Build)・所有し、事業期間にわたり維持管理・運営(Operate)を行った後、事業終了時点で公共に所有権を移転(Transfer)する方式	民間	民間	民間	民間
BT0 方式	民間事業者自ら資金調達を行い、施設を建設(Build)した後、施設の所有権を公共に移転(Transfer)し、施設の維持管理・運営(Operate)を民間事業者が事業終了時点まで行っていく方式	公共	民間	民間	民間
B00 方式	民間事業者自ら資金調達を行い、施設を建設(Build)・所有(Own)し、事業期間にわたり維持管理・運営(Operate)を行った後、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤	民間	民間	民間	民間

	去する等の方式				
DBO 方式	民間事業者が施設設計 (Design) ・施設を建設 (Build) ・施設の維持管理 ・運営 (Operate) を行う。公共が資金調達を行い、設計 ・建設に関与し、施設を所有する。	公共	公共	公共 / 民間	民間

問 120 循環型社会形成推進交付金で整備している最中の施設が被災したが、復旧事業の補助対象か。

- 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害による手戻り工事は、当該工事が竣工して効用を発揮するまでは他の事業の手戻り工事とし、災害復旧事業の対象とはならない。工事施工中とは、工事請負契約書に記載された着工の日から竣工検査の完了までの間をいう。なお、部分竣工して独立した機能のある施設が被災した場合は、災害復旧事業の対象となる。

問 121 補助対象から除外されるものとして、事務所、倉庫、公舎等の施設とあるが、「等」とは何か。

- 廃棄物処理施設の運営等に直接かかわらないものが含まれている。
○なお、いわゆる管理棟の施設運転に必要な部分は廃棄物施設の運営等に直接かかわるため対象である。ただし、休憩室や施設の運営に影響を及ぼさない箇所の蛍光灯などは補助対象外である。

問 122 埋立を終了し廃止に向けた最終処分場（水処理等の管理を継続中）が被災したが、補助対象か。

- 廃止をしていない維持管理中の廃棄物処理施設と考えられるため補助の対象となる。

問 123 取水施設が破損したため、応急対応として別の水源等を確保し、運転を開始したが、水量が足りず、2 炉のうち 1 炉のみを運転再開している。応急対応（配管の敷設等）の経費は応急仮工事費等として補助対象となるのか。

- 負担法の対象となっている事業では、いわゆる応急工事として補助対象となっている場合がある。これによると、応急工事は原則として管理者の負担において施工すべきものであるが、主務大臣が特別の事情があると認める場合は補助対象となり得るとされている。
○環境省の災害復旧事業もこれに準じて考えると、応急工事を実施しないと地域の廃棄物処理が滞るなどの具体的な支障が生じること、1 炉運転では地域から発生する廃棄物を処理できず生活環境保全上重大な支障が生じること、応急工事は今後復旧を予定している取水施設の竣工を待つ猶予がないのか、などの必要性を説明できることが必要になる。

- また、応急仮工事は本工事の完了に伴い撤去され、工事の実態が確認できないため、入念な写真記録を残すことが必要である。

問 124 復旧事業の実施にあたって必要な設計費は補助対象か。

- 原則として補助対象外である。原型復旧が困難で、そのような経費が必要な場合は個別にご相談いただきたい。

問 125 落雷により廃棄物処理施設の設備が被災したが、復旧事業の対象になるか。また、どのような資料等を用意すればよいか。

- 落雷は、異常な天然現象のひとつであり、廃棄物処理施設災害復旧事業の対象となる。
- 落雷の場合、通常の災害とは違い、落雷により制御装置や通信機器等が被災を受けることから、目視での確認は不十分となる。従って、被災があったこと証明する資料や、施設の被害状況等の資料をわかりやすく整理する必要がある。
- 災害の事実を確認するための資料の例示は以下のとおり。
- (1) 落雷で施設が被災したことを証明する資料
- ・ 地方気象台の雷に対する注意報・警報等発令状況の資料（気象台は落雷についての目視の情報は提供してくれるが、落雷証明に類するものは提供していない）
 - ・ 民間気象会社による落雷証明書（ただし、証明書の発行は有料であることが多い）
 - ・ 被災地域住民等の落雷確認の資料
 - ・ 落雷・雷に関する新聞記事等
 - ・ 落雷地点の写真等
- (2) 施設の被災状況説明資料
- ・ プリントアウトデータ資料（欠測・異常値の説明用。落雷時刻が推定できる）
 - ・ 雷の想定進入ルート等を写真等で整理
 - ・ 部品の被災状況の写真及び説明資料

問 126 破損した設備の部品交換に伴う機器のオーバーホールは補助対象か。

- 原形復旧が不経済（例えば、部品がすでに生産中止、オーバーホールした方が安価など）の場合は補助対象となり得る。

問 127 破損した設備の部品交換に際して機能アップをすることは補助対象か。

- 災害復旧の原則は原形復旧であるため、機能をアップすることは補助対象外である。ただし、代替部品がそれしかない場合等は補助対象となり得る。

問 128 施設場内の街路灯の復旧は補助対象か。

- 施設の稼働に直接必要がないことから補助対象外である。

問 129 取壊しを含む原形復旧は補助対象か。

○それを行わなければ原形復旧が望めないものについては補助対象である。

問 130 エレベータの復旧は補助対象か。

○事業実施に直接必要な部分のみ補助対象である。

問 131 工事雑費は補助対象か。

○原則として補助対象外である。中身が諸経費である場合は、諸経費の算定の中に含める。